

『とほがたり』研究

—その構造と構想—

杉田 良恵

序章 『とはすがたり』の構造と構想

2

第一章 宮中編の構造―玄輝門院の呼称から

- 一 東二条院と東の御方 6
- 二 東の御方の立場 6
- 三 粥杖事件の顛末 7
- 四 事件の背景 9
- 五 東の御方と二条 12
- 六 玄輝門院の登場 18
- 七 その後の玄輝門院 20

第二章 那智の夢―八幡の託宣として

- 一 那智の夢 28
- 二 那智という場所 29
- 三 対の構図 30
- 四 僧俗二躰・女躰二躰 33
- 五 石清水八幡宮と熊野 35
- 六 霊夢の行方 36

第三章 二条の父と母

- 一 雅忠についての研究 42
- 二 雅忠の訓えと『乳母のふみ』 43
- 三 雅忠の遺言と『乳母のふみ』 45
- 四 雅忠の助産 48
- 五 遊義門院への傾斜 54

第四章 後深草院の実像―『とはすがたり』が目指したもの

- 一 『とはすがたり』における後深草院像 60
- 二 後深草院の宸翰 63
- 三 後深草院と琵琶 64
- 四 家族の中の後深草院 71
- 後嵯峨・大宮両院、および龜山院との関係 71
- 后妃との関係 76
- 伏見天皇との関係 80

第五章 もう一つの『源氏物語』

- 一 『とはすがたり』における『源氏物語』撰取の研究 93
- 二 桐壺更衣の投影―〈後深草院／東二条院／二条〉と〈桐壺帝／弘徽殿女御／桐壺更衣〉 94
- 三 紫の上の投影―〈光源氏／紫の上／藤壺〉と〈後深草院／二条／大納言典侍〉 96
- 四 父の遺言に導かれる娘―〈雅忠／二条〉と〈八の宮／大君〉 101
- 五 女三宮の投影―〈後深草院／二条／有明の月〉と〈光源氏／女三宮／柏木〉 102
- 六 情念による作品支配―有明の月と六条御息所 103
- 七 尼の行方―二条と女三宮・浮舟 104

終章 跋文とその周辺

- 一 回収されていく伏線 109
- 二 回収されなかった問題 110
- 三 要素の交替 111
- 四 「和歌」の顕在化 113
- 五 跋文の祈り 116

付録 『とはすがたり』系図

凡例

一 本稿で使用する主なテキストは以下の通りである。

・『とほすがたり』は三角洋一校注『とほすがたり たまきはる』（新日本古典文学大系50 一九九四年 岩波書店）

・『後深草天皇宸記』『伏見天皇宸記』『勘仲記』は増補史料大成（臨川書店）

・『花園天皇宸記』『公衡公記』は史料纂集（続群書類従完成会）

・『實躬卿記』は大日本古記録（岩波書店）

・『増鏡』は井上宗雄著『増鏡』（講談社学術文庫 一九七九～一九八三年 講談社）

・『源氏物語』は阿部秋生・秋山虔・今井源衛・鈴木日出男校注『源氏物語』（新編日本古典文学全集①～⑥ 一九九四～一九九八年 小学館）

・『文机談』は岩佐美代子『文机談全注釈』（二〇〇七年 笠間書院）

二 和歌の引用は、特別にことわらない限り、『新編国歌大観』による。

三 その他のテキストについては、本文中、あるいは各章末で明らかにするようつとめた。

四 漢文の引用については、読みやすさを考慮し、書き下し文に改めたものがある。

五 引用文中の「」内は割注、（ ）内は杉田が付した注である。

序章

『とはずがたり』は、語りの軸となるいくつかの要素が機能的に関連し合って、成り立っている作品であると言える。本稿は、それらに注目しながら全体の構造を分析し、読み解いていこうと試みるものである。

はじめにそれぞれの軸を確かめ、どの章でその問題を中心的にとり上げていくかを示してみたい。

第一の軸として挙げられるのは、「後深草院」の存在である。『とはずがたり』は、二条が後深草院の愛妾となった文永八年（一二七一）正月から書き出され、後深草院三回忌の仏事を聴聞した徳治元年（一三〇六）七月をもって擱筆される。作者二条が、後深草院と自己との関係を追及し、自分にとって院は何者であったのか、院にとっての自分はどのような存在であったのかを探る道筋を、言表したものが『とはずがたり』であると言えよう。

「後深草院」については、特に「第三章 夢の解釈―二条の父と母」、「第四章 後深草院の画像―『とはずがたり』が目指したもので」で分析する。

第二の軸は、「石清水八幡宮」への信仰である。源氏の氏神であり、二条の自己形成に深く関わっている家格への矜持と不可分であり、二条の信仰の中で最も重視されるべきものである。二条も後深草院も年始には毎年参詣する習わしであり、後嵯峨院恩賜の琵琶の奉納先でもあり、後深草院（巻四）と遊義門院との偶然の邂逅（巻五）の舞台となった、聖域でもある。

『とはずがたり』の中で、二条の八幡信仰のあり方を最も鮮明に描き出していると考えられるのが、後深草院一周忌直後に配される「那智の夢」（巻五）である。この夢は熊野那智を舞台とし、社殿も含めた道具立てが、すべて対の構図を成している。同時代史料は、中世の円満具足の表象が「対称形」で現れることを示しており、この夢は、後深草院と雅忠の後世安楽を暗示するものと読める。加えて、この構図は、『石清水八幡宮並極楽寺縁起之事』に見える、石清水八幡宮の神体説―俗躰、法躰、女躰二躰の構図に重なる。中世では、熊野の証誠殿は、「証誠大菩薩」と呼ばれることも多く、「那智の夢」は、石清水八幡宮を透き写しにした霊夢であったことが、夢の構図に黙示されている。

以上について、「第二章 那智の夢―八幡の託宣として」で分析する。

第三の軸は「父と母」の要素である。後深草院が二条を愛妾としたのは、実母「大納言典侍」が後深草院の「新枕」の相手、つまりは院に性教育をほどこした女性であり、院の報われなかった大納言典侍への初恋の思いが、その発端となっている。そして、二条が、自身の後宮としての挫折が、早すぎる両親の他界、特に後見である父雅忠の死に起因すると考えていたことは明らかである。『とはずがたり』の中で、大納言典侍と雅忠の存在が、後深草院とその後宮二条、という二人の関係を形作り、一方では崩壊させるものとして機能している。特に雅忠の造形は特徴的

で、雅忠は、父でありながら、当時の「母親」的特性の強い人物として描かれており、その性質が最も鮮明になるのが、二条の後深草院皇子出産の場面（巻一）である。また遺戒（巻一）に象徴される、雅忠の二条への訓戒もまた、当時の母親もしくは乳母が、女子に施すべき教育内容と重なることが多い。二条は、早世した大納言典侍に代わる「母親」的存在としての雅忠を描き出している。一方二条は、君主であり、養育者としての擬似的「親」であり、夫としての一面も担っていた後深草院を、院の崩御後（巻五）から、「父親」的な存在として捉え直していく。

以上について、「第三章 夢の解釈―二条の父と母」で分析する。

第四の軸は、「源氏物語」である。『とはずがたり』は、作品の構成から人物造形、引き歌、文飾のレベルまで、さまざまな次元で『源氏物語』を取り込んでいる。

その中で、後深草院中宮東二条院は、「弘徽殿の女御」に重ねられ、一方自らは「桐壺の更衣」によそえられる。確たる後見のない二条を、東二条院は後宮社会から排斥し、最後には追放する役割を担っている。その強烈な人物造形に隠されて目立たないが、伏見天皇生母東の御方藤原愔子^{いんし}は、実は二条の心理を表現するうえで、東二条院以上に重要な役割を担っている。

以上について、「第一章 宮中編の構造―玄輝門院の呼称から」で分析する。

また、『源氏物語』の登場人物によそえられる人々のなかで、特に重要なのは、「有明の月」である。二条に恋慕する仁和寺の高僧有明の月は、恋の途中で、女三宮の懐妊を予兆する夢を見て死ぬ「柏木」に擬せられ、対する二条が、薫を出産後、出家へと至る女三宮に準えられる。有明の月の二条への執着は、あたかも源氏の、六条御息所への恐怖が、女三宮の出家（柏木）と紫の上の死病（若菜下）の場面に御息所の怨霊を見せるごとく、その死後も作品を貫く重低音として機能する。

また、複数の男性からの求愛に悩み、出家した女性の生き方を描いている点では、『源氏物語』で語られなかった浮舟のその後を、二条は生きているのだととらえることができる。

以上を「第五章 もう一つの『源氏物語』」で分析する。

第五の軸は「西行」への憧憬である。二条は、「雪の曙」との間の女兒と出産直後に生き別れ、産褥のうちに前年生まれた皇子を亡くす、という過酷な体験をした（巻一）。その回想の中で、九歳の時「西行が修行の記」という絵巻で目にした、清流に散る桜を眺める西行の姿に憧れ、自身も「修行記」を成し、亡き後までの形見としたいとの想いを抱き続けていたことを独白する。跋文でも、自分の修行は、西行の方法に倣ったのであると確認されているのだが、「西行」をいかに踏まえ、なぞっているかについては、「終章 跋文とその周辺」で分析する。

第六の軸は「琵琶」の存在である。実際の後深草院は琵琶に熟練しており、龜山院の「笛」に對抗するものとして、後深草院の自尊感情と分ち難く結びついていた。琵琶は、南北朝期には「持明院統」の御家芸となり、統を象徴するものとなったが、『とはずがたり』には、後深草院

の琵琶の技量を示す記述がない。むしろ『とはずがたり』の「琵琶」は二条との関わりを主に描かれ「村上源氏」と「後深草院への思慕」の象徴として扱われている。

しかし、松山（巻五）での言及を最後に、琵琶は『とはずがたり』から姿を消す。それと入れ替わるかのように、際立ってくるのが「和歌」と「五部大乘経」の存在である。松山から帰京し、父の三十三回忌を経ての夜、夢中の雅忠に「勅撰集入集」を教導されたことから、二条の和歌研鑽への意欲が顕在化する。同じ松山の場面から、五部の大乘経書写に照準が合せられ、後深草院の崩御を経て、二条の写経の進度は急激に加速する。

「琵琶」に込められた家格意識は「勅撰集入集」への願いへ、「後深草院への思慕」を「五部大乘経書写」へ形を変え、収斂させているのである。

以上について、「終章 跋文とその周辺」で分析する。

このように、『とはずがたり』は複数の軸に沿って語られていくが、また全体の構成に目をむけると、これらの要素が、時に伏線となりながら、高い整合性を持って構成されていることに気付く。『とはずがたり』の本文が、江戸期の写本一本（注1）しか残っておらず、他に対校する本文もないため（注2）、現在ある本文に基づいて分析する以外に方法がないのだが、その限りにおいて、この作品はよく計算されて要素を配しており、張られた伏線は原則として後の巻で回収されるのである。

しかしその一方で、未回収のまま残される要素もある。未完成の「五部大乘経」と「後深草院の往生」、そして「琵琶」がそれである。

これらの意味するものについては、「終章 跋文とその周辺」で分析する。

以上のように、『とはずがたり』は複数の要素を軸にしながら展開するが、それらを用いながら次の様な構想を実現していると考えられる。王朝日記文学の伝統に連ならんとする意図である。『とはずがたり』の内容は後深草院の「私的」側面に偏っており、「政治性」など、その他のものは注意深く捨象される。二条が一貫して語ろうとしたのは、「王」に近侍するもの以外は知ることのできない「王」の姿であり、讃岐典侍が堀河院の闘病と死を記し留めたのと同様である。その意味で『とはずがたり』は、古代的日記文学の伝統の正統的継承者としての役割を担おうとしているのである。以上については「第四章 後深草院の実像―『とはずがたり』が目指したものの」で中心的に分析する。

今一つは、八幡に選ばれし者としての自らの人生を、『源氏物語』や西行の生涯に準えつつ描き出すことである。それらの具体相については「第五章 もう一つの『源氏物語』―終章 跋文とその周辺」で分析してみたい。

〔注〕

1 宮内庁書陵部蔵。後西天皇、靈元天皇の時代に禁裏複本事業の一つとして、当時の公卿たちの手によって写された。外題は、靈驗天皇の宸筆。

2 現在欠脱が想定されているのは、巻四に二か所、正応二年（一二八九）武蔵国川口での越年の記事と、巻五に二か所、嘉元二年（一二三〇四）七月一日八幡参籠の記事と巻末に、写本の原本に切り取られた痕跡がある旨の注記がある部分と、巻四の末尾が「まづ笠置寺かたせきと申所を過ぎす行ゆ。」と、明らかに未完の形で終わっている部分。また、巻三と巻四との間にも、二条の出家に関する何らかの記事があったとの見方もある。書写年代が十四世紀初めに遡ると見られる断簡が数点あるが、何れも書陵部本との本文の異同は大きい。その内、伝承筆者西行法師とする古筆切は、わずか四行のうち、書陵部本との異同が六ヶ所も認められる。田中登『とはすがたり』の新出古写断簡「『汲古』43号 二〇〇三年六月）参照。

一 東二条院と東の御方

『とはすがたり』は、二条が院の寵を受けた文永八年（一二七一）をもって始まり、後深草院三回忌徳治元年（一二三〇六）をもって終わる。二条は、後深草院の「寵人」であった。そのような立場にあった作者が、後深草院という最高貴人との関係を、時には臣下として、時には男と女として激しく葛藤しながら模索しているのが『とはすがたり』という作品の一面であると言える。当然、後宮としての二条が、公にどう扱われていたかを探ろうとする研究は多い。作品論、人物論などの中で自ずと言及せざるを得ない。あらゆる所へ派生する種々の因子を孕んだ問題といえよう。

本稿でも、後深草院後宮の中の二条に注目したい。『大日本史』は、後深草院の後宮は、中宮藤原公子（以下東二条院）を筆頭に、典侍藤原氏、御匣殿藤原房子、三善忠子、藤原愔子（以下東の御方）、藤原相子、藤原成子の七人をあげるが（注1）、無論、このすべてが二条と同時期に後宮にあったわけではない。松本寧至氏は、文永八年以前に確実に後宮にあったのは、東二条院、東の御方、藤原成子、三善忠子の四人としている（注2）が、『とはすがたり』は、御匣殿藤原房子が、文永九年六月お産により亡くなったことを記しているし、後宮として「西の御方」と呼ばれた太政大臣通雅女の存在も見える。二条のように記録に残るには至らなかった女も多いであろう。二条の同僚たちの中にも、後深草院の「寵人」は常にいたと思われる（注3）。

二条は、愔子内親王、三年の人、「雨夜の傾城（ささがいの女）」など、後深草院の、その場限りの情事については、進んで筆を費やすが、后妃の立場にいた女性たちについては口を閉ざす。後深草院の後妃の記述は、中宮であった東二条院と、伏見天皇生母となった東の御方の二人に限定される。『とはすがたり』の世界で、語るに足るとされたのが後の位にあった女と国母となつた女であった。つまりこの二人が二条のへりくだらざるを得なかった後深草院の「御身内」ということなのであるが、二人のうち、東の御方は後深草院の閨の相手としての役割がはっきりと描かれ、一種特別な位置を与えられているのである。ここでは、従来、強烈な個性をもって描かれる東二条院の影に隠れてあまり注目されることのなかった、この東の御方の書き方を見ることによって、『とはすがたり』が描こうとしたものを探っていきたい。

二 東の御方の立場

はじめに東の御方の後宮での立場を確かめておく。

『女院小伝』（注4）によれば、東の御方愔子は、左大臣実雄の女。伏見天皇の生母である。

他に、仁和寺に入った性仁法親王、永陽門院久子を産む。弘安三年（一二八〇）正月八日、三十

五歳で従三位に叙せられ、伏見天皇即位の年の正応元年（一二八八）十二月十六日に四十三歳にして、准三宮、同日玄輝門院の号を受け女院となる。その三年後の正応四年（一二九一）八月二十五日に出家、法名自性智。元徳元年（一三二九）八月三十日に八十四歳で亡くなっている。

また、亀山天后であり、後宇多天皇の母でもある京極院信子は彼女の異母姉である。この姉は美しい人で、類まれな美質ゆえに父の特別な愛情をうけ、同母兄公宗は彼女のために恋死し、亀山天皇に入内の後は格別に寵愛された、という逸話が『増鏡』『北野の雪』に見える。

それに対し、東の御方はいたって地味である。建治元年（一二七五）十一月五日に、後の伏見天皇である熙仁親王が皇太子に立ったとはいえ、それまでは親王宣下もなかった。しかも、天皇より年上の皇太子で、情勢次第では廃太子になるかも知れず、長い隠忍自重の日々を強いられた。『増鏡』『北野の雪』には、後宇多天皇の誕生の華やかさに対しての熙仁親王の不遇な境遇が実に対照的に描かれている（注5）。東の御方が後深草院の第一皇子を挙げたにもかかわらず、後嵯峨院をはじめとする周囲は西園寺家出身の東二条院に遠慮しており、熙仁は世継ぎとは見做されなかった。『とはずがたり』に描かれるのは、両統が緊迫した駆け引きを繰り返していた熙仁皇太子時代の東の御方である。

三 粥杖事件の顛末

では、早速『とはずがたり』の中の東の御方に目を向けて行きたい。『とはずがたり』において、東の御方は主に三つの主要な場面に登場する。巻二の、いわゆる「粥杖事件」と「女楽事件」、巻三の御所退出の場面である。特に、「粥杖事件」への登場は、二条の後深草院後宮としての立場を考える上で、示唆に富む。

「粥杖事件」は、巻二、建治元年（一二七五）二条十八歳、東の御方三十歳の正月の出来事である（注6）。皇子の死や、後深草院を巡る愛憎の念に早くも疲れ、二条は憂愁の思いに沈んでいる。その思いとは対照的に、御屠蘇気分に加え、熙仁の立太子に沸き立つ後深草院御所で、正月十五日、粥杖の行事（注7）をゲームに仕立て、後深草院方、東宮方左右に分かれて打ち合うという遊びを行った。後深草院方はすべて女房、東宮方は院の近習で男女對抗試合を行ったわけであるが、女房方唯一の男性である後深草院は実は裏切り者で、近習たちと語らって女房たちを打たせたうえ、自身もまた女房を打つ側に回った。おさまらないのは女房たちである。

A 妬き事なりとて、東の御方と申合せて、「十八日には、御所（後深草院）を打ちまいるせん」といふ事を談義して、

『弁内侍日記』には、建長三年正月十五日の記事に、「十八日より、内裏にはただ御所の様とて、打つべきよし仰言ありしに」とあり、後深草院御所では、十八日以後も尻を打ちあう習慣であったことが見える。この日をねらって、後深草院後宮である東の御方と二条を中心に仕返しの計画が練られた。十八日の朝、朝食を終えた後深草院は、女房たちが手ぐすねを引いて待っているとも知らず、常の御所にやってくる。

B 東の御方と二人、末の一間にて、何となき物語して、「一定、御所はこゝへ出でさせおはしなむ」と言ひて待まいらするに、案にも違はず、おぼしめし寄らぬ御事なれば、御大口ばかりにて、「など、これほど常の御所には、人影もせぬぞ。こゝにはたれか候ぞ」とて入らせおはしましたるを、東の御方、かき抱きまいらす。「あな悲しや。人やある」と仰せらるれども、きと参る人もなし。からうして、廂に師親の大納言が参らんとするをば、馬道に候真清水、「子細候。通しまいらすまじ」とて、杖を持ちたるを見て、逃げなどするほどに、思ふさまに打ちまいらせぬ。「これより後、長く人して打たせじ」と、よく御怠状せさせ給ひぬ。

(巻二 67・68頁)

主犯格が、後深草院を押さえつけた東の御方と直接杖をあてた二条、間接的にでも玉体に接触する役割を寵人が担い、他が見張り役、という分担。「御怠状」は「詫び証文」の意で、口頭か書面で一筆取られたのか、とにかく謝罪したらしい。

一件落着かと思いきや、さらに三回戦がおこなわれる。その日の夕供御の折、後深草院は公卿たちに向かって恨み言を述べる。「一同せられけるにや」(お前たちも女房たちに味方したのか)と、公卿たちを責め、それを否定する公卿たちによって犯人が追及される。「さて、君を打ちまいらすほどの事は、女房なりと申すとも、罪科軽かるまじき事に候」と、その罪を問うことになり、二条の仕業とも知らない叔父善勝寺大納言藤原隆頭が、「さて、この女房の名字はたれぞ。急ぎうけたまはりて、罪科のやうをも、公卿一同に計らひ申すべし」と評定を主張。後深草院の、その罪は一族に連座するのかとの問いに対して、隆頭は「六親と申して、みな累り候」(皆連座する)と言い切る。この隆頭の言質を取るに及んで、後深草院はおもむろに犯人を暴露する。

C 「まさしく我を打ちたるは、中院大納言が娘、四条大納言隆親が孫、善勝寺の大納言隆頭の卿が姪と申やらん、又随分養子と聞こゆれば、御娘と申すべきにや、二条殿の御局の御仕事なれば、まづ一番に、人の上ならずやあらん」

後深草院が、「御娘」「二条殿」「御局」「御仕事」など、不自然なほど改まった表現をとっているのは、正式な訴訟の評定に準じることで、まんまと嵌められた大納言隆頭をからかっているであろう。また、「随分養子」とは、「養女分として特に面倒をみている」ということか。二条と隆頭が実際に養子関係を結んでいたのか定かではないが、二条と隆頭の関係の深さを比喩的に表したものと考えておく。

結局、めでたい正月のことでもあり、物品で罪を償う「贖い」をせよ、という話に落ち着く。しかし、ここで二条は、後深草院の訴えに、東の御方の存在が欠落していることに、周囲が鼻白むほど反発する。

D「これ、身として思ひ寄らず候。十五日に、余りに御所、強く打たせおはしまし候のみならず、公卿、殿上人を召し集めて打たせられ候し事、本意なく思ひまいらせ候しかども、身数ならず候へば、思ひ寄る方なく候しを、東の御方、「この恨み、思ひ返しまいらせん。同心せよ」と候しかば、「さ、うけ給はり候ぬ」と申て、打ちまいらせて候し時に、我一人罪に当たるべきに候はず」

(巻二 69・70頁)

ずいぶんとはっきりした物言いをしている。しかし、玉体に杖をあてた罪は大きいという理由で二条の弁明は無視され、贖いに決まるのである。

東の御方の登場はここまでで、この後、四条隆親、隆頭父子、西園寺実兼、の順で贖いが続けられるが、隆頭の主張で、久我家側の義理の祖母「久我の尼上」(以下「久我尼」。注8)と叔母(注9)にも申し入れがされる。しかし、尼上が、二条の後深草院の養育責任を追及する旨の申状を送り返してきたことから、その主張が正当とされ、被害者である後深草院自身もまた贖いを務めるといふ落ちがつき、この件は結着する。

四 事件の背景

以上が粥杖事件の顛末である。では、一見有閑貴族たちの乱痴気騒ぎと見えるこの事件から、なにを読み取るべきか。先行研究では、二条の、御所での人気絶頂時の象徴として記されているという見方、この事件を通して、贖いの順番などから二条の御所内での立場を読み取るという見方の大きく二つの系統の考察(注10)がなされているようである。

まずは後者の見方に従って、二条の後宮での立ち位置を読み取っていきこう。最初に、それが明

確に記されるのはCである。「六親」（父、母、兄、弟、妻、子）の筆頭として、後深草院は故雅忠、隆親、隆頭の三人を上げている。父親である雅忠は、すでに故人。隆親、隆頭は、外祖父と叔父であるから、本来ならば数に入らないはずであるが（注11）、二条を、その母大納言典侍の形見として、同一視して見る後深草院の意識の現れであろう。二条の継母「大納言の北方」や異母兄弟「少将雅頭」は言及すらされない。大納言典侍については、後に後深草院が自身で次のように語る。

「…我新枕は、故典侍大（＝大納言典侍）にしも習ひたりしかば、とにかくに人知れずおぼえしを、いまだ言ふかひなきほどの心地して、よろづ世の中つゝましくて明け暮れし程に、冬忠、雅忠などに主づかれて、隙をこそ人悪くうかゞひしか。腹の中にありし折も、心もとなく、いつか〜と、手の内なりしより、さばくりつけてありし」

（卷三 118頁）

後深草院にとって、大納言典侍は新枕の手ほどきをしてくれた、憧れの女性であった。他の男に縁付いて後も諦めきれず、その娘二条の誕生を懐妊中から楽しみにしており、生まれてからは、ほんの小さなころから構いつけていた。そして、二歳で母を失った二条を御所に引き取った。（後深草院／大納言典侍／二条）の関係は、『源氏物語』における〈源氏／藤壺／紫の上〉の関係に擬せられるが、後深草院にとって二条は、まさしく大納言典侍の形代であった。

その大納言典侍にとっては、隆親、隆頭は実の父と弟である。そしてこの意識は贖いの順番にもかかわってくる。実際に贖いをつとめたのは、一母方の祖父〈四条隆親〉を筆頭に、二母方の叔父〈四条隆頭〉、三西園寺実兼、四後深草院である。

一 善勝寺大納言御使ひにて、隆親卿のもとへ、事のよしを仰せらる。「返々尾籠のしわざに候けり。急ぎ贖い申さるべし」と申さる。「日数延び候へば、悪しかるべし。急ぎ〜」と責められて、廿日ぞ参られたる。御事ゆゑしくして、院の御方へ御直衣皆具、御小袖十、御太刀一参る。二条左大臣より公卿六人に太刀一づつ、女房たちの中へ檀紙百帖参らせらる。

（卷一 70頁）

二 廿一日、やがて善勝寺の大納言、御事常のごとく、御所へは綾、練貫、紫にて琴、琵琶を作りて参らせらる。又、銀の柳管に、瑠璃の御さか月（盃）参る。公卿に馬、牛、女房たちの中へ染物にて行器を作りて、糸にて瓜を作りて、十合参らせらる。

目 (後深草院方)「准后じゆしうよりも、罪累つみかりぬべくや」と、西園寺(実兼)に仰おほせらる。「余あまりにかすかなる仰おほせにも候まかな」と、しきりに申されしを、「いはれなし」とて、又責せめ落おとされて、それもつとめられき。御事常ごじつねのごとく、沈ちんの船ふねに、麝香じやかうの臍へそ三みつにて船差ふなさし作りて乗のせてと、御衣みえと、御所みよへ参まる。二条左大臣にに牛うし、太刀たち、残りのこの公卿こうけいには牛うし、女房にようぼうたちの中ちゆうへは箔はく、洲す流ながし、名なしたへ、紅梅こうばいなどの檀紙だんし百。

(巻二 71・72頁)

また、名前が挙がっても、結局つとめなかつたのが「父方の祖母(久我尼)、母方の叔母(京極殿か、又は久我通光女式乾門院御匣をあてる)」北山准后である。

目 北山准后は、隆親の姉で、西園寺実氏の妻(注12)である。後深草・龜山両天皇の祖母として西園寺家で大切に養われているが、四条家の出である。隆顕が、久我尼上と叔母京極殿に加えて、「北山の准后じゆしうこそ、幼おきなくより御芳心ほうしんにて、典侍すけ大たい(二条の母大納言典侍)も侍はべりしか」と、北山准后に、二条が母ともども世話になっていたことを根拠に、贖いを申し付けるべきだと主張をした。『とはずがたり』には、北山准后が姪の大納言典侍とその娘二条を猶子とし、二条の着袴の腰結い役もつとめたことも見える。ところが、後深草院は、「准后よりもそなたの方に罪がかかるのではないか」と、意味深な言葉で、罪を西園寺実兼に転嫁してしまう。当時実兼は二条と愛人関係にあった。後深草院が、公には西園寺家当主として北山准后の代行をさせたとも、二条と実兼の個人的な親しさを揶揄したとも解釈できる場面である(注13)。しかし、座興とはいえ、訴訟の形をとっている以上、公に秘すべき関係を根拠に罪科に処すわけにはいかない。北山准后の贖いは、実兼が行ったと見てよいだろう。

つまり、二条に連座し、贖いをつとめたのは、後深草院以外すべて四条家側の人間であり、名は挙がったものの必要なしと認められたのは久我家側の人間である。雅忠亡き後の実家が、二条の後ろ盾となり得ていないのは明らかで、久我の出自と家格を誇る二条が、現実には四条家の庇護の下、宮仕えを続けていることが浮き彫りになる箇所である。それは、取りも直さず、二条が久我家ではなく、家格の一段劣る四条家に属する存在として見做されていたことを示し、母大納言典侍の形見という立場も相俟って、後宮での二条の待遇に大きく影響したと考えられる。

後深草院の場合は自分の不始末を贖い、決着をつける恰好となった。久我尼の申し状は、幼い二条を御所に引き取ったことを根拠に、後深草院の養育責任を追及する。さらに、その申し状の詮議にあたった公卿たちに、三瀬河みつせをだに負おひ越こし候まなる物を」と、二条の初めての男性としての責任を科される。当時、女性は最初に契りを結んだ男性に背負われて、三途の川を渡るとい

俗信があった。世間は、二条にとつての後深草院を養育者として「父」代りとも「夫」とも認めているわけである。

(後深草院方)「とは何事ぞ。我御身の訴訟にて贖はせられて、又御所に御贖い有べきかと仰せあるに、(公卿達方)「上」として、咎ありと仰せあれば、下として又申も、いはれなきにあらざ」と、さま／＼申して、又御所に、御つとめあるべきに成ぬ。御事は経任うけ給はる。御太刀一づつ、公卿たち賜はり給。衣一具づつ、女房たち給はる。

(巻二 73頁)

二条は、贖いの順番とそれに至る状況説明を併せて、自身の後宮生活を支えている男たちとの関係を描き出している。すなわち、本来東の御方と肩を並べ得る高貴の姫君であるはずの自分が、実父の死によって実家と疎遠となり、四条家の世話になつてゐること、愛人西園寺実兼から経済的援助を受けてゐること、後深草院との関係が、ただの「寵人」ではなく、育ての「親」としての関係も含むことを、周りの公卿たちの客観的視点を通して、読者に示してゐるのである。

五 東の御方と二条

先述したとおり、作品世界では、二条と交流のあつた後深草院の後妃は、東二条院と東の御方のみに限定されている。そのうち、二条との対立が露わに描かれてゐるのは東二条院である。『とはずがたり』では、東二条院が二条に嫉妬し、二条への攻撃をくり返し、遂には二条を御所から追放したという書き方をしてゐるが、それが事実か否かは別として、二人の対立は誰が見ても明らかのように描かれてゐる。それに対して東の御方との関係は、一見、至極良好である。この「粥杖事件」も、二条の「自分は東の御方に同調したにすぎない」とする弁明を除けば、まるで仲のよい姉妹のようにも見える。また、御所退去の際にも、後深草院に無視された二条は、まず東の御方の所へ相談に行くのである。おそらく東の御方は、隠忍の日々が長かつたこともあり、さぶる人格の練れた女性であり、『徒然草』の三十三段に見えるように(注14)、物事に注意が行き届き、頼りがいもあつたのだと思われる。

そういった、東の御方の資質が垣間見られるのが「女楽事件」である。後深草院仙洞において、龜山院を招いての六条院の女楽(『源氏物語』「若菜」)を模した奏楽が企画され、東の御方は「紫の上」として和琴を、二条は「明石の君」として琵琶を弾くことになつてゐた。しかし開始直前、祖父隆親によつて、二条は、女三宮役の隆親娘「今参り」(藤原識子・後の鷲尾一品)の下座に席次を下げられる。

兵部卿参りて、「女房の座、いかに」とて見らるゝが、「このやう悪し。まねばるゝ女三宮、文台の御前なり。今まねぶ人の、これは叔母なり。あれは姪なり。上にゐるべき人なり。隆親、故大納言には上首なりき。何事に、下にゐるべきぞ。居直れ〜」と、声高に言ひければ、善勝寺、西園寺参りて、「これは別勅にて、候物を」と言へども、「何とてあれ、さるべき事かは」と言はるる上は、一旦こそあれ、さのみ言ふ人もなければ、御所はあなたに渡らせ給に、たれか告げまいらせんも詮なければ、座を下へ降ろされぬ。

(巻二 94・95頁)

女樂の席次は、後深草院が特別に定めたものであった。それは恐らく、格段に身分の低い「明石の君」の役を振られた二条を慰撫するためにとられた特例であったと考えられるが、隆親は二条と今参りが、姪と叔母の関係であること、かつて故雅忠が権中納言であった時に、自身は大納言であった(文応元年。一二六〇)ことを理由に、主張を変えず、二条の席は下された。この恥辱に耐えかねた二条は、琵琶の断弦と和歌を後深草院に残して、御所を出奔する。

この後、事情の説明を求めた後深草院に、事の次第を述べ事態を收拾したのは東の御方であった。

事のやうを御尋ねあるに、東の御方、有のまゝに申さる。

(巻二 96頁)

後深草院の別勅を蔑ろにしたともいえる隆親の行為を、事が起こった直後に、現場で公正に語るの難しい。語れる器量が東の御方にはあったのだろう。だからこそ、二条は、一面では姉に對するような信頼を寄せていたと考えられる。

しかし、『とはずがたり』における東の御方に関する記述は、皇子を後深草院との紐帯にして、妃としての立場を確立してしまつた東の御方を、自分に近いものとして描こうとする姿勢と、その反対に距離を置こうとする姿勢との間を揺れ動いている。

東の御方の初出は、龜山天皇が「後院の別当」を置いたことに対する不快感の表明として、後深草院が出家の意思を示した折、

御出家あるべしとて、人数定められしにも、「女房には東の御方、二条」とあそばされしかば、

(巻一 52頁)

出家の供として、女房の中から東の御方と二条を指名したという箇所である。熙仁親王立坊以前

のことであるから、後深草院後宮での東の御方の立場は、形の上では後深草院愛妾に過ぎなかったかも知れない。しかし、後深草院第一皇子の母であり、従一位左大臣まで上った実雄の娘である。少なくとも、有力な後ろ盾のない、故大納言の娘である二条と同列に論じられる存在ではなかったであろう。

やや時代は下るが、『女房の官しなのこと』（『群書類従』巻第七十三）は、二条良基が禁裏・仙洞・執柄家の女房の種類や称号について仮名文で記したものであり、本書を参考にすると、二条と東の御方の社会的立ち位置を相対的に見ることが出来る。本書の「仙洞」の欄は「大上臈」「小上臈」「中らふ」の三項を掲げ、それぞれの実家の家格を述べるのみであるが、「大かた仙洞はしつぺい家の女ぼうの官とかはるべからず。」とあるので、「執柄家」の記述を参照する。

そこでは、「東の御方」のように、方角を冠した「御かた／＼の名の事」は次のように説明されている（注15）。

北東御かたは上なり。南西は聊方角にてはをとりたる也。かた名とむき名とは、かた名はあがりたるやうに申伝へたるなり。

「東」は北とともに筆頭におかれる。この「かた名」は「むき名」とともに「上らふの名也。北の政所などはいはれずして。唯ならぬ人の名なり。」と説明されており、「東の御方」の呼称は上臈女房の最上位に位置づけられている。「唯ならぬ人」とは、北の政所のような正妻格ではないが、妻として重く用いられるべき人というほどの意味か。後深草院後宮で、「かた名」を持っているのは、東の御方と西の御方（太政大臣花山院藤原通雅女）であり、東西、上下対になっている。このように「東の御方」は後深草院後宮において、中宮に次ぐ呼び名であったことがわかる。それに対し、小路名である「二条」は、「仙洞」の小上臈の項に「大中納言人々の女どもまいる。又こうぢの名などゆるさるゝ也。」とあり、主に小上臈の名乗りであった。また「こうぢの名の事」の説明には、次のようにある。

一条二条三条近衛春日。これらは上の名也。大宮京極これらは中なり。高倉四条などは。小路のうちにもをとりたるなり。中らふの成あがりも小路の名は付也。

小路名の中では上の名ではあるが、場合によっては中臈も名乗ることもあるという。東の御方より、格段に低くに位置づけられる呼び名であることは確かである。

『とはずがたり』は、「二条」の呼称が与えられた経緯について、次のように記す。嵯峨殿御幸の折、東二条院から二条の三衣着用に対する批判を受けた後深草院は、生前の雅忠の言葉を引

用して次のように弁明する。

又、三衣(みつぎぬ)を着候事き、今始めたる事いまはじならず候。四歳さいの年とし、初参しよさむの折をり、(雅忠ガ)「わが身、位浅あひく候。祖父久我太政大臣おほぢが子こにて参らせ候はん」と申て、五緒をの車くるま、数相かずあこめ、二重織物ふたへをり聴ゆり候ぬ。そのほか又、大納言すけの典侍すけは、北山の入道太政大臣いとうしの猶子いとうしとて候しかば、次ついでみでこれも准后御猶子じゆこうの儀ぎにて、袴はかまを着初きそ候し折おり、腰こしを結いはせられ候し時かた、いづ方かたにつけても数衣かずぎぬ、白しろき袴はかまなどは許すべしといふ事こと、古ふるり候ぬ。(中略)大納言すけ、二条といふ名なを付つきて候しを、返かへしまいらせ候し事は、世隠かくれなく候。されば、呼よぶ人ひと候まわず、呼よばせ候はず。「我、位浅あひく候ゆへに、祖父おほぢが子こにて参まり候ぬる上うへは、小路名こうぢを付つくべきにあらず候。詮せむじ候所ところ、たゞしばしは、あが子こにて候へかし。何なにさまにも、大臣さだは定さだまれる位くらゐに候へば、その折おり一度いちどに付つけ候はん。」と申候まき。

(巻一 62・63頁)

祖父久我太政大臣通光の養女格での参内であったことを根拠に、雅忠は小路名には不満を抱き、返上していたとする。よって、雅忠が大臣となつた暁には身分にふさわしい呼び名を与えることとし、それまでは、これまで通り「あが子」と呼ぶ特別処置がなされたという。この後深草院の言葉を信用すれば、「仙洞」の「大上らう」の欄に、

親王撰家大臣家の娘まいる。或たゞ上臈とも云。大中納言の女なりとも。大臣をふる家の人の女ならば。上らふともいふべし。

とあるのに合致し、東の御方に次ぐ、もしくは、同等の格式をもつ呼称が与えられてしかるべきであった。

しかし、この「祖父久我太政大臣が子」の措置について、標宮子氏は、二条の生年正嘉二年(一二五八)には通光没後丸十年、四歳で出仕した時点で十三年が経過していることに着目し、養子側の一方的都合で死者との間に養子縁組が可能であるのか疑問を提示された(注16)。標氏は、養子制度の実態について調査され、二条が正式に通光の養子となることは、法制面でかなり無理があることを指摘した。また、『とはずがたり』の記述から、雅忠の抗議にもかかわらず、結局は「二条」という小路名が作者に与えられたこと、後深草院の弁明中引かれる二条の装束は、「太政大臣が子」として許されたものではなく、北山准后の関係者、もしくは、太政大臣の孫女として認められていたものを数え上げたとも読めること、二条が北山准后の「猶子」になったことは「太政大臣が子」が実現しなかったことの傍証ともなり得ること、当時の宮廷社会で二条が「太

政大臣が子」と認知されていれば、女樂事件での隆親の横暴は許されなかったと考えられることの四点を挙げて、『祖父太政大臣通光が子』を公的に認知された事実であったかのように語る後深草院の言葉」は、「作者が施した虚構」であると断じた。虚構の可能性は否定できまいが、太政大臣の孫娘に、一般的にどの程度の待遇が許されるのか、さらに綿密な調査が必要かと思われる。また、若い愛妾の待遇を正妻に批判されたことに対する反発から、後深草院自身が二条に都合のいい弁明をあえてした可能性もあろう。

しかし、たとえ「太政大臣が子」の取り決めが後深草院と雅忠の間になされていたとしても、履行されなかったのは確かである。なによりも、「粥杖事件」に見えるように後深草院自身が作中何度か「二条」の呼称を用いている。後深草院にしてみれば、先述の通り、かつて女官として近侍していた大納言典侍の形見としての意味合いが強いであろうから、常に膝元にひきつけておける軽い身分のままの方が都合がよかった（注17）。

結句のところ、二条の立場は、后妃の第一線からは引き下げられていたことが、その呼称からも明らかなのである。しかし、後深草院出家騒動の東の御方は、東の御方を先に置いてはいるものの、まるで同僚を記すが如きの書き様である。こと東の御方に対しては、自己の立ち位置を客観的に把握しきれしていない記述となっている。

また、同じく巻末の年の暮れに、

今宵は、東の御方参り給べき気色の見ゆれば、夜さりの供御果つる程に、「腹の痛く侍」とて、局へすべりたりしほどに、

（巻一 65頁）

と、後深草院が東の御方を召す気配を感じた二条が、仮病を使って局に下るといふ場面がある。この直前の後深草院と前齋宮愷子内親王の逢瀬では、伽を口実に、その首尾を間近で観察し、面白がつてさえいるのだが、東の御方の場合は、夜伽が耐え難いことが暗に示されている。

そして、巻二に入り、先述の「粥杖事件」が発生する。東の御方と二条の共謀しての行動は、まるで、元気の良い姉妹が羽目を外しすぎたかに見える。しかし、その責任を追及される段になると、二条の弁明は、急に東の御方への糾弾という様相を呈してくる。東の御方から「この恨み、思ひ返しませぬ。同心せよ」と持ち掛けられたのに対して、自分は同意したに過ぎないとし、女房達を打たせるといふ後深草院の行為に対し不満はあったが、「身数ならず候へば」と諦めていた、だから、「我一人罪に当たるべきに候はず」と主張する。逆に言えば、東の御方は人数に入っているのだから、しがたない女房の位置に置かれている自分に、責任だけは一人前に求めるのかという反問である。

この二条の主張は、この場面で明らかに浮いている。東の御方を自分と対等なものとして発言しているのは二条のみである。未来の国母となった東の御方は、もはや気軽に座輿に引きずり込める存在ではない。場の雰囲気を読まない二条の行為は、女房としては失態である。しかし、二条には特に東の御方に対して平静になりきれない理由があった。

この粥杖事件の前年文永十一年（一二七四）十月八日、二条と後深草院との一粒種であった皇子が夭折している。

さても、去年出で来給し御方、人知れず隆頭の営みぐさにておはせしが、この程、御惱みと聞くも、身のあやまちの行末、はか／＼しからじと思ひもあへず、神無月の初めの八日にや、時雨の雨の雨そゞき、露とともに消え果て給ぬと聞けば、かねて思設けにし事なれども、あへなくあさましき心の内、をろかならむや。（中略）一日一夜に八億四千とかやの悲しみも、たゞ我一人に思つゞくれば、しかし、たゞ恩愛の境界を別れて、仏弟子となりなん。

（巻一 51・52頁）

作中、二条は四度の出産を記すが、後深草院の子はこの皇子一人である。二条は、この皇子の死を通して、父母に早くに死に別れた不運、恋人雪の曙に惹かれ、子まで生したことへの悔悟を子供との死別の悲しみに添加し、それを出家への思いへと繋げている。他の子供も手放さざるを得なかったが、生別の悲しみは述べられるものの、その思いを、「出家」へと発展させることはない。

試みに、他の子供たちとの別れを見ていこう。この皇子夭折の直前、二条は、後深草院の子と偽って雪の曙の女兒を秘密裏に出産する。生まれた子を一目見て親子の情愛を感じるが、即座に雪の曙が連れ去ってしまう。何とかして今一目見たい、と言ってもどうにもならないので、声を忍んでただ泣いていたという。しかし感傷に浸っている暇はない。夜明けを待って、後深草院に病のため流産したと報告する。院からは労わりの言葉と薬を頂戴し、二条は、「いと恐ろし」（巻一 50頁）と感じた。その後、雪の曙が隔てなく通ってくるにつけても噂になるのでは、と気が気ではなかったという。子別れの悲哀よりは、事が後深草院に発覚する恐れに、二条の心は囚われているように見える。後年、二条は、その女兒と対面するが、北の方の子として、后がねとしてかしくかかれているとの話を聞き、「一人の宝の玉なれば」（巻二 107頁）と、距離を持って眺めている。

有明の月との間の第一子（男児）の場合は、さらにその傾向が甚だしい。二条の悲しみの表出は皆無と言ってよい。後深草院の命により、生まれてくる我が子を手放さなければならぬこと

を歎く有明の月を、「御計らひの前は、いかゞはせむ」（巻三 139頁）と嗜める。そして、事細かな後深草院の配慮に「公 私ありがたき御事なり」（同）と、謝意を示している。

二条は、後深草院の皇子以外は、自分の人生に関わる存在と見ていない。二条の一生を後々まで規制し続けた、父雅忠の、「君に仕へ、世に恨みなくは、つゝしみてをこたる事なかるべし。」（巻一 26頁）、後深草院女房でいられる間は、誠心誠意院にお任せせよ、との遺志（注 18）通りに生きようとした二条であってみれば、他の男性との間の子供を養育できないものと見做すのは当然ではある。

しかし、二条が宮中を退出する直前、後深草院との仲が崩壊寸前まで進んでから儲けた有明の月の第二子については、

かたはら去らず置きたるに、折節、乳など持ちたる人だになしとて、尋ねかねつゝ、我そばに臥せたるさへあはれるるに、この寝たる下の、いたう濡れにければ、いたはしく、急ぎ抱き退けて、我寝たる方に臥せしにこそ、げに深かりける心ざしも初めて思ひ知（ら）れしか。

（巻三 149頁）

と、はじめて子供への愛情を率直に表現している。これは、二条が後深草院との関係の限界を自覚しはじめたことの表れであろうか。

六 玄輝門院の登場

後深草院の皇子は、後深草院後宮として生きようとした二条にとって、掌中の玉であった。その皇子が亡くなった直後、東の御方の皇子が皇太子に立ったのだから、二条が平静でいられるはずもない。また熙仁立太子の前年（注 19）は二条にとって、殊の外辛い一年であった。二月末、「雪の曙」の子の懐妊に気づき九月に女子を出産するも生き別れとなり、十月八日、皇子が夭折する。その秋、叔母京極殿が東宮の御方に仕えることとなり、面白くない思いでいたところ、突如、東二条院に女房の名札を削られ、東二条院方への出入りを禁じられる。十一月、後深草院の意向で前斎宮との間を取り持ち、十二月再び逢瀬の手引きをする。

これらの不幸ほとんどが、父の死による二条の後宮での立場の弱体化に起因することは明白である。一方の東の御方は、ここに来て急に、皇子によって足場を固めた。二条の嫉妬は、むしろ男子を持たないまま中宮の位にいる東二条院よりも、後深草院妻妾として自分に近い位置から急に次期国母としての立場を確立した東の御方に向けられたと思われる。しかし、二条の自尊心はそれを認めることを拒んだだろうし、東二条院と違い、それまで良好な関係を結んできたとすれば、よりいっそう二条の心情は複雑であったと思われる。その葛藤が、「粥杖事件」に見える一

連の記述のような、東の御方に対する親しげな一方では執拗な感情の見え隠れする記述に表現されているのではないか。この東の御方に対する記述の傾向は、今しばらく続く。

東の御方が、次に出てくるのは「女楽事件」である。ここでは、今参りに対する反発に隠されてあまり目立たないが、紫の上に指名された東の御方について、

東の御方の和琴とても、日頃しつけたる事ならねども、たゞこのほどの御習ひなり。

(巻二 93頁)

とそれとなく腐している。また、「有明の月」の関係が露見した折のこと。

深き鐘の声の後、東の御方召されたまひて、たち花の御壺の二の間に御寝になりぬれば、

仰せに従ふにしあらね共、今宵ばかりも、さすが御名残なきにしあらねば、

(巻二 120頁)

「隙作り、出でよかし」と、二条を有明の月のもとへ行くよう促がした後深草院が、その夜は東の御方と過ごすことを書き記す。まるで、それが不快で、有明の月の元へ行つたとも取れるような書き方をしている。しかし、局に戻った二条を、まだ未明の内に後深草院は呼び出す。

局にうち臥したるに、右京の権大夫清長を御使ひにて、「きとく」と召しあり。「昨夜は東の御方参り給き。などしも急がるらん。たゞ今の御使ひならん」と、心騒ぎして参りたるに、

(巻二 121頁)

二条は、東の御方を意識して、動揺しつつ参上する。巻一の末尾で、東の御方が召される気配を察知した二条が、仮病を使って退出したのと同様、東の御方の夜伽は耐えがたいのである。二条が後深草院後宮の中で、あからさまに後深草院の閨の相手として役割を記すのは、東の御方のみである。二条が後深草院との関係の中で、東の御方を強く意識していたことは、間違いない。

しかしながら、御所追放という形で後深草院に突き放された時、真っ先に二条が走ったのは、同じく後深草院の後宮として生きてきた、この東の御方の所だった。だが、そこでの彼女は、作中初めて、今までとは違う呼称で表されているのである。

玄輝門院、三位殿と申御頃の事にや、「何とある事」もの候やらん。かく候を、御所

にて案内し候へども、御返事候はぬ」と申せば、「我も知らず」とてあり。

(卷二 151)

今まで一貫して「東の御方」と呼ばれ続けてきた藤原愔子が、ここに至って急に、「国母」の呼称に相応しい「玄輝門院」「三位殿」と呼ばれているのである。東の御方は弘安三年、すでに三位に叙せられており、本来であれば、先述の「有明の月」関連の記事の時点で、「三位殿」と呼ばれていなければならない。しかも、この場面での東の御方は、これまでの親しげな態度とは打って変わって、二条に対し「我も知らず」と答えるのみであった。二条は、ここで東の御方と自分の明暗がはっきりと分かれたことを思い知ったのであろう。

そして、ここで初めて玄輝門院、三位殿の称が冠せられているのは、二条がかつての東の御方と自分の立場の違いをついに受け入れざるを得なかったのが、自身が後深草院後宮から脱落した御所退出の場面であったことを象徴するための方法であったと考えられるのである。

七 その後の玄輝門院

先述したように、伏見天皇即位以前、東の御方は第一皇子の母でありながら中宮東二条院を憚らなければならない身であった。しかし、伏見天皇即位の年からは、諸記録にその名が見えるようになる。『後深草院宸記』の正応元年三月十五日伏見天皇即位日の記事には、次のように見える。

〔庚子〕天晴風静。今日皇帝即位日也：(中略)：朕密見物也。八葉車如常。北面衛府七八人供奉之。大宮。東二條兩院。皇后宮同乗之。朕皇后宮乘端方。兩女院乗後方。

(〔庚子〕天晴風静。今日は皇帝の即位の日なり。(中略)朕密かに見物なり。八葉車常のごとし。北面の衛府七八人之に供し奉る。大宮。東二條兩院。皇后宮之に同乗す。朕と皇后宮は端方に乗る。兩女院後方に乗る。)

後深草院が、母の大宮院、後の東二条院、娘の後宇多天皇皇后宮始子とともに、即位式へと向かう伏見天皇の御幸見物に出かける。その後一旦還御となり、申刻、大札が無事終わった知らせを聞く。

於二条高倉邊密々見物。先是。車遣内裏。愔子以下女房兩三召之。同車見之。

(二条高倉邊に於て密々に見物。先ず是。車を内裏に遣る。愔子以下女房兩三之を召す。同車し之を見る。)

後深草院が愔子（東の御方）を呼び寄せ、共に還御の行幸を見物するという記事がある。このとき、東の御方は、従三位に叙せられていがるが、新帝の行幸を見物するときに、後深草院の隣に
 いるべきは中宮東二条院である。生母に、息子の晴れ姿を見せてやりたいと願う後深草院も、東の御方との同車には、還御の行幸を待たねばならなかった。

しかし伏見天皇即位の後、東の御方の公的扱いは徐々に重くなってゆく。その過程が如実に表れているのが、正月の拝賀である。

『勘仲記』

次有東二条院拝礼、依准国母儀被行拝礼、

（次に東二条院の拝礼有り、准国母の儀に依り拝礼行はる、）

『公衡公記』

亥終剋別當為拝賀参入、（中略）於中門申之、「右少弁兼仲申次之」、舞踏、次東二条院御方、

〔申次同前〕、又舞踏、「依国母也」、次退出、

（亥終剋に別當拝賀の為め参入、（中略）中門に於て之を申す、「右少弁兼仲之を申し次ぐ」、舞踏、次に東二条院の御方、「申次は前と同じ」、又舞踏、「国母に依るなり」、次に退出、）

踐祚直前の弘安十一年（正応元年）（一二八八）、『勘仲記』（正月一日条）では、後深草院拝礼の際、東二条院が国母に准じるとして拝礼を受けている。また、『公衡公記』（正月十三日条）には、別当による拝賀舞踏が記され、やはり東二条院が国母として舞踏（注20）を受けている。

しかし、伏見天皇が即位し、東の御方が玄輝門院の院号を受けた翌年、『公衡公記』正応二年正月一日条には、東二条院拝礼の後、次のような割注がある。

玄輝門院 国母女院別御坐之上者、此女院拜若可為二拜欵之由、内リ有其沙汰云リ、然而今日猶舞踏也、且時宜可随人リ所存云リ、仍如此、今年新女院拜礼無之、

（国母の女院（≡玄輝門院）別に御坐ますの上は、此の女院拜若くは二拜為すべきかの由、内々に其の沙汰有りと云々、然して今日猶ほ舞踏なり、且は時宜に随ふべし、人々所存と云々、仍りて此のごとし、今年新女院（≡玄輝門院）拜礼之無し、）

国母である東の御方玄輝門院と、后である東二条院がいるので、女院拝は「二拝」とすべきか、内々に取沙汰があったが、そのうち当日になってしまい、今年は玄輝門院への拝賀はなかった、

ということであろう。拝礼こそ無かったものの、世間は玄輝門院を「国母」と見做し、東二条院と同等に認識し始めているのである。その比重の変化を表すかのように、十四日の玄輝門院御幸始は、殿上人が二十人以上徒歩でつき従う重々しいものであった（『公衡公記』）。

この、二人の女院への「拝賀」問題は、玄輝門院が、東二条院の次に拝礼を受けることで決着する。その作法も、東二条院と同格の最も丁重な「舞踏」であった。翌正応三年正月一日『伏見天皇宸記』には、次のようにある。

後聞、今日院拜禮、次女院、〔東二條〕、次參春日殿、拜禮凡三度云々、〔東二條院御方同舞踏云々〕、

〔後聞、今日院の拜禮、次に女院、〔東二條〕、次に春日殿に参る（玄輝門院）、拜禮凡そ三度と云々、〔東二條院御方と同じく舞踏と云々〕、〕

春日殿は、玄輝門院となった東の御方の御所である。伏見天皇即位二年目にして、東の御方は後深草院後宮で、東二条院に継ぐ地位を確立したのである。

老後は、孫に当たる花園天皇から丁重に扱われた。『花園天皇宸記』には、衣笠に住まう玄輝門院を氣遣う記事が数多く見受けられる。延慶三年（一一三一〇）御年六十五の祖母が病に罹ると、「玄輝門院御疾病、未令落居給云々」（玄輝門院の御疾病、未だ落居しめ給はずと云々）（十月一日条）、「玄輝門院今日又令発給云々」（玄輝門院今日又発らしめ給ふと云々）（三日条）と、まめにその経過を記して、「玄輝門院令落居給云々、尤為悦」（玄輝門院落居しめ給ふと云々、尤も為悦）（五日条）と、その完治を寿いでいる。正和二年（一一三二）にも同様に「御風氣」とのこととで、「御老躰、雖聊事驚人者也」（御老躰、雖聊か驚き入る事なり）（六月二十一日条）と懸念したが、翌日平癒したことを聞き、自筆の消息のやり取りをして、「令平癒給之由承之間、安堵者也」（平癒しめ給ふの由之承るの間、安堵なり）と記している。

また、労わられるのみならず頼りにもされていた。文保元年（正和六年。一一三二）四月、花園天皇は、後深草院閑院内裏を模して新内裏、二条富小路御所に遷幸した。安良岡康作氏も指摘しているように（注21）、この新造内裏の設えについて助言をする玄輝門院の姿が、『花園天皇宸記』別記二十三日条に記される。

今度露臺有長押、不可然云々、〔玄輝門院仰也、是令御覽建長閑院也〕、又、鬼間櫛型穴、初如鬢櫛雕之云々、不可然之由有仰、仍雕直、又仰云、甚大也云々、今度一尺許有敷

（今度露臺に長押有り、不可然と云々、〔玄輝門院の仰せなり、是れ建長閑院を御覽しむな

り)、又、鬼間の櫛形の穴、初め鬢櫛のごとく之を雕ると云々、不可然の由仰せ有る、仍りて雕り直す、又仰せに云く、甚だ大なりと云々、今度一尺許有るか)

閑院内裏には露台の長押が無かったこと、櫛型の穴の形が違うことを指摘された故、穴については彫り直したとある。露台の長押についても、「後日見古繪之處、又無此長押、如女院仰」(後日古繪之れ見る處、又長押此れ無し、女院仰せのごとし)と傍注があり、古繪図には長押が無かったことが確認され、玄輝門院の記憶が正確であったことが記されている。また、二十六日に玄輝門院が再び新内裏に入御した折に、朝餉調度に不審を感じた花園天皇が玄輝門院に検分を願っている。この時は「被仰不知之由」(知らざるの由仰せらる)との答えであったが、調度の置き方を直させた。花園天皇は続けて次のように記す。

是故深草院御在位之時、令作閑院給、諸事不令忘却給、仍每事此間も被申合也。

(是れ故深草院御在位の時、閑院作らせしめ給ふ、諸事忘却せしめ給はず、仍りて每事此間も申し合はせらるなり。)

閑院内裏が焼失したのは、正元元年(一二五九)玄輝門院十四歳の時である。しかし、七十三歳となっても諸事忘れず、花園天皇に信頼され、意見を求められる立場にあった。『徒然草』三段が「いみじかりけり」と記す玄輝門院は、彼女の実像を正確に投影しているといえる。

玄輝門院は、讓位後も花園院の精神的支柱であり続けた。『花園天皇宸記』には、元応元年(一二一九)、花園院が、一二三歳の重厄を理由に、玄輝門院の御所衣笠殿で隠居を志した記事が見える。しかし、兄後伏見院から、次のように諫止される。

親王事以下可扶持之由事先皇仰也、又叡慮無相違、而如此企隠居之思甚不可然、背御意云々、又可有人口歟云々

(九月六日裏書)

(親王(量仁)の事以下之を扶持すべき由の事先皇(伏見院)の仰せなり、又叡慮相違無し、而して此のごとく隠居の思ひを企つこと甚だ不可然、(伏見院)御意に背くと云々)

花園院が量仁親王(後の光厳天皇)を養い育てることは父伏見院の遺志であり、隠居は叡慮に背くものだ、との兄の言葉に、花園院は隠居を断念する。当時、花園院は故伏見院中宮永福門院、兄後伏見院、その後広義門院、甥量仁親王と持明院殿に同居しており、傍目から見れば厄介父亲的な立場でもあった(注22)。花園天皇が、駆け込み先として玄輝門院の御所を選択したのは、

玄輝門院への甘えと信頼があつたからであろう。孫の相談役までつとめる頼もしい御祖母様であつた。

他に、『花園院宸記』には、伏見院、永福門院、後伏見天皇、広義門院、花園院が、度々玄輝門院の御所衣笠殿に御幸した記事がみえる。伏見院死後はその月忌を衣笠殿で催しており、玄輝門院とその血縁に連なる者たちの深い交流が描かれている。元徳元年（一三二九）八月、八十四歳で亡くなるまで、玄輝門院はこのように、子孫の深い愛情と尊敬に包まれていたようである。

再び、『とはずがたり』の「粥杖事件」の記事に戻って考えてみたい。「粥杖事件」は、我が子を亡くした女が、我が子の栄達によつて時めく女を目の当たりにする感情を、鮮やかに映し出している。後深草院の寵を被る二人の女が玉体を縛め杖で打った。しかし、いざその罪科定めの際になると、東の御方は東宮生母であるがゆえに俎上にすら上らない。皇子に先立たれ、後見であつた父すら亡い二条のみが「贖い」を科される。東の御方を後深草院の寵人として同等の罪を主張する二条の申し立ては、「遊び」の気分には浮き立とうとする周囲を困惑させる。公卿達は何か「玉体に杖を当てた」との口上で二条を黙らせる。しかし、二条のために「贖い」を務めてくれたのは、後に失脚する叔父隆頭（注23）を中心とする四条家とその関係者のみで、隆頭の強引な斡旋で「贖い」を求められた実家久我家はこれを拒否し、二条を見捨てる。

この事件は、隆頭の差し出口により、雅忠と皇子亡き後の二条の後深草院後宮としての立場が惨めなものであることを公然と示す結果となつてしまった。後深草院をはじめとする公卿達にとつてみても、院の若き寵人を晒し者にするかのごとき無様な終わり方は不本意であつたと思われらる。そこで後深草院の養育責任を問う久我尼の申し立てを受けて、公卿たちは院に贖いを求め、後深草院はそれを受けた。後深草院が「贖い」に加わつたことにより、この事件が「遊び」として辛うじて均衡を保ち、そこで、まだ年若い二条が、愛玩物として大人たちに可愛がられたという見方も出来る場面となつた。二条は、その危うさを詳しく記すことで、東の御方との比較の下に後深草院後宮としての立場を客観的に描くことに成功し、さらに自尊心とも折り合いをつけたのではなかつたか。

巻五の後深草院崩御と一連の仏事には、後深草院の子供たちの姿のみが描かれ、后妃には一切言及しない。『とはずがたり』に記されるのは四十九日、一周忌、三回忌であるが、少なくとも玄輝門院は一周忌仏事に参列している（『公衡公記』）。『とはずがたり』は、一周忌仏事で、伏見院と遊義門院の紙背写経には言及し、後伏見院、後宇多院の姿を記しているものの、伏見院主催の五部大乘経に参加した玄輝門院については一切記さない。あれほど前編では親しさを強調してきた玄輝門院についての言及がないのは、作中の玄輝門院に、かつての東二条院と同じ役割を与えることを、二条の矜持がゆるさなかつたためであろうか。

以上のように、東二条院の影に隠されてあまり注目されることのない東の御方玄輝門院は、『とはがたり』に於いて、二条の後宮での位置づけと、揺れ動く心理を表現する上で、重要な役割を負った人物として造型されており、久我源氏として誇り高く在り続けようとした作者の記録にとっても必要不可欠な存在だったのである。

〔注〕

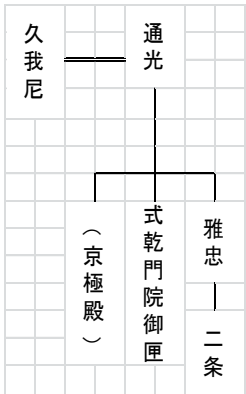
- 1 『大日本史』一九二八〜一九二九年（大日本雄弁会）、角田文衛『日本の後宮』（一九七三年 学燈社）
- 2 松本寧至『とはがたりの研究』（一九七一年 桜楓社）第三章 作者研究
- 3 『十六夜日記』序章には、「女子はあまたもなし。ただひとりにて、この近きほどの女院にさぶらひ給ふ。院の姫宮一ところ生まれ給ひしばかりにて」とある。この「女院」は亀山院妃新陽明門院と後深草院后東二条院の二説あるが、近年では東二条院説に落ち着いているようである。東二条院に女房として仕えていた阿仏の一人娘が後深草院の姫宮を生んだ、というのである。
- 4 女院の列伝。作者未詳。南北朝期成立。

5 「新院（後深草院）の若宮（＝熙仁）もこの殿（＝実雄）の孫ながら、それは、東二条院の御心のうちおしはかられ、大方もまたうけはりやむことなき方にはあらねば、よろづ聞こしめし消つさまなりつれど、この今宮（＝世仁・後宇多天皇）をば、本院（＝後嵯峨院）も大宮院もきはことにもてはやし、かしづき奉らせ給ふ。」とある。後に位につくことになる伏見天皇の不遇時代を強調しようとする『増鏡』の執筆意図もあるようが、一定の真実を含んでいるであろう。

6 この年次には多少問題があり、熙仁親王立坊の翌年新春という作品の状況から言えば建治二年である。三角洋一氏は、新日本古典文学大系の解説において、二条は巻一の巻末から巻二の冒頭にかけて年次を先にすすめて、建治元年秋冬から翌二年新春にかけてのできごとをまず語っておいて、粥杖事件の顛末のあと、もとに戻して建治元年春夏の出来事を並べていったという見解を示されており、首肯されるが、ここでは、作品の記述に従っておく。

7 正月十五日に粥を炊いた木で女性の腰を打つと子宝に恵まれるという俗信があったらしい。

8 二条の祖父通光の後室。



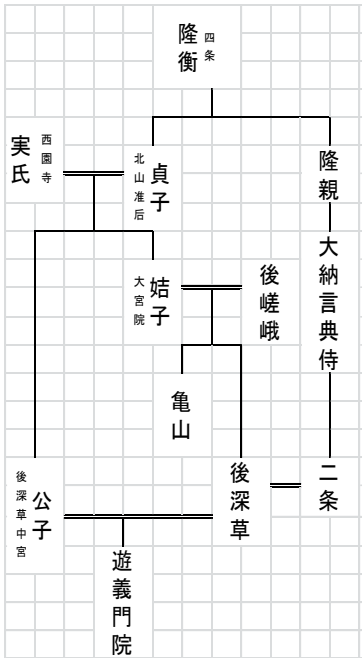
9 『とはがたり』で「叔母の京極殿」と呼ばれている、「新典侍」として後深草院に仕えて

後に東宮に仕えた「大納言の典侍」か、というのが「京極殿」には父方母方両説ある。一説に式乾門院御匣（久我通光女）をあてる。注8系図参照。

10 前者の代表的なものとしては、松村雄二氏『』とはずがたり』のなかの中世 ある尼僧の自叙伝』(国文学資料館編原典購読セミナー② 一九九九年 臨川書店)、後者の代表的なものとしては、三角洋一氏の『』とはずがたり』(古典講読シリーズ 岩波セミナーブックス104 一九九二年 岩波書店) などがある。

11 付録「四条家系図」参照。

12 准三后従一位藤原貞子。なお、「准后」は三宮(太皇太后宮・皇太后宮・皇后宮)に准ずる待遇を受ける人の呼称。



13 注10三角書、「第二講 後宮生活」参照。

14 二条富小路内裏造宮のとき、「有職の人」も気がつかなかった窓の形の誤りに玄輝門院が気づき、「閑院殿の楯形の穴は、丸く、縁もなくぞありし」との仰せがあった話が載る。本章「七かんあんどの くしがた あな まろ かわちその後の玄輝門院」参照。

15 以下の女房の名称の説明は、特に記さない限り「執柄家」の項の説明である。

16 『』とはずがたり』の表現と心―「問ふにつらさ」から「問はずがたり」へ』(二〇〇八年 聖学院大学出版会) 第一章 作者二条の自恃と矜持―「祖父久我太政大臣が子」をめぐって―

17 『』とはずがたり』では、後深草院自身が大宮院に「あの、あが子が、幼くより生ほし立てて候おきな おお た つかひつらふほどに、さる方に宮仕ひも物馴れたるさまなるにつきて、具しありき侍ぐ はんこに…」(巻一)と語っている。また、嵯峨御幸の折は、女房を連れずに出向き、わざわざ法輪寺参籠中の二条を召し出している(巻三)。御傍去らずの女房として重宝している様子が見受けられる。この二条の立場については、研究史の極初期から注目されていた。富倉徳次郎氏は「二条の地位は上臈女房に止まるのであって、実はその点が二人の仲を格式ばらない親しいものとしていたともいえるようであって、それだけにまた周囲の排擠を受けることが多かったと思われるのである。」と述べておられる。富倉徳次郎『』とはずがたり』(筑摩叢書一四〇 一九六六年 筑摩書房) 解題参照。

18 雅忠の遺言については第三章で詳しく述べる。

19 熙仁立太子は建治元年(一二七五)であり、前年は文永十一年のこととなる。

20 舞踏は拝礼の作法のうち、最も丁寧なものである。その作法は、『勘仲記』建治二年七月二十二日条に「其儀正笏於二拜、次置笏於地上、「拜拜第二反拜次便置之」、起左右、次居左右左、次乍居取笏一拜、又立揚二拜、次給笏於僮僕」（其の儀笏を正し二拜、次に笏を地上に置く、「拜拜第二に反拜次に便ち置く」之、起ちて左右、次居て左右左、次居乍ら笏を取り一拜、又立ち揚り二拜、次笏を僮僕に給ふ）とあり、初めに再拝して地上に笏を置き、立ちながら左右左の順で身をひねり、座って左右左に身をひねり、座ったまま笏を手にとって一礼の後、また立って再拝するといふもの。野村育世氏によれば、本来天皇にしか行われぬ最高礼であったが、撰関期に藤氏后にまで対象が拡大され、院政期にまた父たる院、母たる国母（女院）そして子たる天皇の三者に絞られたとする。『家族史としての女院論』第六章 女院論 第一節 女院と家（二〇〇六年 校倉書房）参照。

21 『徒然草全注釈』上（一九六七年 角川書店）

22 付録「皇室系図」参照。

23 卷二に、隆親に謀られ、大納言を剥奪されて籠居したことが見える。『公卿補任』（建治三年）にはその後、隆親との不和ゆえに出家したとある。

*本章で使用した本文は以下の通り。

『弁内侍日記』は岩佐美代子校注・訳『中世日記紀行集』（新編日本古典文学全集48 一九九四年 小学館）

『女房の官しなの事』は群書類従（第五輯）

『十六夜日記』は森本元子『十六夜日記・夜の鶴全訳注』（講談社学術文庫 一九七九年 講談社）

『徒然草』は西尾実・安良岡康作校注『新訂徒然草』（岩波文庫 一九九九年 角川書店）

『とはずがたり』巻五、作品の終盤に位置する那智での夢想の記述は、夢に重点を置く傾向のある本作品の中でも特に大部かつ詳細なので、これまでも多くの研究者の興味を引いてきた。その多くは熊野の御神体や本地仏に符合させ、熊野参詣の特性を踏まえて意味づけを行っている。本章では那智熊野という霊地だけにとらわれずに、夢全体の構図や二条の信仰する八幡との関わりを考察することにより、この霊夢の意味について問い直してみたい。

一 那智の夢

はじめに、夢想の全貌を確認する。二条は嘉元三年（一二〇五）九月十日、般若経書写のため熊野へ参詣する。行程は一切記さず、九月の二十余日に那智での写経に入り、出山を間近に控えた暁方に次のような夢を見る。

うちまどろみたる暁方の夢に、故大納言のそばにありけるが、「出御の半ば」と告ぐ。見まいらすれば、鳥襷を浮き織物に織りたる甘の御衣を召して、右の方へ、ちと傾かせおはしましたるさまにて、我は左の方なる御簾より出でて、向かひまいらせたる。証誠殿の御社に入たまひて、御簾を少し上げさせおはしまして、うち笑みて、世に御心よげなる御さまなり。又、「遊義門院の御方も出でさせおはしましたるぞ」と告げらる。見まいらすれば、白き御袴に御小袖ばかりにて、西の御前と申す社の中に、御簾、それも半に上げて、白き衣二、裏表より取り出でさせおはしまして、「二人の親の形見を裏表へやりし心ざし、忍びがたくおぼしめす。取り合はせて賜ふぞ」と仰せあるを、給はりて、本座に帰りて、父大納言に向かひて、「十善の床を踏みまし〜ながら、いかなる御宿縁にて、御片端はわたらせおはしますぞ」と申。「あの御片端は、いませおはしましたる下に、御腫れ物あり。この腫れ物といふは、我らがやうなる無知の衆生を、多く尻へ持たせ給て、これをあはれみ、はぐ〜みおぼしめすゆへなり。またくわが御誤りなし」と言はる。又見やりまいらせられたれば、なをおなじさまに心よき御顔にて、「近く参れ」とおぼしめしたるさまなり。立ちて、御殿の前にひざまづく。白き箸のやうに、本は白〜と削りて、末には柳の葉二二づ〜ある枝を、二取り揃へて給はると思ひて、うちおどろきたれば、女意輪堂の懺法始まる。

何となくそばを探りたれば、白き扇のひの木（檜）の骨なる、一本あり。夏などにもなきに、いと不思議にありがたくおぼえて、取りて道場に置く。このよしを語るに、那智の御山の師、備後の律師覚道といふ者、「扇は千手の御体といふやうなり。かならず利生あるべし」と言ふ。夢の御面影も覚むる袂に残りて、写経終はり侍しかば、ことさら残し持ち

は、本地仏と符合させ、後深草院が阿弥陀如来、遊義門院が千手観音の示現であるとされた。また柳町敬子氏（注6）は、証誠殿を阿弥陀の浄土と観念された場所であるとされ、二条は阿弥陀如来の位置に後深草院を置き、院の往生を暗示し、その上で後深草院の身体的欠陥に代受苦としての意義付けをし、後深草院側こそ正統の皇統であることを表していると述べる。

生前の雅忠は、大谷に念仏の聴聞に向かっているし（巻一）、二条は雅忠の臨終正念を乱した悔いを生涯持ち続けている。また、二条自身も念仏道場の勝俱胝院に参籠している（巻一）から、二条が浄土教の信仰を持っていたことは確かである。しかし、優先して検討せねばならないのは、やはり源氏の氏神石清水八幡の信仰であろう（注7）。石清水八幡宮は、久我家をはじめとする源氏の氏神であり、二条は毎年年頭に参詣し、後深草院や遊義門院との邂逅の舞台となった場所でもある。雅忠の臨終正念を妨げた二条が、その「生所」を「祈誓」したのも八幡であった。

阿部泰郎氏（注8）は、後に、後深草院の「御片端」が、一切衆生を哀れみ育む王の慈悲故の「代受苦」の相であるとす雅忠の語りと、『とはずがたり』にも記される八幡の託宣「苦の衆生に代はらんために、御名を八幡大菩薩と号す」（巻五232頁）を関連付け、夢想の中の後深草院を「大菩薩」の化現と捉えた。夢想と八幡神との関連を明示した画期的な論である。

本章では、阿部氏が注目された八幡との関わりを重視しつつ、那智での夢によって二条は如何なる神託を受け取ったのかを明らかにしようとするものである。次に、夢全体の構図がどのような映像を結ぶのか、という問題を考えて行きたい。

三 対の構図

夢の記述が多い『とはずがたり』の中で、那智での夢想が印象的なのは、作品末尾の重要な位置に配されていることや、二条が写経のため精進中であり、霊夢としての背景を備えていることに加え、この夢想が際立って特異な構図を有しているからでもある。

この夢には対となったものが多い。まず、登場人物は後深草院と遊義門院、故大納言雅忠と二条という二組の父娘である。

二条は、「右」に傾いている後深草院の前に「左」から進み出る。次に遊義門院が西御前に入御し、二親の形見を「裏表」（東西）に手放した二条に、「裏表」（右左）から取り出した「二」枚の白衣を下さる。後深草院は葉が「二つゝ」ある椰の枝を「二」つ取り揃えて二条に賜った。舞台上の道具立ては、必ず二つなのである。

例えば、神前で鞠の妙技を披露した藤原成通が、その夜、西の御前で別当から椰の葉を一枝奉られたと見て目が覚める、すると、掌中に椰の葉があり、成通はそれを守り袋に籠めて常に携行したという逸話（『古今著聞集』巻第十一蹴鞠）や、白檀の香木、大豆の粉とともに椰の葉が「荒れ乱るる山神、近く付かざる料なり」とする記事（『諸山縁起』第二項）があるように、椰の枝

は熊野の神木として除災のイメージが強い。この枝の下賜について、阿部真弓氏（注9）は枝が利生の約束とする筋書きが多く見られる擬古物語の影響であるとされ、松本寧至氏（注10）は「柺」は「蛇」の古名「ナーギー」に通じ男性の象徴、蛇は不死の象徴であるとして、夢は二条の性衝動を示すものとされているが、なぜ二つなのかについては言及されていない。

二条は、この「対」に満ちた霊夢を通して、どのようなメッセージを受け取ったのであろうか。古代以来、「一对」という形態には特別な概念があった。例えば『八幡愚童訓』（甲本。注11）には、天照大神によつて物狂いとなつた神功皇后が、武内大臣に対し三韓への出兵を勧告する場面がある。

光ヲ放テ照^{シテ} 十^ワ万^ヲ宣^ク、「一ノ針ヲ海ニ入ヨ。三尺ノ鮎食付テ上^ルベシ。御髪ヲ河ニ入レ給ハバ、水神ノ女、竜神ノ女二人来テ、御髪ヲ二二分ベシ。榊ノ枝ニ大鈴ヲ付テ山ノ嶺ニ上テ、朝廷ノ神達ヲ驚シ申給ハバ、其ノ瑞忽ニ頭ルベシ」トテ、御心本ニ複シ給ケリ。神託^ニ任針ヲ海ニ入レ給ヘバ、三尺ノ鮎ニツ食付テ上ル。御髪ヲ河ニ浸^{ヒテ}セバ、水神・竜神ノ二人ノ童女参リ、御髪ヲ二二分ク。此竜神女ハ巖嶋大明神、水神女ハ宗像ノ大明神ト後ニハ頭レ給ケリ。四王寺山ニ御行シテ、榊ノ枝ニ大鈴ヲ付ケ御手ニ捧テ立給事、六日儘^{まで}ニ成レ共其ノ験無シ。六日間ダ終ニ供御モ食ハズシテ立通シ給ヘバ、着^{ツキ}給御妹ノ二人、一人ハ宝満大菩薩ト頭レ、一人ハ河上大明神ト成給フ。此二人ノ御妹ノ申給ハク「左而巳ハ如何ガ角テ坐ルベシ。唯ナラヌ御身也」ト諫止給ヘドモ、更ニ御身ヲ不^{タバフズシテ} 資^ヲ御祈請^ニ心無カリケル。（中略）「我ハ是レ地神第五ノ彦波瀲尊也、軍ニハ大將軍ヲ先^ト為ス。我子月神ト云ハ力健心武シ。是ヲ進ズベシ。隣敵ヲ責給ヘ」トテ、「月神ヤ有」ト召セバ、月神空中ヨリ出ズ。御冠ニ赤衣ヲ着シ、平胡籙^{ヒラヤナグヒ}ヲ負、鏑矢^{ヒラヤナグヒ}ニ御弓ヲ執具シ持セ給テ前ニ坐ス。

(171
頁)

天照大神の託宣に従い針を海に入れば二匹の鮎が上り、髪を海に浸せば水神竜神二人の童女（巖嶋大明神、宗像大明神）が現れ、その髪を二つに結び分ける。鈴を付けた榊の枝を捧げて立つ皇后に侍すのは妹二人であり、祈請に応じて出現した彦波瀲尊が召した月神が持つのは、鏑矢二つであった。聖なる知らせは双象でもたらされるのである。

また、『真曲抄』（一二九六）は早歌の秘曲集と考えられている（注12）が、その冒頭歌の「対揚」という曲は、

陰陽万物を養育し 天地にこれをはぐくみ 日月光を和げて 風雨又寒暑を違ず 君臣
世を治て直なれば 文武の二を賞ぜらる

と、一對になるものを揚げて称えている曲である。この「対揚」は、秘曲集に収録されている上に、本曲百曲をマスターした人でないと伝授されない「異説」と百曲未滿の習得者が授けられる「両曲」と呼ばれる替え歌が共に備えられており、早歌の中でもかなり重んじられた曲と見られる。早歌の題名には他にも「上下」「内外」など対になるものが多い。外村久江氏は、早歌を習う場合、歌う場合も二曲ずつという例が『看聞御記』に見えることを指摘し、「当時の芸能が左右に分かれて技を競う形をとるのが普通で、常客安居のかた（おたがいの意）延年（滝山等覚誉）同摩尼勝地）などという言葉も使われている。（中略）一對というのが当然で一つは半端という考え方が一般常識だったことなども参考になる」（注13）と、当時の概念について言及している。

このように、「二対」は、円満具足の聖なる状態であった。その「二対」に彩られた霊夢から、二条が受け取ったと考えられる、母としての役割を果たしてきた雅忠と、父として受けとめるべきものとしての後深草院、そして同じく後深草院を父として頂く者としての遊義門院、という位置付けについては、第三章で後述する。

そして、この、「二対」の構図から考えると、那智の霊夢で詳しい記述のない雅忠の映像が逆算される。

夢想の中の後深草院は、「鳥襷を浮き織物に織りたる甘の御衣」で、「御腫れ物」の故に「右」に傾いていた。これは巻一において、臨終を迎える雅忠を描く印象的な場面で、「長絹の直垂の上ばかり着て、その上に袈裟掛け」た姿で「左の方へ傾くやうに」（巻一27頁）見えた、とある姿の対称形なのではないか。雅忠は二条の臨終の前月、「八坂の寺の長老」により剃髪し五戒を受け、法名と袈裟を賜っていた。

夢想の中の、後深草院の御衣の文様「鳥襷」は、主に若者の着する紋であったらしい。例えば、『薩戒記』応永三十二年（一四二五）三月二十日条に、山中定親が、翌月の懺法講に「鳥襷志々良綾指貫」を着用するにつき、一条兼良に書状で問い合わせ、兼良が、定親の折紙に添えた自説が見える。そこで「紫色浮文指貫鳥襷」は「幼年人着之、不限十五歳」（幼年人之を着る、十五歳に限らず）、「薄色浮文指貫鳥襷」は「十六七以後着之、廿以後可着之」（十六七以後之を着る、廿以後も之を着るべし）と注し、さらに「鳥襷ハ幼年文ニコソ候ヲ」と述べている。かく言う二十四歳の定親も、翌月四日後円融天皇三十三回忌において「薄色志々良、文鳥襷、下括」の衣冠を着した。応永三十年七月十九日の直衣始には、二十二歳で「蘇芳生、鳥襷、堅織物奴袴」を着している（注14）。

那智の夢想では、後深草院は青年期の俗躰で右に傾いているが、この夢想全体の持つ「対称の

構図」は、ここに詳しく描かれない雅忠が、晩年に法躰で左に傾いていた姿であったことを想起させるのである。

四 僧俗二躰・女躰二躰

『延喜式』神名帳は、八幡の祭神を「宇佐郡三座、八幡大菩薩宇佐宮（名神大）、比売神社（名神大）、大帯姫廟神社（名神大）」とし、現在石清水八幡宮の祭神も本殿中央に八幡大神（誉田別尊）、西が比咩大神、東が神功皇后とされるが、例えば『八幡愚童訓』（乙本）、垂迹事には次のようにある。

八幡三所と申は、中は第一大菩薩、応神天皇、又は誉田の天皇とも申也。右は第二姫大神。左は第三大多羅志女、神功皇后、又は氣長足姫尊とも申也。是は当宮に昔より崇め奉次第也。姫大神と申は、竜王の御女、応神天皇の妃にておわします。世間の習、夫の次には妻を本とするに准じて、第二ともあがめ奉れり。公家には大多羅志女を第二と用給ふ事は、昔の帝位をたゞすよし也。臨幸の御奉幣の御拜にも、中東西とある也。神宝調進にも、大多羅志女を第二とあり。或又、姫大神をのぞきて玉依姫を西の御前と申事あり。玉依姫と申は、神武天皇の母后、鷓鴣草葺不合尊の后也。宇佐宮には大菩薩垂迹以前より崇奉によりて、大菩薩・大多羅志姫・玉依姫と三所に祝奉おや。宇佐宮にはしかれ共、当社には他所の例によるべからず。相伝の次第を本とすべきおや。但姫大神をのぞきて中哀天皇、又は足仲彦天皇と申をいはひ参すといへ共、たしかならず。中哀天皇をば中の御前に御同坐あり。是によりて装束を四具参せらるゝ内、法衣は大菩薩、俗服は仲哀天皇の御為と申事ある也。但し二具ながら大菩薩の御服なるを実とすべし。

(211・212
頁)

応神天皇、比咩大神、神功皇后が基本であることは変わらないが、公家では神功皇后を第二とすること、比咩大神の位置が玉依姫、もしくは仲哀天皇であるという説、仲哀天皇は中の御前に同坐しているとの説がある。『八幡愚童訓』（乙本）は諸説を揚げながらも、「(当社には)相伝の次第を本とすべき」と述べ、石清水八幡宮では『延喜式』の説を尊重する態度を示している。各々の説については『宮寺縁寺抄第一本』『立三所次第』などにも詳しく説かれている。

こうした御神体説の中で、特に注目されるのが、『石清水八幡宮并極楽寺縁起之事』（注15）に見える俗躰、法躰、女躰二躰説である。

(石清水八幡宮御事)

敦実親王造立御躰〔木造、白檀云々、四躰〕

俗躰 法躰 女躰二躰

中尊僧形、頭戴日輪、手令持翳給云々、〔行幸時、此物有之歟、〕

供精進、魚味供御、〔但精進御供御箸立之、延喜十四年八月廿三日造進之、是内大臣通親記（注16）在、〔一定可（尋也）、〕

この「敦実親王造立御躰」については、『古事談』巻第五神社仏寺などに具体的な伝承が見られる。

敦実親王、大菩薩の御影二躰（一躰は僧形、一躰は俗形）を造立し奉り、御供を備へ奉る。祈請を致されて後、拝見し奉らるる処、僧形の御供に御箸を立てらる、と云々。之れに依りて法躰を以て御躰と為し、外殿に安置し奉る。多く田園を寄進せらる、と云々。件の御躰、保証の炎上の時、取り出だし奉らず、焼失、と云々。

件の御躰、権俗別当兼貞、不審に堪へず、御供を供ふる次に白檀の僧形を礼し奉るに、首に日輪を戴き、御手に翳を持たしめ給ふ、と云々。兼貞此の事の故に不運にして止む、と云々。〔古事談』五―三話）

（433・434頁）

敦実親王造の御影は、『百練抄』に「石清水八幡宮の宝殿并に廻廊宝蔵若宮以て悉く焼亡。貞観以来此例無し。璽御管取り出し奉る。自余の宝物皆灰燼と為る」とあるごとく、保延六年（一四〇）一月二十三日の八幡炎上で焼けたものの、四体の像の存在は二条の時代にも石清水に伝えられ、御影は灰になっても宝殿に安置されていたと考えられる。例えば『八幡愚童訓』（乙本）御躰事には、

当社の外殿には、法躰・俗躰（二躰共中御前）、女躰二躰（東西各一躰）、延喜の聖主の勅宣によりて敦実親王造進し給し真影にはましまさず、唐人のすがたの様也。但法躰は僧行のみぐしに日輪をいたゞき、御手に翳を持給ふ。是は皆保証の炎上にやけさせ給しかば、彼灰をば三合に納て中御前におわします。

（220頁）

とある。

例えば「護国寺奉安置之御躰者僧形也、行教作之、極楽寺安置之御躰者、俗形女形也。〔安宗

作之。」新堂奉安置之御躰者、僧形一女形二躰也、「(運真作云々、)」「(護国寺に安置奉る御躰は僧形なり、行教之を作り玉ふ、極楽寺に安置し奉る御躰は俗形と女形なり、「安宗之を作る、)新堂に安置し奉る御躰は僧形一と女形二躰なり、「(運真作ると云々、)」「(宮寺縁事抄』第十四)とあり、あるいはまた、内殿の御神服として「御俗躰御料」「御法躰御装束」を各一セット、「女躰之御料」を各二セット、保管されてきた(『御内殿御神宝御道具等員数帳』)(注17)ことなどから知られるように、八幡の御神体は長く、法躰、俗躰、女躰二躰の組み合わせでイメージされてきた。

この石清水八幡の御神体の構図が、法躰の雅忠、俗躰の後深草院、遊義門院・二条という二人の女性、という那智での夢想到に重ね合わせられていると考えられる。

五 石清水八幡宮と熊野

では何故、八幡の御神体が、那智の社殿を舞台にした霊夢の背景に介在しうるのか。

熊野の証誠殿は、家津美御子大神・国常立命が祀られ、本地は阿弥陀如来であるが、中世には証誠大菩薩と号されることも多かった。例えば、『平家物語』(卷二康頼祝言)は、「夫証誠大菩薩は、済度苦海の教主、三身円満の覚王也」とし、『三国伝記』(第一卷第十八熊野権現本縁事)は、獵師近兼が、石窟で金色の阿弥陀如来を発見し、「彼如来ヲ権現と崇奉ル。証誠大菩薩是也」とする。

石清水八幡大菩薩の本地は、例えば『八幡愚童訓』(乙本)に「右当社の三所、中は阿弥陀、左右は観音・勢至也。中を釈迦と申時は、東西は普賢・文殊と伝来れり」と、阿弥陀、釈迦両説を載せるが、二条は、伏見の御所での後深草院との面会の際、その誓言の中で、

東へ下り始めにも、まづ社壇を拝したてまつりしは、八幡大菩薩のみなり。(中略)一夜の契りをも結びたる事侍らば、本地弥陀三尊の本願に洩れて、長く無間の底に沈み侍べし。

(卷四 208頁)

と述べるように、阿弥陀如来説に拠っている。

また、例えば、後崇光院宸筆『熊野詣日記』(足利義満の側室北野殿の熊野詣を、先達住心院僧正實意が記す)(応永三十四年(一四二七)九月二十日条)では、八幡山の遠望に、熊野の証誠殿を想起している。

八幡山あさくとして、いとたつとくみえたり、手に密印を結び、口に真言を唱て、南無
(鮮カ)
 帰命頂礼、八幡大菩薩、本地阿弥陀如来にてわたらせ給へハ、熊野の証誠殿とひとしくまし

まず、此度御参詣の上下安穩にまほりと、け給へと、心をこらして祈念をいたす

時代はやや下るが、本地仏からの連想により、八幡と証誠殿を関連付ける記述は注目されてよいだろう。このように、霊夢の舞台証誠殿は、同じく本地を阿弥陀如来とする八幡大菩薩を透き映しにする霊場だったのである。

熊野と石清水八幡宮の関係の深さは、次のような記事からもうかがわれる。二条は熊野参詣の行程を記さないが、当然都から紀伊路を取ったであろうから、石清水八幡宮は通り道にあたる。平安中期、増基法師も熊野参詣の途次に一泊し、「ここにしもわきて出でける石清水神の心をくみて知らばや」と、一首詠んでいる(『増基法師集』)。

同様に熊野への往路に石清水に参詣する例は多く、藤原為房の『大御記抄』永保元年(一〇八二)九月二十一日条には「今山崎に到り小船に乗る、午刻石清水宝前に参り幣を奉り了ぬ」とあり、熊野参詣第一日目に、奉幣を行なっていることが見える。藤原定家の『後鳥羽院熊野御幸記』に記された建仁元年(一一二〇)十月の熊野詣の際も、まず八幡で奉幣を行ってから、熊野に向かっている。

熊野への道行きを歌う『宴曲抄上』『熊野参詣一』も、

行末をはるかに美豆の浪よする渚の院ゆくすゑのみづなみのなみなぎさ この男山につづけるおとこのおやま 交野禁野の原かたのきんや むかひ
の汀なぎは につのぐむ 葦あしの若葉わかばを三島江みしまえや 難波なにばもちかくなりぬらん…

(102
ジイ)

と、石清水八幡宮に言及している。

熊野と石清水は、地理的にも一続きの霊地であったのである(注18)。

このように、那智に於ける霊夢を、御神体の重なり合う八幡からのメッセージとして、二条は受けとめたと解されるのである。

六 霊夢の行方

次に、霊夢の中で終始無言の後深草院に代わり、二条の宿願「五部大乘経」書写を言祝ぐ、という重要な役割を担う、遊義門院との邂逅について考えてみたい。

夢想の翌年、徳治元年(一一三〇六)三月、二条は偶然、遊義門院と石清水八幡宮に同参する。この廻り合わせに感動した二条は、逡巡しつつも、わが身を投げ出すかのように女院に名乗り出る。

御名残もせん方なきに、下りさせおはします所の高きとて、え下りさせおはしまさざりしつゝ
みでにて、(二)二条「肩を踏ませおはしまして、下りさせおはしませ」とて、御そば近く参り
たるを、あやしげに御覽せられしかば、(三)二条「いまだ御幼く侍し昔は、馴れつかうまつ
りしに、御覽じ忘れけるにや」と申出でしかば、

(卷五 244頁)

二条は社殿の高さに降り煩う女院の足元に、我が身を踏み台として差し出す(注19)。

見知らぬ尼の唐突な申し出に、遊義門院は戸惑いを見せるが、女院が幼き頃に御仕えしていた者であるという二条の名乗りを聞き、「今は常に申せ」と二条が訪ねて来ることを許す。二条は「見し夢も思ひ合はせられ(中略)隠れたる信のむなしからぬを喜びても、ただ心を知るものは涙ばかりなり」と那智の夢想を思い合わせる。那智の夢は他ならぬ石清水での邂逅を予言するものでもあったのである。

こうして遊義門院の知遇を得た二条は、後深草院三回忌の前夜、かの「白き扇」——靈夢の後に手にし、「備後の律師覚道」なる僧により「千手の御体」と意味付けられた——を、女院へ奉る。

千手観音を本地仏とする「西の御前」に入った遊義門院に「千手の御体」を奉ることは、先行研究の通り(注20)、女院を千手観音と観ずるとの謂と考えられるが、この行為で、二条が、後深草院に関わる品全てを手放したことも忘れるべきではない。

靈夢の後、二条は、石清水八幡宮において後深草院と再会した折(巻四)に賜った三枚の小袖のうち、最後の御衣を布施として那智の山に納めている。先の二枚は写経供養の布施として各寺社に奉納したが、この最後の小袖は、松山で大集経四十巻を供養した際「御肌なりしは、いかならむ世までもと思ひて、残し置きたてまつるも、罪深き心ならむかし」(巻五)と慨嘆した物だ。後深草院の肌身の小袖故に手放せなかったが、靈夢の後、この最後の小袖を那智に納めた。そして夢の中で院から賜った椰の枝の象徴と見える「白き扇」を、今回遊義門院に奉ることで、二条は生前の院から賜ったものも、冥界の院から賜ったと思しきものも、全て手放したのである。こうして二条は、遊義門院を導き手として、無一物の出家者としての新たな立脚点を得たのであった。

しかし、二条はこのすぐ後に、靈夢の中で見た田満具足した後深草院の姿は、現在の院の得脱を示すものでなかったことを直感する。それは、この扇の献上と、いわば表裏をなすがごとく描き出される後深草院像の叙述によって明かになる。

二条が遊義門院に白扇を献上したのは、後深草院三回忌前夜、徳治元年(一二〇六)七月十五日のこととして書かれるが、同夜、二条は、偶然、明静院殿に入御する後深草院の木像を目にして、その余りに簡素な供揃えに、黄泉路に迷う後深草院の姿を連想するのである。

仕へたてまつりしいにしへを思へば、忍びたる御ありきと申すにも、御車寄せの公卿、供奉の殿上人などはありしぞかしと思ふにも、ましていかなる道に一人迷ひおはしますらんなど、思ひやりたてまつるも、今始めたるさまに悲しくおぼえ侍に、

(巻五 246頁)

遊義門院によって出家者として新たな出発点に立った当夜、二条が幻視したのは、円満の相に満ちた霊夢とは対極の、孤独に闇の中で漂う後深草院の姿であったのだ。それはまた、かつての霊夢の意味するものが、既に阿弥陀仏と一体となっている後深草院ではなく、そうなるはずの未来の後深草院であったと二条が感じたであろうことを、この記述は暗示する。

こうして霊夢は読み換えられる。二条は院の往生の実現をめざし、五部の大乘経書写を通して院の後世を祈るために、残りの人生の多くを費やしたであろうと想像するのは、もはやたやすいであろう。

『とはすがたり』の那智の霊夢は、以上のように読み解かれ、位置付けられるべきものと考えられるのである。

〔注〕

1 上皇が平服として着用する直衣、狩衣直衣ともいう。野宮定基(一六六九〜一七一)が新井白石の問いに答えた『新野問答』小直衣の項に「太上天皇モ是ヲ御着用候、甘御衣ト申候」とある。「小直衣」は「狩衣直衣、狩衣ニ欄アル物ニ候、腋ハヌイヒラキ候、二物同事ニ候、俗ニハンバツギト申候、摂家ハ大臣以後之ヲ著ル。清華ハ大将以上之ヲ著候、浮文、繁文、堅文、遠文、年齢ニ依リ之ヲ用フ、其ノ色ハ一向狩衣ニ同ジ、又唐綾ヲ用申候。」とある。形状は狩衣の裾に欄を接いだものらしい。

2 加藤隆久編『神仏信仰事典シリーズ5 熊野三山信仰事典』(一九九八年 戒光祥出版)「熊野三山を知る」

3 『とはすがたり』作者の五部の大乘経書写をめぐる『国文研究』一 一九七二年三月

4 「往生伝としての『とはすがたり』試論―夢を媒介として―」『詞林』七 一九九〇年四月

5 『とはすがたり』の王権と仏法―有明の月と崇徳院―(赤坂憲雄編『叢書・史層を掘る』)王権の基層へ』一九九二年 新曜社

6 『とはすがたり』那智の夢―中世熊野信仰との関連から―(小峯和明編『平家物語』の転生と再生』二〇〇三年 笠間書院)

7 二条の信仰に関しては、志村有弘氏が、作品前半に見える墮地獄の思想や、雅忠の信仰のあ

- り方を根拠に、久我家一門の信仰は「浄土教の影響を色濃く受けたもの」であると述べた（『と
はずがたり』の中世的性格―世俗と出離―『解釈』二〇 一九七四年六月）のを始めとして、
今日まで様々に論じられてきた。その中で、同時代の八幡信仰の利生を精査した辻本祐成氏（『氏
神と往生』『国文学研究資料館紀要』二〇 一九九四年三月）、さらに雅忠の死に対する二条の罪
障意識を中心に二条の信仰について論じた標宮子氏（『とはずがたりの表現と心―「問ふにつら
さ」から「問はずがたり」へ』二〇〇八年 聖学院大学出版会、第三編第三章「父雅忠の死と後深
草院二条の信仰」）は、本作においては仏教よりも八幡大菩薩信仰が重要であると述べている。
- 8 講演「仏教文学としての『とはずがたり』」（『駒沢大学仏教文学研究』七 二〇〇四年三月）・
「腰を打つ女房―』とはずがたり』の性愛をめぐる」（『解釈と鑑賞』七〇―三 二〇〇五年三
月）
- 9 注4に同じ。
- 10 『中世宮廷女性の日記―』とはずがたり』の世界―』（一九八六年 中央公論社）
- 11 『八幡愚童訓』と称されるものは二種類あり、群書類従と続群書類従に収録されている。萩原
龍夫氏校注『寺社縁起』（日本思想大系 一九七五年 岩波書店）は前者を「八幡愚童訓 甲」、
後者を「八幡愚童訓 乙」とする。同書によれば、甲本の著者は石清水八幡宮の祠官で、成立は
花園天皇治世中（一三〇八〜一三一八）、乙本の著者は同じく石清水八幡宮の祠官で、成立は後
二条天皇即位（一一三〇―一）から後深草法皇崩御（一一三〇―四）までの間と推定される。
- 12 外村久江『早歌の研究』第八章「早歌十六冊伝本の研究」（一九六五年 至文堂）は『真曲抄』
を「早歌の真価を發揮した曲目が揃っていることから秘伝的な傾向が強かった様子」であるとす
る。
- 13 『鎌倉文化の研究―早歌創造をめぐる』第二篇第十一章「早歌における初心の人と達者―新
資料「二曲本」の紹介」（一九九六年 三弥井書店）
- 14 その他、管見に入ったものは『民経記』安貞二年（一一二八）十月四日条に、十五歳の藤原
経光が「頭文紗櫛鴈衣、萌木衣、一白生單、鳥襷浮織物薄色指貫」を着した記事、『薩戒記』応
永三十二年（一四二五）九月十日に、同じく十五歳の西園寺公名が「萌黄浮文織物狩衣」に「薄
色鳥襷浮文奴袴、上括」を着した記事である。十五歳前後から二十代ぐらいまで用いた紋なので
あろう。
- 15 『石清水八幡宮并極楽寺縁起之事』は「宮寺及び関係社寺の縁起類を写したもので、奥書によ
れば宝徳四年（一四五二）前執行権律師重賢が書写し、瀧本坊に伝来したのを、寛永十年（一六
三三）検校法印敬清が書写して、更に他本と校合したもの」（『石清水八幡宮史料叢書二 縁起 託
宣 告文』所収「解説」）である。本稿では『大日本史料』康保四年（九六七）三月二日条およ
び『石清水八幡宮史料叢書二』（一九七六年 続群書類従完成会）の本文を用い、異なるある箇

所は（ ）を付した。

16 『石清水八幡宮並極楽寺縁起之事』によると、内大臣通親、すなわち二条の曾祖父久我通親が、この敦実親王造立の御影について記した「内大臣通親記」があつたらしく、その存在は『宮寺縁事抄』御供奉備等事の追記などからもうかがわれる。久保田淳氏・阿部泰郎氏・久富木原玲氏は、二条が通親の『高倉院厳島御幸記』や『高倉院升遐記』を読んでいるとの見解を示しておられる（久保田淳校注『建礼門院右京大夫集』とはずがたり』新編日本古典文学全集 一九九九年小学館 解説。阿部泰郎「女の物語としての『とはずがたり』中世諸文芸の諸領域との交錯」『ジエンダーの日本史下』一九九五年 東京大学出版会。久富木原玲『とはずがたり』の達成―女源氏を生きる―』『源氏物語』の変貌―とはずがたり・たけくらべ・源氏新作能の世界―』二〇〇八年 おうふう）が、敦実親王造立の御影についても、二条が通親の説に親しみ、それに拠っていた可能性を考えるべきかも知れない。

17 この史料は外題に「寛保二年（一七四二）戊三月、御内殿御神宝・御道具・御装束、当時蔵人ニ拝見為致候儀難仕、外遷宮以後御願申上度大概員数帳」とある。

18 『古事談』巻第五神社仏寺には八幡別当成清を熊野権現の申し子だとする逸話が載る。また、成清の両親のなれそめも、母小大進が熊野参詣の帰路に光清に見初められたことがきっかけであった（『今鏡』打聞）。ちなみに成清については、二条が祇園の千日籠りを行った際「十一月の二日、初めの卯の日にて八幡宮、御神楽なるに、まづ参りたるに、『神に心を』と詠みける人も思ひ出でられて」（巻三）と『新古今集』神祇所収の成清の歌「1887 榊葉にそのいふかひはなけれ共神に心をかけぬまぞなき」を引用しており、二条も石清水信仰の上で、成清を熟知していたと考えられる。

19 例えば鎌倉時代成立の『玄奘三蔵絵』には、「宝座にのぼり給時は、階となりて御肩をふましめて、尊重の心ざしをあらはし給。」とあり、玄奘三蔵が天竺への途次、高昌国にて仁王般若経を講じた際、高座に上る玄奘に国王自らが踏み台となった場面が見える。踏み台としての奉仕は最高の敬意、臣従を象徴する行為でもあった。他に『弁内侍日記』（建長元年二月一日）閑院殿炎上による移徙の際、車に乗る皇后宮曦子内親王に西園寺公相の「肩を踏まへて召し移るべき由」申し上げたが、この時は自力で移ったとの記事が載る。

20 注3・4・5・6に同じ。

*本稿で使用した本文は以下の通りである。『八幡愚童訓』乙本・『新野問答』は、引用は次の本によるが、読みやすいように一部表記を改めた。

『新野問答』は『新井白石全集 第六』（一九〇七年 国書刊行会）

『諸山縁起』『八幡愚童訓』は桜井徳太郎・萩原龍夫・宮田登注『寺社縁起』（日本思想大系20 一

九七五年 岩波書店)

『真曲抄』『宴曲抄上』は外村久江・外村南都子校注『早歌全詞集』(中世の文学 一九九三年 三弥井書店)

『薩戒記』は東京大学史料編纂所『薩戒記 1・2』(大日本古記録 二〇〇〇・二〇〇三年 岩波書店)

『延喜式』は黒板勝美編集『弘仁式・延喜式 交替式』(新訂増補国史大系 26 卷 一九三七年 吉川弘文館)

『宮寺縁寺抄』『御内殿御神宝御道具等員数帳』は東京大学史料編纂所『大日本古文書 第四卷(石清水文書之一)』(一九五二年 東京大学出版会)

『石清水八幡宮并極楽寺縁起之事』は東京大学史料編纂所『大日本史料』(一九二二年) 東京大学出版会)・『石清水八幡宮史料叢書 2』(一九七六年 群書類従完成会)

『古事談』は川端善明・荒木浩校注『古事談 続古事談』(新日本古典文学大系 41 二〇〇五年 岩波書店)

『百鍊抄』は黒板勝美編集『日本紀略(後篇)・百鍊抄』(新訂増補国史大系 11 卷 一九六五年 吉川弘文館)

『平家物語』は梶原正昭・山下宏明校注『平家物語上・下』(新日本古典文学大系 44・45 一九九一・一九九三年 岩波書店)

『三国伝記』は池上洵一校注『三国伝記上・下』(中世の文学 一九七六・一九八二年 三弥井書店)

『熊野詣日記』『為房卿記』は新城常三校注『神道大系 文学編 参詣記』(一九八四年 神道大系編纂会)

『とはすがたり』における「親」の存在は、重要な意味を持つ。二条が数えて二歳の時に、母大納言典侍は亡くなっており、二条にとって母の思い出は皆無である。それにもかかわらず、大納言典侍は、二条と後深草院との関係の背後で存在感を発揮し続ける。父雅忠の死は、社会的には宮廷生活での後見の消失、それに伴い御所追放という結果をもたらし、加えて遺言や夢を通して、二条の人生を支配し続けた。また、雅忠の死後二条を引き受け、作中で「親に勝る」と自ら評する後深草院の、庇護者としての役割も見逃し難い。

巻五の終わり、徳治元年（一一三〇六）に行われた後深草院三回忌の記事に次のような一幕がある。

御願文終はるより、説法すでに終はるまで、すべて涙は、えとぐめ侍らざりしかば、そばに事よろしき僧の侍しが、「いかなる人にて、かくまで嘆き給ぞ」と申しも、亡き御蔭の跡までも、はゞかりある心地して、「親にて侍し者にをくれて、この程忌み明きて侍ほどに、ことにあはれに思ひまいらせて」など申なして、立ち退き侍ぬ。

（巻五 247頁）

弔問に参じた二条が涙にくれていると、傍らの僧が訳を尋ねる。二条は、後深草院と自分の関係を人に知られるのは憚りがあると、親の忌明けに重なったのだと説明してその場を立ち退いた。徳治元年（一一三〇六）のこの時点で、すでに父は没後三十四年、母は四十七年が経っていた。この場で二条が虚言を用いたのは、後深草院と自分との関係を隠そうという意図を持つてのことだと『とはすがたり』は書いている。しかし、後深草院の三回忌の席で、「親」に死に遅れて悲しいのだと語る行為は、後深草院に対する二条の意識の一端が窺われる。

以下、本章では、『とはすがたり』における後深草院の位置づけを探る手段として、雅忠、大納言典侍、後深草院の三人の「親」について考察を試みる。

一 雅忠についての研究

『とはすがたり』における二条の「親」として、第一に挙げられるのは父親である雅忠である。雅忠と二条の尋常ならざる結びつきを、「ファザーコンプレックス」とフロイト的解釈に委ねる研究は多い（注1）。

しかし、今関敏子氏は近代の家族構成（いわゆる「核家族」）の父―娘関係を前提に提唱された「ファザーコンプレックス」という言葉を、文化・時代背景の相違を考慮せず使用することに

疑問を呈した。そして「フアザーコンプレックス」の概念を曖昧にしたまま、雅忠・後深草院と二条との関係を把握しようとする恣意的・近代的解釈に陥るとされ、後深草院と雅忠が同化した存在とするならば「どのような意味で実の父ではない人物が、父親のような存在たり得るのか」という説明、規定概念が必要であると述べている(注2)。

また、松村雄二氏は、二条が鶴岡八幡宮に参詣し、嘗て賜った八幡の託宣を想起する部分「まことや、父の生所を祈誓申たりし折、『今生の果報に代ゆる』とうけたまはりしかば」(巻四175頁)に着目した。この二条の「祈誓」を、我が身の苦しみに代えて、父を浄土へ生まれ変わらせたいとの祈りであると解釈し、尼二条の後半生は「父の死後の生を自らに重ね合わせるものであった」との見解を示して、その延長線上に「母体回帰」ならぬ「父体回帰」願望を読み取っている(注3)。また、同様にこの託宣に着目した高木周氏は、平安・鎌倉時代の作り物語との類似性を中心に検討した。そして、一〜三巻で二条が身の上を擬えて来た、父の後見する国母の物語や、父を喪った娘が帝寵に浴する物語群から疎外・追放された二条が、八幡の託宣を想起することにより、語りの基軸を物語から託宣に換えて、物語から追い落とされ底を打った自己を、「その底辺においてなお父とともに生き延びる主体へと翻した」と捉える(注4)。どちらも、石清水八幡宮の託宣によって、二条が出家後の半生を合理化し能動的に転換した、との見解とまとめ得るだろう。この能動性を「父体回帰」願望と考えるか「ともに生きる」と表現するかはともかく、二条にとつての雅忠の存在は、後に二条が「わが命に転じ代へ給へ」(巻五226頁)と身代わりに命を差し出すことを切望することになる後深草院の存在と、根底で繋がる存在であったのは確かである。

二 雅忠の訓えと『乳母のふみ』

まず、『とはすがたり』に見える雅忠を追っていききたい。雅忠は、二条自身が「養育扶持の心ざし、母に代はりて切なりしかば…」(巻一28頁)と述べているように、「母代」であることを、次田香澄氏が研究の極初期に指摘している(注5)。二条の母代としての役割が一番端的に現れているのが、婚儀に関する場面である。雅忠は後深草院との新枕を控えた二条に対して、次のように訓える。

御幸まで寝入らで、宮仕へ。女房は何事もこはくしからず、人のまゝなるがよき事なり。
(巻一 6頁)

女性は強情でなく従順なのがよい、というのは諸注が指摘するように、『源氏物語』の源氏から紫の上への教訓「女は、心やはらかなるなむよき」(若紫)を踏まえているらしい。それに加え、中世の作品、特に「女子教訓書」といわれる類のものをも見合わせてみたい。

『とはずがたり』世界の比較的近い時期に成立した『乳母のふみ』（注6）は、阿仏尼が、娘の紀内侍に書き送ったとされている。そこには、女親から見た、あらまほしき女の心の在り様が、次ように記されている。

心のまゝなるが返々あしきことにて候。【二】

自分の心中を迂闊に表すことを難じて、更に次のように述べる。

たとへひとのいみじうつらき御事候とも、いろに出て人に見えんははづかしかりぬべきこととおぼしめして。さらぬかほにてはありながら。さすがにうやとは覚えて。ことずくななるやうに御もてなし候へ。またうれしう御心にあふ事候とも。こと葉にうれしやありたがやなどおほせごとあるまじく候。うきもつらきもうれしきも御心に能おぼしめしわきて見え候はんど。また人のこゝろのうちなどをとこそありけれ。かかる心にしてなど。人にもおほせられさたする事あるまじく候。御心のうちばかりにて。よくおぼしめしとゞめて。我心。身のうへをも。人の事をも。おぼろげのひとにうちかたらひ。色見ゆる御ことなど候はで。大かたに何事をも。御心のうちばかりにおぼしめしわき候へ。あさはかに物などおほせられ候はんはあしき事にて候ぞ。【二】

辛さ、嬉しさなどの感情を態度や言葉であからさまに表出し、周囲に取りざたされることを戒め、何事も心中で分別せよ、と述べる。

また、やや時代は下るが、南北朝期から室町初期成立とされる『めのとのさうし』（注7）では、

女はこゝろのたしなみをほんとせよとなり。

と、まず、第一に『乳母のふみ』に同じく心についての教訓を掲げ、次のように述べる。

おとこ女によらず。心もち大事にて候。ことに女は。まづ上下によらず。のどやかにらうらうしく。おもふことをしのび。あらまほしきことかんにんして。さすがにうきをもまたうれしきをも。ふかうおもひしりて。そのことゝなく。ことのあらんおりく。けぢめみせて。ひとの御わすれなきとおもふばかり。あはただしからず。さすがにはへたくしく。おほどかならんこそよき人とは申べき。

男女関わらず、心の持ち方は大切であるが、特に女は、身分にかかわらず物柔らかかに常に機嫌よくあること、心に思うことや願望を我慢するのがよい。しかしながら、まったく感情を殺すのではなく、深く思い知ったことは折につけてはつきりとはなく節度ある行動で示せ。落ち着きあり、そうはいっても華やかに見栄えがし、おっとりとしているのこそ「よき人」である、とする。

さらに、室町期成立とされる『身のかたみ』（注8）には、

第一・御心と申は五^林たい六^根こんのたましゐ。一しんのちやうじやうなり。何事もたゞしく。うきもつらきもおぼしめししらせ給ひて。さるは又おもふ事をいはず。いかにしたしき人なりとも。うちとけに。とこそおもへかうこそおもへなどとおほせられ候な。おもふ事をさへ天知我しると申候。ことにいだしたらん事は。世にみちひろごりて。その人はどこそあれかうこそあれなどあつかはれ。ひとに心をしらるゝ事くちおしきことにて候。又人に心をくもわろく候。とけにくきも見にくうたてあるものにて候うへは。やはらかにうらうらと。したの心はたましゐをすふる事かんようにて候。

前の二書と同様に「御心」を人物全ての「頂上」に位置付ける。そして、憂いも辛さもよく分かっているにしても、どんな親しい人にも打ち解けて「ああ思う、こう思う」などと心中を吐露するな、口に出したらすぐに世に広まってしまふ。ただし人と親しくしないのもよろしくないなので表面は物柔らかかに、しかし腹は据えておけ、とする。

『乳母のふみ』『身のかたみ』は、母親から娘に対する教訓という形式をとっており、『めのとさうし』も、書名から、乳母から姫君に対する教訓と考えてよい。そしてこの三書とも、一番早く成立した『乳母のふみ』の影響を受けつつ、女性の嗜みとしての第一に「心のありよう」を掲げている。阿仏の時代には、母親、または乳母（女性の養育者）から娘（姫君）への教育のうち、一番大切なものとされていたのであろう。「腹の中で何を思ってもよいが言葉や態度に出すな」という教訓と、ただ「後深草院の意向に従順に」と求める雅忠の言は、一見反対のようでもあるが、その言わんとするところは、女は、置かれた環境に順応して生きていくのがあらまほしく、そのためには、心を抑制する術が必要なのだ、ということであろう。娘への教訓の第一に心の用い様を語る雅忠は、まだ若い二条を後深草院の後宮の列に加えるにあたって、女親に代わり、二条に女性の処世術を訓える役回りを担っているのである。

三 雅忠の遺言と『乳母のふみ』

また、『とはずがたり』の二条の出家と『乳母のふみ』の関連性は、すでに脇田晴子氏らによ

って指摘されている。脇田氏は、女房である自分の娘が、皇子の生母となることを目的として『乳母のふみ』が書かれていることに注目し、生母になることでしか「自分の能力を発揮する機会に恵まれなかった」当時の宮廷の中で、生母になり得なかったら「出家をして後生を願え、という。その心境は悲痛である」と述べ、当時の素乱した後宮事情を物語るものとして『とはすがたり』を挙げて、「二条は多情の自己をみつめることによって『とはすがたり』に結晶させたが、大半の女性は浮名を流すだけに終わってしまう。出家せよとは、その現実を見据えたものの忠告であろう。」とその時代背景の中で述べている(注9)。その、二条に「出家」という人生の選択肢を示すのが、雅忠の遺言である。二条が僅か十五歳、しかも懐妊中という心細い時期に、愛娘を残して往かなければならない状況下での彼の遺言は真率であり、二条に人生の指針を示している。その暗示性ゆえに遺言自体、二条の作品構成上の伏線という見方もされる所である(注10)。

(一) 君に仕へ、世に恨みなくは、つゝしみてをこたる事なかるべし。(二) 思ふによらぬ世の習ひ、もし君にも世にも 恨もあり、世に住む力なくは、急ぎて真実の道に入て、我後生をも助かり、二つの親の思をも送り、一つ蓮の縁と祈るべし。(三) 世に捨てられ、頼りなしとて、また異君にも仕へ、もしはいかなる人の家にも立ち寄りて、世に住むわざをせば、亡き後なりとも、不孝の身と 思べし。夫妻の事にきては、この世のみならぬ事なれば、力なし。それも、髪をつけて好色の家に名を残しなどせむ事は、返く憂かるべし。(四) たゞ世を捨てて後は、いかなるわざも苦しからぬ事なり。

(卷一 26頁)

要点は(一) 主君に怠りなく仕えよ。(二) 君寵を失ったら出家し親の供養をせよ。(三) 在俗のまま他に仕えたり、他家の掛かり人となったり、「好色の家」にて生きていくようなことがあれば、親不孝者であると心得よ。(四) 出家の後ほどのようなことも自由にしてい、の四つである。一方『乳母のふみ』には、対応するものとして次のような記述があげられる(注11)。

(一) ① おほせなくとも。たのもしかるべきをとおぼしめして。物うくなど候とも。心ながくしばしは世を御らん候へ。【一六】

(二) ② 身のほどもよのありさまも。おもふやうにならぬ事にて候とも。五とせ六とせのほどはしのびて。色かはらぬやうにさふらはせたまひ候へ。【一八】

(三) ① それもおもふにたがふ事にて候はゞ。いくよしもあるまじき世中にこのたびしやうじをは

なれ。ぼだにおもむかばやとうるはしくおぼしめしとるかた候て、御心もしづまり候はゞ。御かたちもかへ。まことのみちにもいらせたまひ候へ。いかで人なみもおもひおきてしまゝにも。たがひはてぬ。なきおやのくらき道にまよはん光にもいかであきらけきみのりのそこをならひとらんと思召候へ。【一六】

② なをうき身のすくせとも思ひしりぬべくならせ給ひ候はんときは。一すぢにおもひさだめて。さるべきついできて。さまうちかへて。しづかにおぼしめし候へ。【一八】

③ たれはぐくみあはれをかはす人候はずとも。仏の御おしへのまゝにてあきらかなるみちの光をも見。おやのありどころをもしらばやとおぼしめし候へ。【一八】

(E)

① 夢のよなどと申なして、心もちひあさくしき人のなにごともしるべき事と申て、よからぬすぢには。かろらかに。物にこゝろえたるさまして。みをやすらかにもてなし。しなをくれたるまどのうちにも。にぎはしくてだにかしづきすへられ候へば、こゝにうれふる事なくてありなんかしなど申なす事候べく候。ゆめくその心づかひ候まじく候。さやうにものをおもひはじめ候ぬれば。おちぶれ身をもて。はふらかし候ぞ。【一八】

② 物がたりにつけたるしるべ。もしはさぶらふふるごたちのなかにも。あなこゝろぐるしの御ありさまや。かくてはいかゞすぎさせたまひ候はんぞ。かれはいづくにおはしましてこそかしこきことはあなれ。これはとしてこそ身をもていでて。なかゝにめやすきていなれなど申きかせ。いざなひ候べく人候とも。なびかせ給ひ候な。【一八】

まず(一)は、君寵が薄れたとしても、気を長く持つてこらえ、しばらくは何気ない様子で宮仕えせよ、という。雅忠は寵を失って、世に立ち混じって生活できなくなったからすぐに出家せよとする。相反するようであるが『乳母のふみ』は君主との関係の末路を見定めることなく、衝動的に出家することを戒めているのである。雅忠が「つゝしみてをこたる事なかるべし」と言うところを、主君に完全に捨てられない限りは思うようにならなくとも「しのび」て、その気配を出さぬように「さふらはせ」よ、と述べているのだろう。(E)は、完全に主君の寵が失せたら出家して親の菩提を訪え、との雅忠の遺言と一致している。(E)は人の口車に乗って、生家を出ることを固く戒める。「よからぬすぢ」の人が言う、卑賤の家であっても、華やかにかしづかれて過ごすのであれば、悩むこともないであろう、との言葉は、雅忠の「いかなる人の家にも立ち寄りて、世に住むわざを」し、「好色の家に名を残」すことと重なる(注12)。

(F)出家後は「いかなるわざも苦しからぬ事なり」は雅忠独自の発想である。恐らく「出家」によって俗の身分制度を超越することにより、在俗のままでは難しい行動が社会に許容されるようになり、行動の自由が広がるということを示しているであろう。例えば後の、石清水八幡宮

参詣中の遊義門院に直に声をかけ、御所に出入りする、といった類の行動である。ただし『乳母のふみ』は出家後の生活についても事細かに規定する。

- ① あらぬ所をゆかしうする心は。ひとのおちくだるゐんえんにて候。むかしのかげとゞまれるまきのはしらは。なつかしく。こゝながらこそかたちもかへ。きやうほとけの御かざりをも。みのたへんにしたがひてこそいとなまめ。【一八】
- ② またいかなるひじりよにきこえたかくてかしこきありと申とも。むつびよりてほうもんきかむなどなれちかづく御事。返々あるまじく候。(中略) よにかしこき尼たちなどの此のころはゆるされあまた候へば。それも心のほどなどよく御らんじさだめて。御がくもんなどの師にせさせたまひ候へ。【一九】

出家の後も生家を離れることなく、仏事に関することもできる範囲で行いなさい(①)。いかに素晴らしくとも聖と親しくはならない。法の師には尼を選びなさい(②)

『乳母のふみ』と比べることで、二条の出家後の生活、修行の旅や、その途上での連歌や和歌の会への積極的な参加や他家への寄宿などは、雅忠の遺言にかなっていることが鮮明になる。ともあれ、『とはずがたり』の中で雅忠は、二歳で母を失った二条に対して、当時、母親や乳母が娘に対して施すであろうと考えられるような処世教育を、男親の立場にありながらも細やかに施していた、という役回りで描かれているのは確かであろう。

四 雅忠の助産

この遺言の後、二条は雅忠の死に直面する。十五歳の二条は、後深草院の子を身ごもったまま後宮に取り残されたわけで、その二条の心細さは素直に、皇子出産の場面に現れている。

あらましかばと思ふ涙は、人に寄りかゝりて、ちとまどろみたるに、昔ながらに変はらぬ姿にて、心苦しげにて、後ろの方へ立寄りやうにすと思ほどに、

(巻一 44頁)

雅忠の影は、二条が心弱りを見せるたびに、作品内の随所に見られるが、夢の中とはいえ出産の場、それも母体に近々とさし寄り寄る場面は、雅忠の女性的な位置づけが最も端的に現れているのではない。しかも二条の眼前で励ますのではなく「後ろ」に寄るといふ行為は、座産の産婦を背後で支える「腰抱き」を連想させる。

『とはずがたり』に近接した現場で制作されたと考えられている(注13)『我が身にたどる姫

君』巻四において、水尾女院が、孫娘である三条帝中宮の第一皇子の出産に際して、

女院（水尾の女院）たへぬ御身に抱き持ちて「あな心憂や。いみじき目を見せ給ふかな」と心づから振り捨て給はむやうに恨み泣かせ給ふ。（中略）女院つと抱き聞こえ給ひて親しき借どもを近く召し寄せて、

（217頁）

と、か弱い身で、自ら中宮の「腰抱き」を続けて、氏神春日大明神や興福寺に祈念する場面が想起される。

この「腰抱き」は『とはすがたり』にも、「雪の曙」こと西園寺実兼が、

いでや、腰とかやを抱くなるに、さやうの事がなきゆへに、とどこほるか。いかに抱くべき事ぞ。

（巻一 49頁）

と言い二条を抱き起こし、二条はその袖に取り付いて実兼の女兒を産む場面がある。この時実兼は「腰抱き」の方法を知らなかった。しかし秘密裏の出産ゆえ、女の役割を実兼が負おうとしたとも見得る場面である。

しかし、実兼が積極的にこの役を担おうとしたのには理由があった。実兼の息西園寺公衡は妹昭訓門院（亀山院妃）の恒明親王出産時に、

京極局・大夫（産之先達也）・弁（同）替々奉抱御腰、又此人々並姫君予妹、奉取御手、〔所謂奉懸之儀也〕、女房窮屈之時、予暫奉抱御腰、且代々例也、且有其召之故也、暑氣無術之間、〔不経程〕退下、（内は傍注）

（京極局・大夫（産の先達なり）・弁（同じ）替る替る御腰を抱き奉る、又此人々並に姫君予妹、御手を取り奉る、〔所謂懸り奉るの儀なり〕、女房窮屈の時、予暫く御腰抱き奉る、且は代々の例なり、且之其の召し有るの故なり、暑氣無術の間、〔程を経ず〕退下、）

『公衡公記』 昭訓門院御産愚記 乾元二年五月九日条

女房に余裕がないときには、公衡が、昭訓門院の腰を抱いた、とする。そしてそれは「代々例」、西園寺家の家例であった。「雪の曙」の行為はこの家例を踏まえたものである。ちなみに、二条出産の年文永十一年（一二七四）時点では、実兼の姉妹亀山院妃今出河院嬉子・後深草院妃相子

〈陽徳門院母〉は出産の経験はない。実兼は「家例」としての「腰抱き」は知っていたが、未経験であったわけである。

北条暁子氏は、御産における親族男性の関わりを調査され、元永二年（一一一九）から延慶四年（一二二一）までに「兄」が、産婦の「懸」（産婦の手をとってすがらせる役目）と「腰抱き」（坐っている産婦を後ろから抱える役目）を果たしたものととして三例（中宮璋子〈崇徳天皇出産〉・東二条院公子〈貴子出産〉・昭訓門院瑛子〈恒明出産〉）を掲げた。さらに、産婦や、皇子女に接近・接触を伴う「切臍緒」「誦祝詞」に父兄が関わった事例を調査し「当時の御産は、決して女性親族のみが奉仕するものではなかった。産婦の父兄という男性親族の関与は忌避されるどころか、配偶者以上の奉仕を行っている事が判明する。」と述べられた。そして、二条がこの皇子御産に期待していたのは、「後宮における自身の地位の安定」と『家』を支えることに繋がる皇子女の誕生」であったとし、この夢を、『家』から十分に後見される後宮女性の理想と、現実との落差が、亡父による介助の夢という幻想となって「記述されたものとする。雅忠の幻影を『家』という枠組みから解すべきもの」との主張である（注14）。

ここで問題とするべきは、親族男性が御産中の（産後）ではない）産婦の身体へ直接接触する例、また密な接近の例である。兄が産婦の身体に接触するものとして、北条氏の掲げた「懸」「腰抱き」の史料を、改めて検討してみたい。中宮璋子の事例として挙げられるのは『長秋記』（元永二年五月二十八日条）である。

予独入簾中、候御簾、几帳際、宮御乳母但馬奉懸、依_レ厄弱権亮実能扶持、女房（なつとも）、
抱御腰、女房（助君）、雑役、此外二位、上皇御坐、敢無他人、
（予独り簾中に入る、御簾に候ふ、几帳の際、宮の御乳母但馬懸り奉る、厄弱により権亮実能が扶持す、女房（なつとも）、御腰を抱く、女房（助君）、雑役、此外二位、上皇の御坐、敢へて他人無し）

北条氏は、傍線部を但馬がひ弱なため、「実能が但馬を助けた」と解する角田文衛氏の説に対して「実能が全く産婦に触れずに但馬のみを支えて、か弱い但馬が終始（産婦の）介助したとは考え難い」とし、実能が扶持した対象は、璋子であるとする。実能は産婦璋子の実兄ではあるが、白河院の養い君で鳥羽天皇の中宮である璋子の手を「懸」らせたのならば「奉扶持」とあるべきか。仮に、扶持した対象が璋子であったとして、『長秋記』が、実能が扶持した理由を、乳母の但馬がひ弱なため「懸り」に耐えられない故である、と敢えて特記するのは、実能の行動が特異なものであったことの傍証となる。他の史料でも、親族の男性（兄・弟）が産婦の身体に触れる役割を果すのは、産婦の「抱御腰」のを「家例」とする西園寺家のみで、北条氏が合わせて挙

げる、璋子を含めた藤家（西園寺家含む）・平家例（中宮徳子〈安徳天皇出産〉・中宮任子〈昇子出産〉・広義門院〈珣子出産〉）では女房が腰を抱いている。「家例」とする西園寺家の例にしても、女房が「窮屈之時」（『昭訓門院御産愚記 公衡公記』）に代行して抱くのである（注15）そして、産婦の父親の例は皆無である。

雅忠の、「後ろの方へ」寄る「腰抱き」を連想させる行為は、産婦の身体に密着し、呼吸を合せて共に「生む」行為を体現する役割である。『昭訓門院御産愚記』で主に「抱腰」の役を務める「大夫」「弁」に「産の先達なり」の傍注があるように、基本的には御産の経験のある乳母などの女房を中心とした仕事であるようだ。それに加え、先述の『我が身にたどる姫君』を含めた物語群では実母、祖母など親族女性の介助の例が目立つ。『宇津保物語』（蔵開上）で、娘の女一の宮が、母仁寿殿の女御に「懸り」、いぬ宮の出産、後産を無事終えた場面、

女御の君に、宮懸り奉りて騒ぎ給ふを見れば、白き綾の御衣ぞを奉りて、耳挟はさみをして、惑ひおはす。（中略）後の物も、いと平らかなり。

（474
頁）

『源氏物語』「葵」巻で、葵の上が母大宮の手厚い介助を受けながら出産した場面、

宮の御湯持もて寄せ給へるに、かき起こされたまひて、ほどなく生むまれたまひぬ。

（41
頁）

などがある。

管見に入った、男性の産婦への直接接触、または出産扶助の例は、『宇津保物語』（国譲下）と『義経記』（巻第七）の二例のみである。『宇津保物語』では女一の宮が長男宮の君を出産する場面で、夫仲忠が難産に苦しむ女一の宮を抱き起こし、手ずから「薬湯」「御前」を進める。瀕死の状態の女一の宮が飲み下したのを確認した仲忠は喜びのあまり、宮を抱え上げる。

大将（仲忠）、「わが君（女一の宮）は、『いかにし侍れ』とてか、かくは臥し給へる」とて、掻き起こして、湯参り給ふを、え参らねば、「ともかくもなり給ふとも、『仲忠が心ざし』と、御湯聞こし召せ」と泣く泣く聞こえ給へば、一啜すつ参る。御膳おも一口含め奉り給へば、食すき給ひつ。喜びて、脇息けふそくに尻かけて、掻き抱いだき上げ給へば、心知らひたる人ぞ、抱いだきつきて侍る。

（812
頁）

これは、夫の、産婦への直接接触としては注目されるが、女一の宮が持ち直す兆候を察知した仲忠の歡喜の動作であり、「懸り」「腰抱き」などの技術的な助産ではない。すぐに助産の心得がある「心知らひたる人」が、「腰抱き」を引き受ける。

『義経記』「愛発山の事」^{あいちやま}では、弁慶が愛発山の地名譚を次の様に語る。

明神『御産の近づきたるに』^{おんこし}とて御腰を抱き参らせたりければ、この山にてたやすく御産ありけり。

(398頁)

加賀の白山「女体の竜宮の宮」の出産時に、その夫である滋賀の「唐崎明神」が腰を抱いた、との伝説である。

次に、「亀割山にて御産の事」^{かめわりやま}で、産気づいた義経の北の方の腰を、弁慶が抱く場面、

弁慶、「御心弱き事かな。其処退き給へ」^{そこ}とて、抱き起こし奉り、御腰を抱き参らせ、「南無八幡大菩薩、願はくは御産平安に護らせ給へ」と信心深く祈念申しければ、今ぞ御産安くおはしけり。

(433頁)

がある。「唐崎明神」の例は神話であり、例としては不適當かもしれない。しかし「唐崎明神」は『義経記』では「竜宮の宮」の夫として登場するが、現在の日吉大社摂社唐崎神社には^{ことたちうしまるのすくね}琴御館宇志丸宿弥の妻「女別当命」^{わけすまひのみこと}が祀られており、婦人病に靈驗ありとして女性の信仰を集めている。出産の介添をした伝承をもつ「男神」の社に、現在「女神」が祀られていることは、女性と出産介助の役割との関係の深さを考える上で興味深い。

「弁慶」「唐崎明神」の例は、男性の強い力で押さえつけることにより出産が軽くすむという巷の風俗の影響を受けているのであろう。民俗学では「トリアゲジサ」「トリアゲジサン」と呼ばれる男性産婆の存在も注目され、数々の事例も報告されている。板橋春夫氏は、実在したことを確認できた群馬県前橋市粕川町の中谷金蔵・新潟県湯沢町の原沢政一郎の事例を報告したが、中谷氏は「手が大きく体がっちりした人」で力が強かったとの孫の証言があり、原沢氏は「森の熊」とのしこ名をもつ素人相撲取りであった(注16)。以上のような理由から『義経記』登場人物の中でも屈指の強力である弁慶が選ばれたと考えられる。

しかし、宮中に育った二条にとってこれらは異文化であったであろう。先に引用した『公衡公記』「昭訓門院御産愚記」には、夫亀山院が、寵妃の出産に立ち会ったことが記される。

法皇仰云、於今者念可奉仕白装束、又可催諸壇阿闍梨等云々、

(法皇仰せて云く、今者より念き白装束にて奉仕すべし、又阿闍梨等諸壇催すべしと云々、)

(乾元二年五月九日条)

法皇又奉令扶持給、此事又雖無骨、不能制申、偏御坐其近辺也、

(法皇又扶持しめ奉り給ふ、此の事又無骨と雖も、制し申すこと能はず、偏へに其の近辺に御坐なり、)

(同)

龜山院は、出産当日、白装束着用や諸壇の阿闍梨の祈祷のタイミングまで目を配り、いざ出産が始まると、その介助をした。龜山院の要望があつたのか、その御坐は産所の近くに設けられており、産婦に近々とさし寄り、その世話をした。公衡は、この事を不体裁だが制止することはできない、と記している。少なくとも貴族社会では夫が妻の産所に入ることは、不作法なことであつた。

以上のことから、少なくとも、二条が身を置いていた宮中を中心とする貴族社会では、産婦の父が産婦の身体に直接接触し介助する例は皆無であり、兄弟が介助する例は、それを「家例」とする西園寺家に限られる。さらに、夫の介助は不体裁なこととされていた、と考えてよいだろう。

しかし、雅忠は産に苦しむ二条の背後に寄り添った。ということとは、二条にとつての雅忠は、初めての出産に寄り添われることに違和を感じないほど、自己と密着した存在であつたことを示す(注17)。

東二条院の崩御の折、弔問に出かけた二条は、最後の別れを逡巡して行きつ戻りつする遊義門院を目にする。

宮／＼わたらせおはしまししかども、みな先立ちまいらせおはしまして、たゞ御一所わたらせおはしまししかば、かたみの御心ざし、さこそと思ひやりまいらするも、しるく見えさせおはしましこそ、数ならぬ身の思ひにも、比べられさせはします心地し侍しか。

(卷五 224頁)

東二条院は何人かの子を成したがみな亡くなり、今は遊義門院ただ一方が残っている。その片身を削られたかのような悲しみを、「さこそ」と我が身が親を亡くした折の悲しみに引き比べた、という。

雅忠の臨終に立ち会った二条は、その悲しみを次のように表現していた。

母には 二にてをくれにしかども、心なき昔は 覺ずして過ぎぬ。生を享けて四十一日といふより、初めて膝の上にも初めけるより、十五年の春秋を送り迎ふ。朝には鏡を見る折も、たが影ならむと喜び、夕に衣を着るとても、たが恩ならむと 思き。五体身分を得しことは、その恩、迷蘆八万の頂きよりも高く、養育扶持の心ざし、母に代はりて切なりしかば、その恩又、四大海の水よりも深し。何と報じ、いかに報ひてか余りあらむと 思より、折くの言の葉は 思 出づるも忘れがたく、今を限りの名残は、身に代へても 猶残りありぬべし。

(巻一 28 頁)

二条はここで、互いを片身と思ひ合うような母娘関係に、雅忠と自らの関係を投影している。二条は自ら大納言典侍の死を「覺ずして過ぎぬ」と言っていることから、母の記憶は皆無であった。そして「母に代はり」切に養育してくれたのは雅忠であった。大納言典侍は、むしろ後深草院と二条との間に立ち現れて、その存在を強く發揮する人である。

以上のように、雅忠は女親的役割とともに描かれていることが窺われるのである。

五 遊義門院への傾斜

以上のように、二条の「実の親」の存在は、母的要素を大きく取り込んだ雅忠に集約されて描かれている。一方、雅忠死後の宮中において、その庇護者として「擬似的親」の役割を担うのが後深草院である。巻二の冒頭「粥杖事件」が宮中での二条の立場を描き出していることは、第一章「宮廷篇の構造―玄輝門院の呼称から―」でも述べた。この事件は、結局のところ被害者である後深草院もまた、二条の養育者としての責任を問われ、購いをつとめるという経過をたどる。ここで、後深草院の責任を追及したのは二条の祖母久我尼の申し状であった。この申し状で、後深草院は、二条が御所で成長したことを理由に、二条の養育責任を問われる。公卿たちもこれを受けて、「御所にて生い立ち 候 ぬる、出で所をこそ 申て 候」といふ事、申に及ばず候」(巻二 73 頁)と、久我尼の言い分を認めた。二条にとつての後深草院は、周りの人々にとつても養い親であった。遊びの一環とはいえ二条の「後見」の役割を担わされる程度には。二条の母大納言典侍が後深草院の「新枕の人」であり、後深草院にとつて、その娘である二条は大納言典侍の形代であると同時に、「擬似的な娘」としての要素も有しているからである。そして、この三者の関係は、宮中では周知の事実であったろう。後深草院も、二条が愛人「有明の月」(院の異母弟性助法親王とされる)との子供を懐妊した際「いかなるたらちを、たらちねの心の聞といふ

とも、これ程心ざしあらじ」(巻三125頁)と、自分の二条に対する思いは、実の親に勝るとの認識を語る。二条にとつては、「有明の月」との愛人関係を強要され、かつ管理されるという、困惑する他ない形の愛情の発露であつたが。

一方、二条の側の後深草院への思いは、というと、宮中篇では、多情で気まぐれな院の態度への恨みごとを記したり、思い返したように後深草院の「公私」に渡る有り難さを強調したりと、「臣下」の立場を取りつつも院の愛妾として重んじられたいという欲求がせめぎ合つて描かれる。しかし、少なくとも自らを院の「娘」の位置に置くことはない。時折、二条と「有明の月」との間立って「親」ぶろうとする後深草院に対しても「何と申やるべき言葉もな」(三巻125頁)くただ困惑するのみである。そして、巻四に入ると、「主君」としての院への思慕を強調するようになる。

しかし、後深草院の死後、院への思いの描かれ方に変化が見られる。後深草院の崩御と葬送に関わる場面には、伏見院と遊義門院への言及が多く、二人の悲しみを推し量るといふ形で、二条の悲嘆が述べられるのである。

持明院殿の御所(伏見院)、門まで出でさせおはしまして、帰り入らせおはしますとて、御直衣の御袖にて御涙を払はせおはしましたし御気色、さこそと悲しく見まいらせて、

(228・229頁)

伏見殿の御所さまを見まいらすれば、この春、女院の御方(東二条院)御隠れの折は、二御方こそ御渡りありしに、この度は女院の御方(遊義門院)ばかり渡らせおはしますらん御心中、いかばかりかと推し量りまいらするにも、

露消し後の御幸の悲しさに昔にかへるわが袂哉

語らふべき戸口も鎖し込めて、いかにと言ふべき方もなし。

(230頁)

女院の御方(遊義門院)の御思ひ、推し量りたてまつりて、

春着てし霞の袖に秋霧の立ち重ぬらん色ぞ悲しき

(231頁)

昔の御手をひるがへして、(伏見院)御身づからあそばされける御経といふ事を聞きたてまつりしにも、一つ御思ひにやと、かたじけなき事のおぼえさせおはしまして、いと悲し。次に、遊義門院の御布施とて、憲基法印の弟、御導師にて、それも御手の裏にと聞こえし御経

こそ、あまたの御事の中に、耳に立ち侍しか。

(238
六一)

共感とは、自分と同じなんらかの要素を相手に見出した時に起こるものであるが、二条はかつて後深草院の寵を競った他の妃や、同僚の女房については一切記さない。『公衡公記』『後深草院崩御記』『後深草院一周忌御仏事記』には准后（藤原相子）一品（三善衡子）春日局（藤原茂通女）の名は散見されるし、玄輝門院も一周忌の法事で仏事を行っている。当然一般参列者の二条にも彼女たちの存在は意識されたはずだが、二条は、後深草院妻妾の動向は黙して語らないのである。

他方、崩御以降、特に遊義門院への言及が目立つ。後深草院の葬送の場面に、遊義門院の気持ちを推し量って詠んだとして見える、二条の歌「春きてし霞の袖に秋霧の立ち重ぬらん色ぞ悲しき」は、諸注釈が指摘するように遊義門院の歌「春きてし霞の衣ほさぬまに心もくるる秋霧の空」と明らかに関係がある。この歌は『増鏡』『さしぐし』にしか見えないが、そこには、

御日数の程は、伏見殿に宮たち・遊義門院などおはします。秋さへ深くなり行くまに、よ
ととも御涙、ひるまなく思しまどふ。遊義門院、

(415・416
六一)

として詠まれた二首の内にあり、その時期は「御日数」つまり中陰、四十九日の間である。そして二条の歌も、後深草院葬送の後間もなくから四十九日まで天王寺に籠った際のもので、遊義門院の歌と同時期に詠まれたことになる。歌の語句の類似も偶然とは見えない。この二首の前後関係は明らかではないが、少なくとも、二条と遊義門院の交流が始まる以前の作であるので、贈答歌ではないだろう。巷の尼である二条の和歌を遊義門院が知る機会も皆無に近い。二条が、四十九日の法事の時に何処からか漏れ聞いた、もしくは、遊義門院との交流が始まってから耳にして、『とはずがたり』に取り込んだものではないかと推測される。数ある後深草院への追悼歌の中で、遊義門院の歌を選んで本歌取りをし、さらに詠歌時期まで重ね合わせるという行為は、後深草院の崩御後、二条が自らを遊義門院に強く感情移入していることの表れだろう。そして、二条が後深草院崩御後の時点で、母を失い、父をも失った遊義門院に傾斜するのは、単に同じ境涯に感慨を催すだけでなく、自らを後深草院の「娘」として位置付けることにつながっていく。すなわち、同じ「父」を頂くものとして遊義門院に感情移入することで、二条は後深草院を「父」として捉えようとしているのである。

『とはずがたり』における後深草院は、多様な要素を内包し、二条にとつての位置づけは変化し続ける。しかし、「親」としてのあり方に注目してみると、故母大納言典侍の代わりに娘の養育に心を尽くし、あたかも同性の養育者のごとく心身共に密着した存在であった雅忠は「母性」を担い、生前は気まぐれな支配者であった後深草院は、遊義門院を介することで、没後「父性」を象徴するものへと定位されるに至る。それは、自分にとつての後深草院とは何者か、を問い続けてきた二条の答えでもあった。

後深草院の子女たち、主に遊義門院への傾斜が後深草院死後に急速に進んでいくことと、丁度この時期は二条が矢継ぎ早に父母の形見、後深草院の恩賜の小袖を手放した時期と重なることに特に注意したい。両親と後深草院の供養を進めることで、二条の身边は出家者のそれへと純化されていく。そして後深草院の三回忌で、黄泉に迷う後深草院を幻視した二条は、那智で下賜された白扇を遊義門院に奉る。それは、ともに後深草院を「父」として頂き、回向に努めようとする二条の、選択と意思の表明であったのかもしれない。

〔注〕

1 久保田淳校注『建礼門院右京大夫集 とはずがたり』（新編日本古典文学全集 一九九九年小学館）解説、西沢正史・標宮子校注『中世日記紀行文学全評釈集成 第四巻 とはずがたり』（二〇〇〇年 勉誠出版）巻一 第十四段〔評釈〕（西沢氏）など。

2 『とはずがたり』の達成―家と女をめぐって―石原昭平編『日記文学新論』（二〇〇四年 勉誠出版）

3 『とはずがたり』のなかの中世 ある尼僧の自叙伝（国文学資料館編 原典購読セミナー ② 一九九九年 臨川書店）第三講第二節『とはずがたり』の中の父性

4 『とはずがたり』論―父の死を生きる二条―『国語と国文学』84―9 二〇〇七年九月。

5 次田香澄『とはずがたり』（日本古典全書 一九六六年 朝日新聞社）解説 七「人間描写」。
次田氏は「父雅忠はただの父親である以上に、母親の代りとして、母を知らぬ彼女の精神生活を満足させ、物心両面において彼女の生活を支へる據りどころであった。」と述べるが、わたくしが母的な要素を示すものとして後述する「雅忠の遺言」については「父らしい厳しさが現れてゐる。」との見解を示しておられる。

6 一名「庭のをしへ」ともいう。阿仏尼が鎌倉に下るにあたって、宮中に奉仕している娘紀内侍に、書簡体で歌道その他女子の心得について訓戒したものとされる。成立は建治三年（一二七七）十月十六日が通説であったが弘安二年（一二七九）とする説もある（『群書解題』三池広）。また、本文は『群書類従』によったが、築瀬一雄氏編『校注阿仏尼全集』（一九五八年 風間書房）の本文と対応させやすいように、同書の段落番号を付した。

- 7 作者未詳。書名は、某家の乳母が、自分の育て上げた姫君へさしあげるために書きとどめた書という意と考えられている。女子の心づかい、身もち、容貌に対するたしなみ、その他婦女一般の諸心得や、宮仕えの故事など、思いつくままに書き記して行ったもの。成立は南北朝期ないし室町初期とされる。(『群書解題』三池広)。
- 8 作者未詳。風俗、儀式、作法について心得るべきことを、とくに女子教育に重点をおいて五〇カ条をあげ、それぞれに説明したもので、「乳母のさうし」と相通ずる内容が随所に見受けられる。類聚本の奥書に「疑是後成恩寺殿下之御作也乎云々」とあるが、後成恩寺殿すなわち一条兼良(一四〇二〜一四八二)の作かというのは疑わしい。しかし応永年間(一三九四〜一四二八)をさほど隔たらないころに成立したと考えられている(『群書解題』三池広)。
- 9 脇田晴子著『日本中世女性史の研究』第2章 母性尊重思想と罪業観 (一九九二年 東京大学出版会)・脇田晴子編『母性を問う』上 (一九八五年 人文書院)。また、松村雄二氏は「雅忠が主君の恩顧に応えることを説く代わりに、こちらは女房として最高を極め、国母になることこそ理想だと述べる違いはありますが、もしそれが叶わなければ、出家して菩提を祈れと勧める点ではまさに軌を一にしています。」と、雅忠の遺言と『乳母のふみ』の近似性を明確に述べる(注3に同じ)。
- 10 雅忠の遺言に二条の意図的な構想を読み取る研究は、福田秀一氏が『建礼門院右京大夫集・とはすがたり』(鑑賞日本の古典 一九八一年 尚学図書)において「父の語が現実には父の語った通りであったかどうかは疑わしい」と提言し、最近では西沢正史氏が、「瀕死の重病の床にある人間が言ったものとはとうてい思えない。」とし、置文などをもとに長恨歌などの漢文的文飾を利用して、意図的に記述されたものという考えを示しておられる(注1 西沢書 卷一第十段〔評釈])。
- 11 本稿で引用した群書類従本(広本)は、記述内容に重複が多いが、関連する箇所はすべて引用し、段落毎に番号を振った。
- 12 この部分は『源氏物語』(椎本)の八の宮の娘たちへの遺言も思い起こされる。これについては、第五章「もう一つの『源氏物語』」で詳しく述べる。
- 13 『我が身にたどる姫君』の前半半分までの和歌が『風葉和歌集』に採られていることから、樋口芳麻呂氏は、その制作現場が、『風葉和歌集』選定の場である後深草院母大宮院姑子のサロンに近いとみておられる。「物語と中世」(『解釈と鑑賞』一九八一年一月 至文堂) 参照。
- 14 『とはすがたり』における父雅忠像―御産記事と二条の家意識―(『中世文学』第55号二〇一〇年六月)
- 15 北條氏は、産婦の同母兄が介助した例として、今一つ東二条院の兄公相が「懸」を務めた例、「然る間時剋頗る推移す、衆人消魂、女房達窮屈の間、予女院を懸り奉る、」(『御産部類記 十

六 貴子内親王 菊園記』弘長二年六月二日条)を挙げる。しかし、図書寮創刊『御産部類記 下』(明治書院)では、「愍め奉る」と読んでおり、例として適切かは検討を要する。

16 板橋春夫氏『叢書・いのちの民俗学1 出産 産育習俗の歴史と伝承「男性産婆」』(二〇〇九年 社会評論社) 第3部「伝承・男性産婆」

17 北條氏は産婦の父兄が関与する康和五年(一一〇三)堀河天皇女御苡子の鳥羽天皇出産から延慶四年(一一三二)後伏見上皇妃広義門院寧子の皇女珣子出産までの御産行事について調査され、①皇子に対しては父兄による切臍緒の例が多く、②誦祝詞の例が多いことを指摘され、父兄は産婦や誕生した皇子女の身体への接近・接触を忌避されず、御産に奉仕しているとされたが、「抱御腰」「奉懸」のように産中の産婦の身体を直に支える行為に関しては、やはり西園寺家の例以外には見出せない。

*本章の使用本文及びページ数は以下の通りである。

『乳母のふみ』『めのとのさうし』『身のかたみ』は群書類従

『義経記』は梶原正昭校注・訳『義経記』(新編日本古典文学全集 62 二〇〇〇年 小学館)

『宇津保物語』は室城秀之校注『うつほ物語 全』(一九九五年 おうふう)

『我が身にたどる姫君』は大槻修、大槻福子、片岡利博校訂訳『我が身にたどる姫君 上下』(中世王朝物語全集 20・21 二〇〇九・二〇一〇年 笠間書院)

第四章 後深草院の実像―『とはがたり』が目指したもの

『とはがたり』に登場する男性たちの中で、後深草院は特別な位置を占める。『とはがたり』という作品の構成が、幼い二条が後深草院の寵をうけた文永八年の新春から始まり、後深草院の三回忌をもって閉じられていることから、作者が、後深草院との関係を作品の基軸に据えようとした意図は明らかである。しかし、『とはがたり』が描く後深草院像は、不可解な存在でもある。二条の、院の女房としての立場上、一く三巻（前篇）までは日常的な記事が多いが、露悪的と言えるほど後深草院の幼稚で軽薄な面を描き出している。そして、それらの記事は、記録者としての冷徹な観察眼を感じさせるものが多い。

二条の視線は、公人としての院にも向けられていたはずである。後嵯峨院の死後、すでに後深草院に第一皇子（熙仁親王）があつたにも関わらず、二歳年下の龜山院の皇子に春宮位を奪われ、後深草院の血脈は皇統から弾き出されそうになる。それでも我が皇子に春宮位を取り返した上、いつ廃太子の憂き目に遭うかわからない不安定な情勢の中で、ついに践祚に漕ぎ付けて「治天の君」の立場を手に入れるまでの過程（第一章「二東の御方の立場」参照）を、二条は間近で見ているはずである。しかし二条は、後深草院の、魅力的でもあつたらう政治家としての姿を描こうとはしなかった。

本章では、そんな後深草院の公の姿を他史料によって炙り出してみたい。『とはがたり』では描かれなかった後深草院の姿を見、比較することによって、『とはがたり』の描き出そうとした後深草院像が明確になるであろう。特に、後深草院自身の手になる宸記、宸筆を見ていくことで、後深草院の肉声にも耳を傾けていきたい。

一 『とはがたり』における後深草院像

本旨に入る前に『とはがたり』に見られる後深草院像を確認しておく。まず、二条との関係を描く上で一番に目を引くのが、二条の母大納言典侍と後深草院の、新枕の関係であろう。愛人「有明の月」との情事を打ち明けた二条に、後深草院は次のように言う。

人（他の男達）より先に見初めて、あまたの年を過ぎぬれば、何事につけても、なをざりならずおぼゆれども、何とやらむ、我心にもかなはぬ事のみにて、心の色の見えぬこそ、いと口惜しけれ。我新枕は、故典侍大（大納言典侍）にしも習ひたりしかば、とにかく人知れずおぼえしを、いまだ言ふかひなきほどの心地して、よろづ世の中つゝましくて明け暮れし程に、冬忠、雅忠などに主づかれて、隙をこそ人悪くうかゞひしか。腹の中にありし折も、心もとなく、いつかくと、手の内なりしより、さばくりつけてありし。

二条を愛人の列に加えた理由は、性教育を受けた大納言典侍を慕わしく思っていたことにあること、その母の縁で、生まれる前から心待ちにし、取り計らったのだと、思いの深さを述べる。すでに各所で指摘されているとおり、明らかに『源氏物語』の模倣と見えるこの関係は、『源氏物語』が藤壺と紫の上、叔母と姪であるのに対して、大納言の典侍と二条が母と娘であるだけに直接的だし、胎児のころから待ち望んでいた、との後深草院の告白は、『源氏物語』の雅な世界を模しながらも、あまりに俗に墮している。

卷一では、異母妹愷子内親王との情交が描かれる。はじめは後深草院自ら強引にことを運び、寝所に侵入したにも関わらず、内親王の余りに他愛ない様子に「桜は匂ひはうつくしけれども、枝もろく、折りやすき花にてある」(58頁)との不満を二条に愚痴り、身分への考慮もなく内親王を見捨ててしまう。卷二では、院が「絵のうつくしき」を見て三年間執着し続けた「三年の人」(81頁)を寝所に引き入れたが気に入らず、早々に送り返した同夜、たまたまち合わせた傾城を雨の中放置し、翌朝にずぶ濡れのまま退出させ、傾城は屈辱に耐え得ず出家してしまう、といったエピソードが語られる。このように、『とはがたり』には、女性関係が放縦なだけではない、後深草院が時折見せる、権力者の酷薄さが数多描かれている。

二条の男性関係に対しては、公衆の面前で、西園寺実兼こと「雪の曙」(注1)を二条と親密な人物として扱ったり(卷二)、伏見御所で行われた「今様伝授」(卷二)では、実兼を供に加えたうえで、二条を「近衛の大殿」(鷹司兼平)の添い伏しとして提供し、実兼の心づくしの衣裳を二条から取り上げ鶉飼に与えたりして、実兼を牽制する素振りをもみせる。仁和寺の高僧「有明の月」(注2)との関係を察知すれば、二条の懐妊を待つて証拠を握ってから、二人の関係を知っていることを「有明の月」に暴露し、恐れ入らせた所で愛人関係を許容して見せる。その一方で、二条に対しては、嫉妬を顕わにしたり、「親」以上である自身の愛情の深さを語り聞かせて涙ぐんでみたり、と、目まぐるしく態度を変化させ、許容したはずの二人の愛人関係に何かと介入し、支配しようとする態度を見せる。龜山院にさえ、「有明の月」の子を懐妊中の二条を、接待役兼夜伽として供するのである。望むと望まざるとに関らず、二条が関係を持った相手は、皇統問題で複雑な情勢の渦中にいる後深草院にとって、政治的融和を図りたい、または自らの勢力圏内に取り込みたい相手でもあった。しかし、二条は、『とはがたり』の中で自らを政治的道具としては描かない(注3)。よって自分の愛人を他の男たちに提供する行為は、後深草院の人間性、性癖として読者に示されている。

また、生身の後深草院には腰のあたりに障害があったようである(注4)。『とはがたり』には、二条が後深草院の「御腰をうつ」という場面が頻繁に出てくる(注5)。この表現は情交関

係の暗喩として解釈されることも多いが、後深草院は生涯、腰のあたりに癒えきらない宿痾を抱えていたことにも関係しよう。また、先述の愷子内親王にかかわる記述では、内親王の寝所に忍び入る後深草院を「小さらかに這ひ入らせ給ぬる」(58頁)と形容している。これは「体を縮めて」の意と取れるが、腰の障害が原因かどうかは定かではないにしても、目に立つほどに小柄であったのは確からしい。現存する後深草院の御影は二つ、鎌倉時代末期成立の『天皇撰関御影』は青年期と見られる後深草院像、南北朝期成立(十四世紀半ば)と推定される『天子撰関御影』には壮年期と見られる後深草院像が描かれるが、どちらも両隣の父後嵯峨院、弟龜山院と比べるとやや小柄で華奢に見える。

次に、皇統を競い合った、龜山院との関係を見てみよう。

この秋頃にや、御所さま(後深草院)にも、世の中すさまじく、「(龜山院方)後院の別当など置かるゝも、御面目なし」とて、太上天皇の宣旨を天下へ返しまいらせて、御隨身ども召し集めて、みな録ども給はせて、暇賜びて、「久則一人、後し(注6)に侍べし」とありしかば、面々(かた)に袂を絞りてまかり出で、御出家あるべしとて、人数定められしにも、「女房には東の御方、二条」とあそばされしかば、憂きはうれしき便りにもやと思しに、

(巻一 52頁)

後深草院が、龜山院が後院別当を置いて、院政を敷く意思を明確にしたことに対しての不快感を、尊号、随人、兵仗等を辞し出家することにより示そうとした。後深草院のこの行動は、治天の君の地位を龜山院から取り返すための一大デモンストレーションでもあった。結果、後深草院皇子熙仁が春宮に立ち成功に終わったが、この示威行為は隠遁生活に追い込まれる危険を伴ったもので、『とはずがたり』には珍しく政治的な後深草院の姿を垣間見せる。しかし、作者の筆致はあくまでも、後深草院の出家の供に選ばれたことに重点が置かれている。

その後、幕府への風聞を憚り両院融和の演出を意図した宴が頻繁に行われる。その中で建治元年(一二七五)後深草院が龜山院を招いての蹴鞠の宴が行われた。

御幸なりぬるに、御座を対座に設けたりしを、新院(後深草院)御覽ぜられて、「前院(後嵯峨院)御時、定め置かれしに、御座の設けやう悪し」とて、長押の下へ下さるゝ所に、主の院(後深草院)出でさせ給て、「朱雀院の行幸には、主の座を対座にこそなされしに、今日の出御には御座を下ろさるゝ、異様に侍」と申されしこそ、「優に聞こゆ」など、人々申侍しか。

(巻一 75頁)

故後嵯峨院の勅に従い、亀山院が父子の礼を取り、自分の座を後深草院の下座へ下げた時、後深草院が『源氏物語』（藤裏葉）で朱雀院が源氏の座を、宣旨によって对座に直させたことを語り（注7）、人々に賞賛されたとする場面である。王者の雅において亀山院より立勝った後深草院の姿を書いている。

しかし、また一方で、現実的な交渉では、後深草院は弱腰である。弘安四年（一二八二）嵯峨殿の大宮院の見舞いに後深草・亀山両院が参上した際、両院の間での二条を挟んでの駆け引きが描かれる

（二条ガ）たゞ一人候へば、「御足に参れ」などうけたまはるも、むつかしけれども、たれに譲るべしともおぼえねば、候に、「この両所（＝後深草院・亀山院）の御そばに寝させたまへ」と、しきりに新院申さる。「たゞしは、所狭き身のほどにて候とて、里に候を、にはかに、人もなしとて参りて候に、召し出でて候へば、あたりも苦しげに候。かゝらざらむ折は」など申さるれども、「御そばにて候はんずれば、あやまち候はじ。女三の御方をだに、御許さるるに、なぞしもこれに限り候べき。我身は、「いづれにても、御心にかゝり候はんをば」と申置き侍し、その誓ひもかひなく」など申させ給に、折節、按察使の二品のもとに御渡りありし前の、「斎宮へ入らせ給べし」など申宮を、やう／＼申さるゝほどなりしかばにや、「御そばに候へ」と仰らるゝともなく、いたく酔い過ぐさせ給ひたるほどに、御寝になりぬ。御前にも、さしたる人もなければ、「ほかへはいかゞ」とて、御屏風後ろに具しありきなどせさせ給ふも、露知りたまはぬぞあさましきや。

（卷三
134・135頁）

臨月間近の二条を、夜伽として共有しようと持ちかける亀山院に対し、後深草院は身重であることを理由に一度は拒絶するものの、二条を退出させることもなく、そのまま寝入ってしまう。結果的に、二条は後深草院によって亀山院に提供されたも同然であった。

『とはずがたり』の主の前編に見られる後深草院像を纏めると、感情のふり幅が大きく、女性関係は放縦で、権力者の酷薄さも十分に持ち合わせている。雅ではあるが、対外的には押しの弱い人物、といったところであろうか。

二 後深草院の宸翰

ここからは、後深草院に関する史料を見ていきたい。後深草院の手に成るものとして、最も大部的なものは、『後深草院宸記』（以下『宸記』とする）であろう。もとは正嘉二年（一二五八）から

三十三年間書かれ、百余巻あり、正応三年（一二九〇）出家の機会に中絶したと、『宸記』「後深草院落飾記」に記されている。「始自正嘉二年。毎日記録不怠。卅三年之間及百余巻。今已弃世事歸佛道。記而有何益。仍正応三年二月十一日以後。停而不可記者也」（正嘉二年より始め、毎日記録怠らず。卅三年の間に百余巻に及ぶ。今已に世事を棄て佛道に帰す。記して何の益有るか。仍りて正応三年二月十一日以後。停めて記すべからざるなり）とあるが、そのほとんどが散逸した。また諸書に逸文があり、記事の最終年は、崩御の前年、嘉元元年十二月十九日の東宮（花園天皇）御書始之儀にまで及び、中絶の後も、書きついでいたことが知られる。今、その内容の主だったものを挙げると以下のごとくである。

- ① 弘長三年正月十九日から二十五日後嵯峨院・後深草院石清水八幡宮参籠記
- ② 文永三年三月十二日続古今和歌集竟宴記
- ③ 同四年十月二十三日から翌年六月二十六日までの琵琶秘曲伝授記
- ④ 同年十月五日の後嵯峨院落飾記
- ⑤ 同六年後嵯峨院・後深草院石清水八幡宮参籠記
- ⑥ 同七年九月三日富小路御所にて東二条院の御産のために如法愛染王法を修し、勝光明院宝蔵から如意宝珠を借り受けた記事
- ⑦ 建治二年六月二十五日 皇太子（伏見天皇）御書始記
- ⑧ 弘安元年七月十三日 性仁法親王出家入室の記
- ⑨ 建治九年五月十六日から十八日 東宮（伏見天皇）琵琶秘曲伝授
- ⑩ 建治十年八月二十二日 深性法親王、性仁法親王の元入室・出家の記
- ⑪ 正応元年二月三日から三月十五日 伏見天皇即位記
- ⑫ 正応三年二月十一日 後深草院落飾記
- ⑬ 永仁二年六月二十五日 皇太子（後伏見天皇）の御書始儀
- ⑭ 永仁六年十月四日から十三日 後伏見天皇即位記
- ⑮ 正安二年四月二十二日 惟永親王、性仁法親王の元入室・出家の記
- ⑯ 嘉元元年十二月十九日 東宮（花園天皇）御書始儀の記

三 後深草院と琵琶

これらの記事のなかで、文永四年（一二六七）にはじまる自身の琵琶秘曲伝授の記事を見ていこう。すでに久保田淳氏が指摘しているように（注8）、後深草院は和歌よりは、今様、朗詠、琵琶など音楽に関心が強かったらしい。阿部泰郎氏も、後深草院と龜山院との皇統の対立が「琵琶」を通して『とはずがたり』に投影されていると述べる（注9）。

『とはずがたり』にも、二条が後深草院の直弟子であったという次のような記事が載る。

琵琶は、七(なな)の歳(とし)より雅光の中納言に、初めて樂(がく)二三習(なら)ひて侍(はべり)しを、いたく心にも入(いれ)で(あり)有(あり)しを、九の歳(とし)より又しばし、御所に教(をし)へさせおはしまして、三曲(きよく)まではなかりしかども、蘇(そがう)合(あ)・万秋(じゆらく)樂(がく)などはみな弾(ひ)きて、御賀(おひ)の折(おり)、白河(しらかは)殿(との)くわいそとかや言(い)ひし事(こと)にも、「十にて、御琵琶(おひわ)を頼(たよ)りて、いたいけして弾(ひ)きたり」とて、花梨木(くわりぼく)の直甲(ひたこう)の琵琶(ひわ)の、紫檀(したん)の転手(てんじゆ)したるを、赤地(あかち)の錦(にしき)の袋(ふくろ)に入(いれ)て、後嵯峨院(さかの)より給(たま)はりなどして、折(おり)くは弾(ひ)きしかども、いたく心にも入(い)らで有(あ)しを、

(卷二 93頁)

七歳で叔父雅光から初めて習い、九歳で後深草院に教えを蒙り、秘曲を習うまでには至らなかつたが、大曲「蘇合」、中曲(准大曲とも)「万秋樂」までは弾いた。十歳で、後嵯峨院の五十の賀の時(注10)にその後深草院教授の腕を披露して、後嵯峨院から花梨木の琵琶を賜ったという。二条の我誉めではあるが、不熱心な弟子をここまで仕立て上げた後深草院は優秀な師匠であったようだ。

次に、琵琶秘曲伝授に関する一連の記事の概要を記す。まず、二条が後嵯峨院の前で琵琶を披露したのと同様、文永四年十月二十三日、

今日権大納言藤原朝臣師繼参。逢博子語曰。孝行朝臣。今朝琵琶秘曲。可奉授主上之由有其沙汰歟。

(今日権大納言藤原朝臣師繼参。博子逢て語りて曰く。孝行朝臣。今朝琵琶の秘曲。主上に授け奉るべきの由其の沙汰有るか。)

後深草院は龜山天皇が琵琶秘曲を伝授されることを聞く。それに対し、

主上御琵琶此四五年事也。御師匠前相国也。而常不参歟之間。此一兩年内々又被召孝行朝臣〔地下也〕云々。此事先不知是非者也。次相国薨後不經幾程。及秘曲御沙汰之間。可何様哉。(主上の御琵琶此の四五年の事なり。御師匠は前相国なり。而して常に参らざるかの間。此一兩年内々又た孝行朝臣〔地下也〕を召さると云々。此の事先ず是非を知らざる者なり。次に相国薨ずの後幾程を経ず。秘曲の御沙汰に及ぶの間。何様なるべきや。)

龜山天皇が琵琶を習い始めてまだ四・五年であること、師匠の前相国西園寺公相(注11)の不参

により、内々の師匠として地下人の藤原孝行（注12）が参つてまだ一年であること、師匠である公相が薨じて間もない秘曲伝授の沙汰に疑念をしめす。そして、

朕携此曲^{ヒカ}二十八年（注13）。雖不得其器漸積功。秘曲伝授事。孝時法師存生之時。可受彼説之由思之。且又上皇其旨有御計。相国又本師匠。猶又可習不彼々。両様思煩之處。孝時法師去年已逝。仍召相国可受之由相思處。彼又薨了。仍旁愁歎無極。未及其沙汰者也。

（朕此曲に携わり^{ヒカ}二十八年。其の器を得ずと雖も漸く功を積む。秘曲伝授の事。孝時法師存生の時。彼の説受くべきの由之を思す。且つ又上皇其の旨御計り有り。相国は又本師匠なり。猶ほ又彼々に習ふべからず。両様思し煩ふの處。孝時法師去年已に逝く。仍て相国を召して受くべきの由相思ふ處。彼又た薨了了ぬ。仍て旁愁歎^{ナガシ}極み無し。未だ其の沙汰に及ばざる者なり。）

自分こそ長年琵琶に携わり、秘曲伝授のことについて後嵯峨院の計らいもあつた。しかし師匠の孝時（注14）、公相が相次いで薨じたため、叶わなかつたことを嘆じている。「又彼々に習ふべからず」は公相と孝時どちらを伝授の師匠にするか悩んでいるうちに、両師匠が亡くなつたということであろう（注15）。むろんこのまま黙つて先を越される気は無かつたと見えて、二カ月後の十二月二日、

此日仰公種朝臣。明日有光卿。可問今月中可習琵琶秘曲之日次之由。

（此の日公種朝臣に仰す。明日有光卿に。今月中に琵琶秘曲を習ふべきの日次問ふべきの由。）

と、安倍有光に琵琶秘曲伝授に良い日柄を公種に問わせ、十二日に早速伝授となる。

戊刻。石上流泉曲受于博子。

（戊の刻。石上流泉曲博子に受く。）

伝授の師匠は、刑部卿局藤原博子（注16）。初日に石上流泉、翌年正月十五日に上原石上流泉（注17）の曲を博子より受け、正月二十三日、揚真操の曲のみ、博子の弟孝頼より受ける（注18）。ここまでは順調であつたが、この月、元の忽必烈^{クベライ}の国信使が大宰府に至り、その後、元來寇の風説があり延引となる。六月二十五日啄木の曲伝授により、琵琶秘曲伝授が終了する。このとき、後深草院は、

歡悦甚。何事如此哉。去春比巴定日次欲受此事。而自然延引及今日。元久後鳥羽院御伝授此曲。六月也。朕又六月受之。自叶彼嘉例。可悦嘉歟。彼又廿六歳御年歟。是又廿六歳也。可謂事之相應。朕着此道已十九年。雖非器積微功。可無先達先靈冥助哉。

(歡悦甚し。何事此くのごときかな。去る春比巴日次を定め此を受く事を欲す。而して自然延引し今日に及ぶ。元久の後鳥羽院此曲を御伝授せらる。六月なり。朕又六月に之を受く。自ら彼の嘉例に叶ふ。悦び嘉すべきかな。彼れも又廿六歳の御年かな。是れも又廿六歳なり。事の相應すと謂ふべし。朕此道に着き已に十九年。器に非ずと雖も微に功を積む。先達先靈の冥助無かるべきや。)

と記し、外敵問題によって延引されたことにより、元久の後鳥羽院の例と、偶然、伝授の月と年齢が重なったことを喜んでゐる。先述十二月二日の記事に、後嵯峨院の「其の次第誠に元久の例なるべし」との意向により、後鳥羽院の例に拠つて、一般には「揚真操」から始まる伝授を、後深草院は「石上流泉」から始めていた(注19)。その後鳥羽院の例との一致にご満悦の体である。そして最終日、「六月二十六日丑刻。博子白啄木曲秘説等。」と、一連の秘曲伝授は終わるのである。

以上、『宸記』だけみても、後深草院の琵琶に対する思い入れが並々ではないことが窺われるが、ただ琵琶が好きだというだけではない。先に見たように、後深草院は龜山天皇の存在を相当意識しているが、師匠の選び方にも、それが現れているのである。

前述のとおり、後深草院の師匠は藤原孝時の娘博子、龜山天皇は孝時の異母弟孝行。孝行と博子は叔父と姪の関係である。一見、琵琶西流師範家の家督を継いだ孝行のほうに、秘曲伝授の師匠としては重みがあるようにもみえるが、実際そうとらえてよいのだろうか。二人の事跡は菊亭本『文机談』に詳しい(注20)。まず、孝行の方は、博子の父孝時と比較して、次のように描かれている。

孝道が嫡子孝時、けいこ人にきこえたる伶人にて、めいよちよにはなをすゝみたりなど申し候ひしかども、君の御師まではなかりき。

第一冊「孝博以来楽道事」

このたかつねは家六代の累葉をつぎて、しかも家譜を伝へたりといへども、たゞ母の吹笙のみをむねとして、年来のけいこ、孝時にははしたてゝもをよぶべくもなかりければ、名譽のことのほかになにもあにゝもをとりて、師範とちぎる臣もなく、みちをことゝふ人もまれなりければ、よもぎのそま露ふかく、むぐらのとほそあれにけるを、

「たかつね」(孝経)とは孝行の改名後の名である。異母兄の孝時は父孝道に勝る腕前であった。その才能ある孝時を差し置いて、孝行(孝経)の方が、実母の後押しによって家を継ぎ、家譜を伝えられた。しかしながら、その年来の練習量は兄孝時に梯子を架けても及ばず、楽人としての腕は父、兄に劣っていた。その孝行(孝経)も、

孝道うせにしのちは、ことのほかによるもひるも比巴をひかれけるよし、承りき。

第四冊「孝経比巴事」(25頁)

と言われるほど研鑽を積んだが、龜山天皇の師匠として請われた頃は、弟子となるものもおらず、まことに哀れな状況であった。

これに対して博子の父孝時は、幼少の頃から妙音院師長に、二人の姉と共に、「これらがゆくゑを御らんぜばや」と将来を嘱望され、十三歳の頃から後高倉院に直接楽の薫陶を受けた(第五冊「自五歳習道事」「法皇御教訓事」)。「さて孝時は、父まかりける後は天下こぞりて師範となす」(第五冊「孝時他界後書一卷事」)とあり、真の実力派と見られていたことは間違いない。その孝時の娘博子については、

おほよその御局、御幻⁽⁴⁴⁾(幼力)主の御時より、手をうごかし御ひぢをかぐめて多年事のよしを奏聞せられにき。きうらう(旧労)といひかむのう(堪能)といひ、兄弟にをとらせ給うべき仁にをせざりければ、かやうになに事も、女房ながら父孝時もひとへにあひたのみて申しをかれけるなるべし。

第五冊「秘曲御傳受事」(302頁)

博子は後深草院が在位していたときから手をとって琵琶を教え、その長きにわたる功労も才能も兄弟に劣ることなく、父孝時も頼りにしていた。そして、後深草院の伝授の師匠も、「御灌頂にはなをわれこそまいらめ」と自ら申し出た、とある。また、

一 刑部卿局、孝時二女也。これも十七にて灌頂をとげさせ給ふ。大宮女院・東二条院、この御ながれをつたへさせおはします。又いまは本院^(後深草院)の御師範にまいらせ給ふ。昔の比巴のすがた、今こればかりとぞ申すめる。

博子は、後深草院の母大宮院、中宮東二条院、つまり二人の後の師範を務めた実績があった。そして、琵琶のいにしへの姿を伝える唯一の人であるとしている。

つまり、龜山天皇の御師匠孝行(孝経)は、孝道の嫡子として、家譜を受け継いでいたが、肝心の琵琶の能力に欠けていた。それに対し、博子の父孝時は実力派である。博子はその孝時が頼りにするほどの腕前であり、大宮院、東二条院の師匠を務めてきた実績も、自ら後深草院への秘曲伝授を名乗り出る自信も兼ね備えていた。また、博子は後嵯峨院皇子覚助法親王、皇女五条院憚子を儲けており(『本朝皇胤紹録』)、後嵯峨院の寵人でもあった。建長元年(一二四九)二月一日の閑院内裏炎上に際しては、急場に弁内侍とともに劍璽を取り出す、という役割を冷静沈着に果たしている(『弁内侍日記』)。後深草院は師匠に、女官としての能力も立場もあり、なにより琵琶演奏家としての実力者を選択しているのである。

また、それは後深草院自身も熟練の師匠を選択する見識と技量があったことを示している。『文机談』は後深草院の秘曲伝授を「石上流泉曲さづけまいらせさせ給ひけり。常には凡人は揚真操よりこれにいたれり」(第五冊「本院御琵琶事」)のように伝える。後深草院の非凡な才能ゆえ石上流泉からの伝授となったという。「但この曲をきこしめさるゝ事は、後鳥羽法皇の御例とぞ承りし」(同前)とあるように、後鳥羽院の例に倣い、石上流泉曲から始められるだけの力量があったことはたしかであろう。

とはいえ、龜山天皇も故無く孝行(孝経)を師匠に選んだわけではない。孝行(孝経)が選ばれたのは外祖父西園寺実氏の次の様な進言によるとする。

帝道の静謐、人をしり道をうしなはざるをもととす。廷臣てうしんの素懐は君にたすけらるゝをもてのぞみとす。さればその一家をとりてその一流をしりぞくる事は、聖代の乱政とよのそしる言也。孝道が両息、孝時はきりやうもいみじく稽古もいたれるによりて、当世の人、おほくこの流れをくめり。公家・武家、かれが門徒なり。そのうへに新院には、公相すでに御師範たれば、孝時法師が一流、なにのふそくかはあるべき。次男孝経はけいこをろそかなれども、当腹の寵をもてすでに家を継げる仁たりといへども、としごろ荆棘にとぢられて、つゆをはらひくさむらをわくる人なし。一道のすたれなん事は君としてなげくべき道也。はやくかれをめしだいして、胡琴の異説を聞き食さるべし。

第一冊「孝経被帝師事」(25・26頁)

龜山天皇が孝経(孝行)を師に召したのは、孝時が時めき、その高弟である公相がすでに帝師と

なっている偏頗を正して、帝道を失わないための政治的配慮であった。しかも、帝師として地下人が奉仕する際は、坐る場に「打板」を敷く例であったが、老齢で四位に至っていることもあり、「帝師」の功勞により昇殿を許されたとある。『文机談』は「君にあふていゑをおこし、藝を守りて身をたつる事、ありがたくやさしき朝恩也。ちかごろいみじきためしにぞ国の民も申すめる。」（第一冊「孝経被帝師事」と、評している。龜山天皇は芸道即政道の「帝」としての公的立場から、師匠を選び世の称賛を受けた。若くして隱居の身であった後深草院は、この拔擢劇に対して、本師匠の没後間もなく「地下人」の師匠からの伝授となったことを、指弾する他無かつたのである。そして龜山天皇に対抗して芸道重視の私的立場から、師匠を選ばざるを得なかつたとも言える。この琵琶秘曲伝授一連の記事は多分に政治的抗争の要素を含んでいた。しかし、それだけでは無かろう。龜山院は、琵琶よりは笛が得意であった。

〔龜山〕
新院御笛、大納言良教卿ぞ御師にまいり給ふ。

第一冊「本院御樂事」(22頁)

西園寺の一切経くやうとて、ひと々せいみじきはれの侍りしにも、主上御比巴本院、〔後深草院〕東宮御笛新院、いまだきびはなる御よはひながら、めでたくあそばされたりき。

第一冊「西園寺一切経供養事」(22頁)

といったように幼いころから後深草院は琵琶、龜山天皇は笛、という役割分担ができていたようである。「西園寺一切経供養」については『増鏡』「おりゐる雲」は次の様に述べる。

又の日御前の御あそびはじまる。〔後深草院〕御門御琵琶、〔龜山院〕春宮御笛まだいとちひさき御程に、みづらにゆひて御かたちまほに美しげにて、吹きたて給へる音の、雲井を響かして、あまり恐ろしき程なれば、天つ乙女もかくやと思して、〔おほきおとせ〕太政大臣実氏、こと忌みもえし給はず。

(46頁)

特に龜山院の笛に言及し絶賛している。龜山院は笛に天賦の才を有していた。『勘仲記』建治二年八月十九日条に記される和歌御会の御遊びでは「上皇例令龍笛給」とあり、『とはすがたり』卷三の、嵯峨殿での遊宴の際も「夜もすがら御遊びあり。(中略)一院〔後深草院〕御琵琶、〔龜山院〕御笛〔ふえ〕」(130頁)と、ことあるごとに其々の腕を披露している。龜山天皇の灌頂を『文机談』第四冊は「もとより御笛のいきをひにて、ほどなく御灌頂にもいたらせをはしましにけり。」(253頁)もともと笛の才があるので、(琵琶も)すぐに灌頂に至ったと記す。才氣溢れる龜山院

に、自分の専門領域を侵されるのであってみれば、龜山天皇秘曲伝授の話聞いた後の後深草院の反応が早急だったのも首肯し得るのである。

琵琶は後深草院にとって自己の存在証明であり、そして何よりも、十七歳の若さで龜山天皇に譲位させられた後深草院にとって、琵琶は、将来自らがあらまほしい「治天の君」たるための装置でもあった。この後深草院の皇統へのこだわりを象徴するものとしての琵琶は、後深草院から十三代を経て、後花園天皇の時代には次の様に位置付けられるようになる。

弦管をあひならひてあそはさるゝ先例のみこそあれは、相構て御琵琶をもあそはさるへきなり、上古の例はをきぬ、中古以来後深草院・伏見院・後伏見院・光厳院・崇光院・故親王など、殊更に御沙汰ありつる事なれば、いかにもあそはさるへきなり

後崇光院貞成親王『椿葉記』

後々持明院統の正嫡意識と結びつき、帝王学としての認識が確立、最終的に統を象徴する楽器となるに至ったのである（注21）。

四 家族の中の後深草院

後嵯峨・大宮両院、および龜山院との関係

次に、家族の一員としての後深草院はいかなる存在であったのかを見ていきたい。

まず、天皇家嫡子としての後深草院は、親兄弟とどのような関係を築いていたのか。この問題は、龜山院との皇統に関わる抗争抜きには語れない。『増鏡』「あすか川」は、後嵯峨院崩御にあたって、後深草院が院政を執るであろうという世間の予測に反して、今上龜山天皇の一系にて皇位を伝えよとの遺勅があった、との逸話を載せる。

世の中は新院（＝後深草院）かくておはしませば、法皇（＝後嵯峨院）の御かはりにひきうつしてさぞあらん、と世の人も思ひ聞えけるに、当代（＝龜山院）の御一つの筋すぢにぞあるべきさまの御おきてなりけり。

（174頁）

『増鏡』は皇統の決定を後嵯峨院一人の意思に集約し、しかも、その理由を明らかにせず、皇統から故無く除外された後深草院に対する世間の同情、混乱へと話を進めてゆくので、後嵯峨院が龜山天皇を偏愛していた結果とも読み得る箇所である。しかし、伏見宮家に残る伏見天皇の「宸筆御事書」一通は次のように記す。

- 一 旧院御素意、被仰合関東之他、無別御所存事、
- 一 治世事、旧院御素意、可為内裏新院之由被思食之趣、故円満院宮被構出事、
- 一 世上浮説雖不知実正、縉若為実者、難治次第也、武家争可思放哉事。
- (一) 旧院の御素意、関東に之仰せ合はさるの他、別に御所存無き事、
- 一 治世の事、旧院の御素意、内裏新院に為すべきの由を思食るの趣、故円満院宮構ひ出でらるる事、
- 一 世上の浮説実正を知らずと雖も、縉若し実と為るは、治め難き次第なり、武家の争ひ思ひ放つべきの事か。

(伏見宮御蔵・六八 番号は『宸翰英華』による)

この、事書一通は伏見天皇が後深草院の覚書を写記したもので、皇統の問題について後嵯峨院は幕府に諮問する以外、なんの存念もなかった、新院(一亀山)との思し召しが有ったとするのは、故円満院宮(注22)が云い出したことに過ぎない、とする。加えて世間の噂の真偽はわからないが、本当だとされているならば納得しがたい、幕府の動きは問題にすべきではないと述べている。東山文庫に残る「宸筆御事書」一巻はさらに詳しい。

- 一 文永八年正月御不予時、十六日申刻勅語云、治天事、何方トモ不被定仰、偏可計申之由、仰関東也、定有計申旨歟、今思食合云々、
- 一 被下円助親王勅書云、二品事、雖何方、就御治世、申入者、定不可有子細歟云々、
- 一 御治世事、輒難計申之由、故関東令申之時、任先院御素意、被申禁裏之由、被仰出之條、更無所據、件御返事、円満院宮祇候、召相国被書之、於御前被加封事、
- 一 新院踐祚之同夜、可有立坊之由、為故院御素意、而其義變延引之間、且被仰遣関東事、
- 一 常盤井入道相国問答西明寺入道子細事、
- 一 先院勅語云、和歌并鞠文書可進禁裏、諸家記録可進新院、其外寛元以来奏事目六悉可進新院、世間事悉見此目錄云々、近習輩皆存知歟事、
- 一 多宝院供養時、非近衛司勤仕樂行事例有無如何之由、被仰之由、康和五年安芸守経忠勤仕例、當時有御覚悟被申出之所、故院頗有歡感、被仰云、為老者記録不中用、不得引勘、於今者、諸家記悉早々可進新院、如此沙汰尤神妙之由、勅定及度々、其時堀河前相国、雅言、経任等卿令祇候奉之事、
- 一 法勝寺、蓮華王院等修正、七月御八講等、毎年大略有御幸被行之事、
- 一 弘長元年七月五日、被渡御廐事、

一文永五年以後、毎年貢馬一向御沙汰事、

(一) 文永八年正月の御不予の時、十六日申刻勅語に云ふ、治天の事、何方トモ定め仰せられず、偏に計らひ申すべきの由、関東に仰すなり、定めて計らひ申す旨有るか、今思食し合はずべしと云々、

一文助親王に下さるる勅書に云く、二品の事、何方と雖も、御治世に就くに、申し入るは、定めて子細有るべからざるかと云々、

一 御治世の事、すなは輒ち計らひ申し難きの由、関東申さしむるの時、先院(後嵯峨院)の御素意に任す、禁裏に申さるの由、仰せ出でらるるの條、更に據る所無し、件の御返事、円満院宮の祇候、相国を召して之を書かせられ、御前に於て封を加へらる事、

一新院(後宇多院)踐祚の同夜、(伏見院ガ)立坊有るべきの由、故院(後嵯峨院)御素意を為す、而して其義を變へ延引の間、且に関東へ仰せ遣らるるの事、

一 常盤井入道相国(西園寺実氏)と西明寺入道(北条時頼)問答子細の事、

一 先院(後嵯峨院)勅語に云く、和歌并に鞠の文書禁裏(亀山院)に進ずべし、諸家記録新院(後深草院)に進ずべし、其の外寛元以来の奏事目六悉く新院に進ずべし、世間の事悉く此の目録に見ゆると云々、近習の輩、皆存知の事か、

一 多宝院供養の時、近衛司に非ずして樂行事に勤仕するの例の有無之如何の由、(後嵯峨院ガ)仰せらるるの時、康和五年安芸守経忠勤仕の例、(後深草院ガ)当時御覚悟有りて申し出でらるるの所、故院(後嵯峨院)頻に叡感有り、仰せられて云く、老者のために記録を用ゐること中らず、引勘を得ず、今者より、諸家の記悉く早々に新院に進ずべし、此のごとき沙汰尤も神妙の由、勅度々に及ぶ、其の時堀河前相国、雅言、経任等の卿祇候せしめ之を奉る事、

一 法勝寺、蓮花王院等の修正、七月御八講等、毎年大略御幸有り行はるるの事、

一 弘長元年七月五日、御廐渡らるる事、

一文永五年以後、毎年貢馬一向御沙汰の事、

(東山文庫御物・六九)

第一条は、文永九年正月十六日に、病中であつた後嵯峨院が後深草院に対して、「治天の君」については、後深草院と亀山院どちらと定めることなく幕府に諮つたことを伝え、今に思い合はされることであろう、と語つた、とする。後嵯峨院の真意は後深草院にあつたとの主張である。第二条は、後嵯峨院から円満院宮円助法親王への勅書に、円助の二品叙品の事はどちらの治世となつても申し入れれば仔細なしとあつたとして、円助に対しても後嵯峨院は存念を明らかにしていないことを述べている。第三条は、幕府からの朝廷への問い合わせ(後嵯峨院の真意)についての返事(後嵯峨院の真意は亀山院にあつたとするもの)は全く根拠がなく、亀山院の御前に

円満院宮円助が祇候している時に、相国（注23）を召して書かせ、封をしたものである、として信用が置けるものではないと述べている。第四条は、後嵯峨院は、後宇多院が践祚の折に伏見院を立太子させる意向であったが、亀山院在位中に崩御となってしまい叶わなかった。よってその遺志を幕府に伝えて伏見院の立太子が実現したと述べ、後深草院の一統が皇位を継承するのは後嵯峨院の意思であったと主張しているのである。第五条は、西園寺実氏と北条時頼の間に何らかの問答があったことを伝える。第六条は、後嵯峨院が、芸道関係の書物のみを亀山院に譲ったものの、政務に必要な諸家記録、奏事目録は後深草院に譲り、世の中のことはすべてこの中に見えていると後深草院に述べたこと。第七条は、文永八年十一月六日、亀山院の多宝院供養の際、後深草院が、近衛司の職にない人物が楽行事を務めた先例を暗記しており、後嵯峨院の反感あつて、記録類をことごとく譲られたこと。第八条は、御願寺の修正、御八講には後深草院が勤仕していること。第九条は後深草院が後嵯峨院の厩を伝領したこと。第十条は文永五年以後の貢馬は後深草院が沙汰したことを挙げ、後嵯峨院がいかに後深草院を重んじたか、その傍証を列挙している。

後嵯峨院が「治天の君」を決定しなかったのは事実で、幕府は大宮院に後嵯峨院の「遺志」を問うてきた。後の混乱が目に見えているにも関わらず、後嵯峨院は何故、幕府にこの「正統」問題を託したのか。河内祥輔氏（注24）は、後嵯峨院が「正統」を決めないまま、讓位や立太子を進めた理由の一つを、後嵯峨院擁立時の状況に求めている。承久の乱において、幕府は後鳥羽院の同母兄守貞親王を担ぎ出し、乱後守貞親王系の後堀川、四条が皇位を引き継いでいたが、四条天皇が十二歳で突如死去した。そこで幕府は、順徳院の帰京に期待し、順徳院皇子岩倉宮を推す貴族達を抑え、土御門院の皇子であった後嵯峨院を擁立、践祚させた。天皇になるはずのない者が天皇となった時、それを引き継ぐ子孫は、誰もが「正統」にふさわしいと認めるだけの十分な資格を備えることが必要である。河内氏は、「正統」の資格は母の家格・血統であり、後嵯峨院は西園寺家出身の東二条院（後深草中宮）、今出河院（亀山中宮）のどちらかに男子が生まれることを望んでいた（注25）。後宇多立太子の翌年生まれた後深草院皇子幸仁（母西園寺公経女成子）と伏見天皇同母弟満仁を親王としており、後深草院の子孫に皇位継承の可能性を認めた。それに対して、大宮院は亀山を「正統」にしたいと望んだようである、と述べる。

確かに、『史料綜覧』を見るに、亀山退位後、大宮院と亀山院、二人での行動が目立つ。それに対して、後嵯峨院の御幸に、後深草院は非常によく御供している。そのなかで最も数多く目を引くのが、石清水八幡宮への御幸である。

後嵯峨上皇は後深草院在位の時から年の初めに参籠していたが、後深草院讓位の後は毎年後深草院を伴って参籠するようになる。『宸記』には、弘長三年の参籠記があるが、毎年恒例のことであつたらしい。上皇二人での参詣はこの父子に特徴的で、院・上皇の参詣は单身でのものが多く、同行するとしても妻や娘が多い（注26）。これ以前に例外として挙げられるのは、大治三年

から四年かけての後白河法皇と鳥羽上皇の御幸（注27）であるが、記録に残っている限り三度である。それに対し、後嵯峨後深草両上皇の御幸は、正元元年（一二五九）後深草院の退位後から文永八年（一二七一）に後嵯峨院が発病するまでの十二年間で、七度の記録が残っている（内二度は大宮院も同行）が、『宸記』(⑤)に、

…自今日法皇令参籠八幡宮御、朕如例年為御共所参也、

…恒例五部大乘経、即今日被供養之堂莊嚴如常、御導師聖憲、其式又如例年、

…皆不違恒例式也、

（…今日より法皇八幡宮御に参籠せしむ、朕例年のごとく御共と為て参る所なり、

…恒例の五部大乘経、即ち今日之を供養せらるる堂莊嚴常のごとし、御導師は聖憲、其の式

又例年のごとし、

…皆恒例の式に違はずなり、

（文永六年八月二十三日条）

とあるので、毎年恒例のことであつたようだ（他にも「如常」「如例」などの言葉が散見される）。遠藤基郎氏は、後鳥羽傍系と見なされた地位から治天となつた後嵯峨院が、仏事において意図的に後鳥羽との継承関係を演出した一環として寛元四年（一二四六）四月二六日の石清水八幡御幸を挙げており、これ以後、治天の石清水八幡御幸と仏事は恒例となり皇統分裂期には正統性調達を目的とした仏事となつていたとする。遠藤氏は「後深草院政開始に伴い、正応元年（弘安一年）正月二十六日龜山に替わり後深草が参籠する。『去文永以後無御幸、御政務之後今日初所幸也』(『公衡公記』)とあるように、後嵯峨院政のもとで一時期後深草は参籠を認められていたものの、その後中絶しており、治天となることで再開を果たしたのである。」(注28)と述べるが、後嵯峨院に同行を認められていたということは、後嵯峨院から皇嗣としての待遇を受けていたということである。

後嵯峨院の八幡信仰を後深草院は受け継ぎ、数少ない後深草院御製には『玉葉集』に「題しらず」として、

2751 石清水ながれの末のさかゆるは心のそのすめる故かも

とある。『増鏡』「あすか川」は後深草院の性格に言及し、

さるべき御事とは申しながら、何につけても御心ばへのうるはしくなつかしうおはしまして、

院の思いたる節の事は、かならず同じ御心に仕うまつり、いささかも、いでやとうち思さるる一ふしもなく物し給ふを、法皇もいとうつくしうかたじけなしと思されけり。

(140頁)

と、柔和で従順な後深草院を愛しく思う父親の気持ちを描かれている。

なぜ、大宮院と円満院宮が龜山天皇一統を推したのか。後深草院は幼くして皇位に着き、女官に囲まれて成長した。一方龜山院は、両親の膝下で育まれたゆえに、母子の親密さは龜山院が勝っていた。そこに、大宮院の信を得ていた、園城寺三門跡の円満院円助法親王が結びついたのか。

後深草院の柔和さが、政治情勢が複雑な時代の「治天の君」としてはマイナスに評価されたのか。推測の域を出ないが、少なくとも先述の通り(「『とはずがたり』における後深草院像」)、後嵯峨院は龜山天皇に、後深草院に対して父である自分と同等の礼を取るよう定め(注29)、石清水八幡参詣に伴い、後深草院を後嗣として遇していた。皇統の問題から親子の愛情を云々するのは安直にすぎよう。

后妃との関係

次に、後深草院の妃、及び子女との関係を見ていきたい。いわゆる家長としての後深草院はどのような人物であったのか。二「後深草院の宸翰」で述べたように『宸記』には、文永七年の東二条院出産を始めとして、皇子伏見天皇の御読書始(注30)から曾孫にあたる後伏見天皇の御読書始に至るまで、我が血統に連なる子孫に関しては、詳細に記録をとっている。もちろん皇統問題が先鋭化し、家族間の連帯を強める必要があったことも確かであろう。しかしながら、その記録の中に後深草院の人間性が垣間見られる所もある。

文永七年(一二七〇)九月の東二条院御産(⑥)を見ていく。この年東二条院は三十九歳。これまで難産の質であったらしく、後深草院中宮所生の男子誕生への期待も相まって、祈祷は盛大なものとなった。その様子は『とはずがたり』にも記されている(注31)。『後深草院宸記』九月三日条には、後嵯峨法皇の指示で勝光明院から如意宝珠を借受けた事が見えるが、同記事に、

戊刻幸富小路殿。即相具貴子内親王。経子。世子等在後。左中将藤原朝臣公綱朝臣。康能朝臣。兼行等。及北面四人供奉。入東面北門差角御所北面妻戸下車。

(戊刻富小路殿に幸す。即ち貴子内親王を相具す。経子。世子等後に在り。左中将藤原朝臣公綱朝臣。康能朝臣。兼行等。及び北面の四人供奉す。東面北門より入り角御所を差し北面妻戸にて下車。)

(文永七年九月三日条)

後深草院が、自ら宝珠を携え、貴子内親王（母東二条院）を伴い、産所である富小路邸内の角御所を訪れたことが記される。文永七年当時、後深草院の御所は冷泉富小路殿であるが、この日の記事の末尾に「還六条院」とあるので、この御産のために後深草院は御所を明け渡し、六条殿に移徙していたようだ（注32）。この時の出産は、東二条院の年齢を考えれば、西園寺家出身の后を母に持つ後嗣を得る、ほとんど唯一の機会であった。片や龜山天皇から見れば、後宇多天皇の立太子直後に訪れた危機であった。そのような内外の重圧に曝されている妻を、東二条院の一人娘である貴子内親王を連れて見舞う行為は、東二条院への並々ならぬ気遣いと見える。『とはずがたり』には、御産当日も富小路御所に幸し、「変はる御気色見ゆる」（巻一14頁）との報せに産所近くまで入り、妻の身を案じて右往左往する後深草院の様子が描かれている。天皇、皇太子よりは格段に気楽な身分とはいえ、上皇が産婦の側に寄り添う行為が批判の対象となり得ることは、第三章「夢の解釈―二条の父と母」で述べた通りである。

東二条院は、『とはずがたり』では、年若い二条に嫉妬して遂には御所から追放するという役回りを担っており、後深草院より十一歳年上であることも相まってか、研究者のなかにも「うるさい存在」「政略結婚の老妻」と評する人もいる（注33）。しかし、後深草院が、この結局は後嗣を生すことなかった東二条院を一生涯「后」として立て続けた事実も見逃せない。

東二条院と、伏見天皇生母である「東の御方」こと玄輝門院愔子。伏見天皇の即位以後、玄輝門院の公的扱いが重々しくなっていく。伏見天皇即位から三年間の正月の記録を見ると、即位の年は東二条院が「国母」として扱われて拝礼・舞踏を受けていたものが「次に東二条院の拝礼有り、准国母の儀に依り拝礼行はる」（『勘仲記』弘安十一年（一二八八）正月一日）、「次に東二条院の御方、〔申次は前と同じ〕、又舞踏、〔国母に依るなり〕」（『公衡公記』同日）、次年には玄輝門院が「国母」と見做され混乱を来たし（『公衡公記』正応二年正月一日）、その翌年には東二条院と同様に玄輝門院も拝礼を受けることになる（「今日院の拜禮、次に女院、〔東二條〕、次に春日殿（＝玄輝門院御所）に参る、拜禮凡そ三度と云々、〔東二條院御方と同じく舞踏と云々〕」（『伏見天皇宸記』正応三年正月一日）。このように変化していく過程は、第一章「宮中編の構造―玄輝門院の呼称から」で述べた。確かに玄輝門院の社会的地位は増してゆく。しかし、あくまで東二条院の次に、しかも後深草院御所から離れた春日殿で拝礼は行われている。後深草院と共に拝賀に臨むのは東二条院であり、「国母」に対しても「后」の地位は揺ぎ無い。それは、伏見天皇の即位式にも、太政官庁に向かう御幸見物には東二条院・遊義門院母娘を伴い、還御の御幸は玄輝門院愔子を伴う（『宸記』⑩）といったように、「后」を第一とする、後深草院の東二条院への扱いが反映されているであろう。

野村育世氏は「摂関・院政期以降の中世において、『国母』は『天皇の母親』以外での意味で

使われることはない。「たとえ皇后であっても、天皇の母親でなければ『国母』といわれることはなかった。逆に、たとえ后位についていなくても、天皇の母親であれば『国母』であった」(注34)とするが、そうであるならば、『公衡公記』割注に「依国母也」、『勘仲記』に「准国母儀」と東二条院について記すのは、大変珍しい例といわねばならない。伏見天皇の踐祚(弘安十年(一二八七)十月二十一日)後、東二条院を「国母」とするのは、東二条院の存在が国母に紛うほど大きく、且つ伏見天皇に対しても「后」として、後深草院嫡子に対する責務を十二分に果たしていたことの証とは考えられないだろうか。

それを証するように、諸記録には東二条院と伏見天皇の交流の様子が散見される。『春の深山路』(弘安三年四月)に、郭公の初音の勝負を行ったことが見えるが、左方の「負けわざ」を後深草院、春宮(後の伏見天皇)とともに東二条院が見物した記事がある。富小路御所に同居していただけに春宮時代からの交流が見受けられ、「今夕院並びに東二条院春宮御方へ推参と云々」(『勘仲記』弘安六年十一月一六日条)のように、後深草院と共に春宮時代の伏見天皇を訪ねることもあった。

また、遊義門院と伏見天皇の交流も見逃せない。伏見天皇の踐祚に伴い、冷泉富小路御所を内裏として使用するため後深草院と東二条院が常盤井殿に移った後も、遊義門院は内裏となった冷泉富小路御所の角御所に残り、伏見院が度々これを見舞っていたことが『伏見院宸記』に見える。東二条院もまた度々角御所を訪れ、伏見院はその訪問に合わせて、遊義門院のもとに出向いている。正応元年二月八日には遊義門院の常盤井殿行啓があったが、当日、伏見天皇は自ら角御所に出向き、沙汰を行った(『伏見院宸記』『公衡公記』)。遊義門院を紐帯に、東二条院と伏見天皇の交流は盛んであったようだ。『増鏡』「さしぐし」に見える伏見天皇御世の元旦の場面は、『源氏物語』(初音)を模しつつ、天皇后宮の晴れの姿を映し出している。同時に冷泉富小路角御所に住まっていた遊義門院にも言及し、その雅やかな姿に目を留める伏見天皇を描き出している。

睦月むつきの一日いついち、節会せちあひなどはてて、夕ゆふつ方かた、内うちの上うへ、皇后宮(=遊義門院)の御方かたへ渡らせ給へれば、宮みやは中濃なかつゆき紅梅べにうめの十二じふにの御衣ぎに、同じ色いりどの御みひとへ・紅べにのうちたる・萌黄もへぎの御表うはぎ着ぎ・葡萄染ぶどうぞめめの御小桂こくわい・花山吹はなやまぶきの御唐衣からぎぬ、唐からの薄物うすものの御裳も、けしきばかりひきかけて、御髪みかみぞ少し薄らぎ給へれど、いとなよびかにくつくしげにて、常とこよりことに匂におひ加かはりて見え給ふ。

(398
頁)

また、東二条院は、皇統争いに影響力ある「関東申次」の家職を掌る西園寺家の出自を、最大限に活かしている。東二条院は、龜山院后今出河院嬉子の落飾に際して、装束を送っている。

今日則着御々装束也、今朝自東二条院被進之御装束也、蘇芳御單重、文萩、朽葉小樹、文萩、紅生御袴等也、今朝浮線綾生御小袖並御扇囊白薄、有薄、等被副進之、然而彼者被留御所也、
 (今日則ち御装束着御なり、今朝東二条院より進ぜらるるの御装束なり、蘇芳の御單重、文萩、朽葉の小樹、文萩、紅の生御袴等なり、今朝浮線綾の生御小袖並に御扇の囊白薄、薄有り、等副へて之を進ぜらる、然而彼は御所に留めらるなり、)

〔公衡公記〕弘安六年七月五日条)

中宮でありながら、帝寵薄く三十一の若さで僧籍へ入る姪に心づくしを示したのである。東二条院は装束について一家言持つ人物として見られていたようである。

龜山院妃昭訓門院の御産(一三〇三年)に際し、公衡は、産所に祇候する女房達の装束について、東二条院に予め意見を仰いでいた。

此事先日内々尋申東二条院、御返事云、單・裳・唐衣ハ諸役女房一両之外、強不可着之、上臈女房ハ可着白湯巻、又殊近習之女房並宮御方御乳人・洗襦袢之人等可着白生袴、其他不從役、又強不親近于御前之人着赤袴之条、更不可有難云々、又仰云湯巻並白袴等強不可強、なへくと可有之由、故常盤井入道殿常被申きト云々

(此の事先日内々に東二条院に尋ね申す、御返事に云く、單・裳・唐衣ハ諸役の女房一両の外、強ひて之を着るべからず、上臈女房ハ白湯巻を着るべし、又殊に近習の女房並に宮の御方の御乳人・襦袢を洗ふの人等白の生袴を着るべし、其の他は役に従ふ、又強ひて親近にあらざる御前の人の赤袴を着るの条、更に難有るべからざると云々、又仰せて云く湯巻並に白袴等強ひて強くあるべからず、なへくと有るべきの由、故常盤井入道殿常に申されきト云々)

〔公衡公記〕「昭訓門院御産愚記」嘉元元年五月)

東二条院は、それぞれの役職に相応しい装束を、適切に指示している。『とはすがたり』にも、東二条院が新將軍久明親王の下向にあたって、女房装束を鎌倉に送ったことが見えていた(巻四)。後のことになるが、東二条院の崩御の前年、権中納言に任ぜられた藤原実躬が、拝賀を行う記録に、

参富小路殿、先法皇御方、申次頼定、次東二条院、二拜、申次同、次春宮御方

(富小路殿に参る、先ず法皇の御方、申次は頼定、次に東二条院、二拜、申次は同じ、次に春宮御方)

とあり、やはり、最晩年まで後深草院の傍らに在るのは東二条院であった。

東二条院は、光源氏に対する紫の上のごとく、「装束」という最も「妻」、らしい技能によって西園寺家と後深草院の紐帯となり、新將軍の重責を担って鎌倉に下向する久明親王を、生母（注35）に代わって後見しているのである。後深草院にとって東二条院は、持明院統を支える支柱として無くてはならない存在であった。

伏見天皇との関係

最後に、嫡子伏見天皇との関わりを中心に見て行く。正応元年（一二八八）伏見天皇の即位に関る一連の記事（⑩）は、我が手に皇統を取り戻した後深草院の喜悅と伏見天皇への心遣いに溢れている。一例として「礼服御覽」についての記載の概要を記す。

二月三日 礼服御覽の公卿・弁官の人数を指示。

二月二十一日 礼服御覽の散状（諸役の名を列記し回覧した文書）を領状した公卿を『宸記』に列挙。

二月二十七日 禁裏より、玉冠に修理を加えるべきか否かの相談があり、取り寄せて見る。高さ二尺ほど、赤緒を付した赤漆の八角の冠筥に、玉冠一頭が収められている。殊に破損は無く、問題なしと返答。

三月三日 朝、掌侍典子に御礼服辛櫃を持参させ、内々に見る。大袖、小袖、裳、玉佩、笏、襪、其々詳細な記録をとり、返却。

三月十四日 行事所で礼服を調じる様子、細工所で王冠等造進するのを見に出向く。

「礼服御覽」とは、内蔵寮に納められていた礼服・礼冠の検分を行う行事で、儀礼当日の一ヶ月前から数日間、天皇が清涼殿昼御座で行う。天皇が幼少の場合は直盧で摂政が代行する習わしであるが（注36）、伏見天皇はすでに二十四歳である。即位式の前に、破損がないかを確認し、即位当日までに補修を加えるのが目的の行事であり、伏見天皇は二月二十一日に行い、礼服の記録を取っている（『伏見天皇宸記』）。遺漏があるはずはないのであるが、後深草院はさらに内密に礼服を取り寄せ、自身でも検分し、所役の公卿や、その回覧文書まで、事細かに目を配っているのである。

後深草院は、子女の中でも嫡子伏見天皇と後宇多院后遊義門院を重んじていた。伏見天皇が、後深草院崩御の後、後深草院が常盤井殿に移居した後に面謁した回数を書き出

した一巻が今も残る。正応二年八月以前は欠損しているが、その末尾に総数が挙げられている。

行幸

自正応元年至永仁六年〔十一ヶ年〕六月、百廿二日

脱履（注37）以後

自永仁六年八月至嘉元二年七月、〔七ヶ年〕一千三百六十五日、

都合一千四百八十七日

（行幸

正応元年より永仁六年〔十一ヶ年〕六月に至る、百廿二日

脱履以後

永仁六年八月より嘉元二年七月に至る、〔七ヶ年〕一千三百六十五日、

都合一千四百八十七日）

（宸筆御注文・六七）

これによれば、天皇在位の十一年間の間に、百二十二日、退位の後、後深草天皇崩御まで七年間の間に千三百六十五日の面謁があり、その総回数は一四八七回に上るとする。また『伏見天皇宸記』には、伏見天皇と遊義門院との交流が描かれていることはすでに述べた。その背景には、この二人を、持明院統の両輪と見る、後深草院の意思も働いていたと考えられよう。

しかし一方で、後に後宇多院后として大覚寺統に組み込まれる形となった遊義門院（注38）に対して、後深草院は、父の情と持明院統の支柱としての立場の間で、板挟みとなることもあった。今に残る後深草院の宸翰には、財産分与に関するものも多いが、その中に正安元年（一二九九）五月二十五日に伏見天皇へ送られた消息がある。

若可止者黒田、平津、富小路、有栖川可□止候哉、伏見は女院御管領無子細候き、被入于是

□聊似有謂候歟、然而非長講堂領など新風情出来候、不可然候、可止候歟、如何

（若し止むべくば黒田、平津、富小路、有栖川止み□べく候か、伏見は女院御管領子細無く

候き、是を入らる□聊か謂ひ有るに似候か、しかて然而長講堂領に非ず、など新たに風情出で来候、

然るべからず候、止むべく候か、如何、

（宸筆御消息・三七）

脱字があるので文意を読み取りがたいが、大意は以下のようなものであろう。東二条院から遊義門院に譲渡される予定の、黒田以下四庄を除外すべきか、伏見は、今までは遊義門院の所領とし

でも問題はなかったが、いざ財産分与の目録に入れるとなると支障がある、また、怪しからぬことに伏見が長講堂領ではないという風説まで出てきている、目録より外すべきか否か。

平津、伏見殿は持明院統の経済基盤である長講堂領の一部であり、後宇多院皇后の遊義門院所有となる御領が、将来的に大覚寺統に取り込まれることを警戒したのである。遊義門院は、娘として両親と同居していた時代に、母東二条院から伏見殿を譲渡された。しかし、永仁二年（一二九四）に事実上後宇多院の後宮に入った『女院小伝』ことにより、差支えが出てきた、ということであろう。

また、嘉元二年（一三〇四）七月八日、後深草院が崩御に先立って作った御領の処分状を、伏見院が書写した案文をみると、結局、富小路御所と伏見殿は、遊義門院の相続は否認されている。

此富小路亭、故入道太政大臣讓進東二条院地也、然而於今者数代皇居、多年仙洞也、随而女院不被始勿論候、

伏見、故女院御沙汰候しが、近年被申付遊義門院候、当時無子細候、是は長講堂領候、不可離本所、不可有別相伝之儀候、

（此の富小路亭、故入道太政大臣（西園寺実氏）東二条院に讓進の地なり、然而今者より数代の皇居、多年の仙洞なり、随而女院（遊義門院）始められざるは勿論に候、

伏見、故女院（東二条院）御沙汰候しが、近年遊義門院に申し付けられ候、当時は子細無く候、是は長講堂領に候、本所を離るべからず、別に相伝の儀有るべからず候、）

「宸筆後深草天皇御処分状案」（七〇）

富小路殿は東二条院の所有であったが、長年後深草院皇統が御所として用いてきたことを理由として、遊義門院の相続を認めず、伏見に関しても、長講堂領を離れての相続を不可とした。唯一の中宮腹の御子である遊義門院は、『とはずがたり』のなかでも、後深草院に大切に扱われている。それだけに、父親として葛藤も激しかったようで、消息（三七）の中では、複雑な感情を述べている。

爲女院若不便事にてや候はんずらん、然而此内用捨は如何も噉々候ぬと六借覺候、可何様候哉、可有御計候、

（女院（遊義門院）の爲に若し不便事にてや候はんずらん、然而此の内用捨は如何も噉々候ぬと六借く覺え候、何様にすべく候か、御計有るべく候、）

御領の相続にかかわる悶着を推し量り、遊義門院に不都合なことが起こるのではないか、しかし

ながら、どのような取り計らおうとも、必ず揉め事は起こるだろう、どうすればよいか、と逡巡する親心を伏見院に吐露している。息子に支えられながら、持明院一統の支柱としての役割を果たそうとする姿が印象深い。

後嵯峨院の死後、皇位継承候補から除外されかかる経験をした後深草院は、子息熙仁親王（伏見天皇）の立太子後も気を抜けない立場にあった。その緊迫した政治的局面の中で、大宮・龜山両院に対抗する術として家族間の結束を固める必要に迫られた。それは、持明院統の権力や経済基盤を、伏見天皇を中心に集約していく行為であり、その過程では、統の結束の基盤となるはずの血縁の情も排除する、後深草院の理知的な一面が発揮されている。後深草院の子息への処遇は、幕府へ久明親王を將軍として送り込み、他はすべて御室や円満院などの主要門跡寺院に入れ、皇嗣の可能性を絶つと同時に、政治的、宗教的側面から伏見院を支える勢力と成り得るよう配慮されたものであった。遊義門院の立后もその意図に即したものであったろう。

描かれなかった琵琶

以上、宸記、宸筆を中心とした諸記録から垣間見える後深草院の姿を通覧した。『とはずがたり』の中では描かれなかった一面が、多少なりとも見えてきたのではないか。

「琵琶」奏者としての後深草院は、『とはずがたり』の中ではほとんど言及されない。前篇では、病床の雅忠が久我太政大臣（通光）旧蔵の琵琶を後深草院へ送ったこと（巻一）と、二条への琵琶教授の記事（巻二）が全てとあってよい。『とはずがたり』で後深草院の音楽的才能について描かれているのは、今様、朗詠である。嵯峨殿での饗宴では、大宮院に所望された後深草院が「売炭の翁はあはれ也」「御前の前なる龜岡に」と、その喉を披露し、二条は「いとおもしろく聞こゆるに」との感慨を記している（巻一 60頁）。大井殿の御遊での朗詠「都府楼はをのづから」「嘉辰令月歛無極」に対しても「よろづの事みな尽きて、おもしろくあはれるに」と述べ、大宮院の言葉「今の御声は、迦陵頻伽の御声もこれには過ぎ侍らじと思ふに」を記し（巻三 133頁）、北山准后九十賀、妙音堂での後深草院の朗詠「情けなきことを機婦に妬む」に、龜山院と東宮（伏見院）が声を添えたのに対しても「なべてにやは聞こへん」（巻三 165頁）と記す。伏見の今様伝授の記事もあり、後深草院が声楽の芸に練熟していたことが十分に窺えるように描かれている。これに対し、琵琶については記されることはあっても「一院御琵琶、新院御笛」（巻三 132頁）のような事実の記録であり、何の感想も記されないのである。今様や朗詠に対してみると、二条は意図的に後深草院の琵琶の才能について言及を避けているようだ。

次に、家族の中の後深草院の描かれ方はどうか。死病に囚われた後嵯峨院を心配し、暇なく使いを出し、その死に直面して昼夜なく悲嘆にくれる後深草院の姿を二条は描いている。そして後嵯峨院崩御後の、大宮院と龜山院に対しての後深草院の不快感、また、幕府を憚って、その不快

感を内に秘めつつ母と弟と交際する様子を描写している。二条は、後深草院と親兄弟の関係については、政治的状況も踏まえてかなりの確に把握していたといえるだろう。

それに対して、後深草院とその妃、子女たちの描かれ方は単純ではない。中宮東二条院と後深草院の、統を支える「同志」のような関係は、前篇では全く描かれない。『源氏物語』の「桐壺の更衣」に対する「弘徽殿の女御」的な役割を、二条に対しての東二条院が担っていた一〜三巻（前編）の中では、扱うべきテーマではなかったということだろう。四・五巻（後編）に入って、鎌倉に下る新將軍久明親王へ女房装束を準備する行為（巻四）や、東二条院の崩御に際して二条が漏らした感慨、「十善の床に並びまして、朝政をも助けたてまつり、夜はともに世を治めたまひし御身なれば、今はの御事も変はるまじき御事かとこそ思ひまいらするに、などや」（巻五²²³）に、東二条院の、後深草院の人生の伴走者としての一面が記されるようになる。子女たちの描かれ方も同様で、前篇では、後深草院と子女との密な関係を描いた場面は皆無である。伏見院は、立太子の後「角の御所」を東宮御所としたこと（巻一）、「粥杖事件」（巻二）、龜山院との蹴鞠（巻二）や北山准后九十の賀（巻三）などの遊宴に列席していたことが記されるのみであるし、遊義門院もまた、その誕生（巻一）と、二条と「有明の月」の愛人関係が再燃するきっかけとなった病の記事が（巻三）がすべてといつてよい。後深草院の膝下で育った二条は、立太子までは後深草院と同居していた伏見院や遊義門院とも没交渉ではなかったはずで、その親密な関係を目にする機会は多かつたであろうが（注39）、『とはずがたり』巻一〜三には記さなかった。巻五の後深草院崩御に至って初めて、伏見院の様子や、遊義門院との交流が描かれるようになる。御後深草院崩御を区切りとして、『とはずがたり』の後深草院の子女の描き方は明らかに変化している。

『とはずがたり』の最終記事の翌年、徳治二年（一二〇七）、持明院統は天変地異の頻出を理由として後二条天皇の讓位を関東に働きかけ、大覚寺統は恒明親王が龜山院の遺勅を盾に後嗣の正嫡を主張し立太子を要請した。徳治三年には後二条天皇が崩じ、龜山院の遺勅を黙殺した後宇多院によって尊治親王が立太子、政局は緊迫していた（注40）。後深草院とその子女に言及すれば、必然的に読者は、その背後に皇統の行方や後深草院の政治的な側面を見るであろう時代であった。『とはずがたり』にとって、後深草院崩御という喪失体験についての子女たちへの「共感」は自身と後深草院の関係を追求する上で作品構成上格好の素材だろうが、「政治性」が、『とはずがたり』に介在することを嫌い、また、モチーフの凝縮を意図して、必要外の子女に関する話題を極力排してして描いたのではないかと考えられる。

そして、このことは琵琶奏者としての後深草院の姿が描かれなかったこととも通底するのではないか。前に引いた『椿葉記』にある如く、琵琶を帝王学の一つとしたのは後深草院をはじめとする持明院統歴代であり、琵琶もまた、『とはずがたり』執筆時には、伏見、後伏見と代を重ね、

すでに後深草院一統と不可分のものとして一般に認識されていたと思われる(注41)。琵琶はすでに後深草院個人の嗜好を超えた、持明院統のレガリアとなっていた。

二条は、一つには、後深草院の「王」としての側面を前面に出したくなかったために、『とはずがたり』において琵琶奏者としての後深草院を描かなかったのではないか。

実は後深草院に拮抗しうる卓越した琵琶奏者でありながら、『とはずがたり』ではその要素を排除されている人物がもう一人いる。「雪の曙」こと西園寺実兼である。実兼は言うまでもなく、公家方と幕府の交渉を一手に担う「関東申次」として皇統の行方に強い影響力を持った大政治家であり、和歌の世界では京極派の盛衰に多大な影響を与えた歌人である。『とはずがたり』でも、歌人としての実兼の姿は、恋人「雪の曙」としての贈答歌を通して描かれている。公人としても、北山准后九十賀歌会での実兼の歌「代々のあとになを立ちのぼる老の波よりけん年は今日のためかも」を臣下のものとしては唯一記し、

まことにと、おもしろきよし、公私申けるとかや。「実氏の大臣の、一切経の供養の折の御会に、後嵯峨の院、『花も我身も今日さかりかも』とあそぼし、大臣の、『我宿くくの千代のかざしに』と詠まれたりしは、ことほりにおもしろく聞こえしに、劣らず」など、沙汰ありしにや。

(卷三
163頁)

と、絶賛される様子を余すところなく述べているが、琵琶については「御所に御琵琶召さる。西園寺も給。」(卷一59頁)と、嵯峨殿での饗宴に、後深草院と共に演奏したこと、そして九十賀の管弦御遊で「琵琶春宮大夫」(卷三161頁)と記されているのみであり、後深草院と同様事実の記録でしかない。しかし実兼は伏見、後伏見、後醍醐の帝師(注42)であり、早世が続いた琵琶西流の当主以上の実力を備えていた(注43)。琵琶秘曲の伝授を「灌頂」という仏語を使って表現し、より厳格なものとしたのは西園寺実兼が伏見天皇の御師を務めたころからであるとの、豊永聡美氏の指摘もある(注44)。実兼は、帝器としての琵琶の権威を高めた立役者でもあった。

後編には、琵琶に関わる記事が二か所見える。巻四の遊女との交歓と、巻五の讃岐松山での写経の記事である。

宿の主に若き遊女姉妹あり。琴、琵琶など弾きて、情けあるさまなれば、昔思ひ出でらるゝ心地して、九献など取らせて遊ばするに、二人ある遊女の姉とおぼしきが、いみじく物思ふさまにて、琵琶の撥にてまぎらかせども、涙がちなるも、身のたぐひにおぼえて目とま

に、

(巻四 170頁)

琵琶の音は、昔を思い出すすがとなり、琵琶を弾くことよって紛らわせている遊女の涙に、二条は愛執の檻から抜け出せない苦しみを共有する。

三時の懺法を詠みて、「慙愧懺悔六根罪障」と唱へても、まづ忘れぬ御言の葉は心の底に残りつゝ、さてもいまだ幼かりし頃、琵琶の曲を習ひたてまつりしに、給はりたりし御撥を、四つの緒をば思ひ切りにしかども、御手馴れ給しも忘れねば、法座のかたはらに置きたるも、

手になれし昔の影は残らねど形見と見れば濡るゝ袖哉

(巻五 218頁)

「女楽事件」の屈辱の思いから、琵琶は思い捨てたものの、後深草院に琵琶を習った幼き日に賜った撥を、出家して十数年経つても手放せないどころか、形見として修行の身の傍らに置いていることを告白する。後編に入つての琵琶は、出家したものの咀嚼しきれない後深草院への思いの表象となっている。『とはずがたり』の琵琶は、未だ頑是無き子供時代に後深草院に手ずから習つたという原体験により、専ら二条と後深草院の運命的で親密な関係を強調するものとなつて行く。後深草院と琵琶の結びつきは、『とはずがたり』において、王権の象徴ではなく、専ら二条の、院への思いの象徴として描かれるのである。

後深草院の死後、この撥については一切言及されることがない。おそらく困窮を深め、五部大乗経書写の費用調達の為に父母の形見を処分していく過程のいずれかで失われたのであろう。『とはずがたり』の「琵琶」は、記されないこと、記されることの両面から、『とはずがたり』が描き出そうとした後深草院像を映し出す表象となつている。

『とはずがたり』は現代の読者にとっては暴露的に感じられるが、その内容は専ら後深草院の「私的」側面を記しとどめているのであり、「政治性」は注意深く捨象されていた。二条は、自身が体験、見聞した私的な後深草院の姿こそ、語り残すべきものと感じていたのである。それは「王」に近侍するもの以外には不可能の業であり、讃岐典侍藤原長子が堀河院の闘病と死を記し留めたのと同様である(注45)。その意味で『とはずがたり』は古代的日記文学の伝統の正統的継承者としての役割を確かに担っていると言えるのである。

〔注〕

- 1 公には「西園寺実兼」、愛人としては「雪の曙」の雅称で登場する。二条は巻一で「雪の曙」という呼称を用いていないため、巻一で二条との間に女兒を成した愛人が「雪の曙」か否かという問題が、かつて、しばしば論ぜられたが、現在は、西園寺実兼であることが定説となっている。
- 2 「有明の月」の正体に関しては、『とはずがたり』の中で「如法愛染王法」と修していることから、真言の高僧、仁和寺御室に対象が絞られ、第十代開田准后法助説、第十一代後中御室性助法親王（後深草院異母弟）説に分かれる。しかし、近年、標宮子氏は『文永七年宸筆御八講記』の記事をもとに、性助法親王説を補完された。『とはずがたりの表現と心―「問ふにつらさ」から「問はずがたり」へ』二〇〇八年 聖学院大学出版会
- 3 二条が自らを「政治の具」として描かない理由については、標宮子氏は、「一つは自己弁護の為」とし、後深草院の仕打ちを暴露し、大殿との出来事は自分の責任ではないとする申し開きと、巻三の「有明の月」との関係を正当化するためであり、「第二の理由」は、「自分に対する院の仕打ちを独占欲・支配欲と捉えようとする作者の心理」であると述べ、政治性を捨象し「支配欲」という形の愛を描くところに二条の矜持を見出した。（西沢正史 標宮子校注『中世日記紀行文学全評釈集成 第四巻 とはずがたり』二〇〇〇年 勉誠出版）。
- 4 第二章「一 那智の夢」で言及したように、夢中の後深草院は腫れもの故に傾いて坐していた。『増鏡』には「あくる年は建長五年なり。正月三日御門御冠し給ぬ。御年十一、御いみな久仁と申す。いとあてにをはしませど、あまりさゝやかにて、また御腰などのあやしくわたらせ給ふぞ、口惜しかりける。いはけなかりし御程は、なほいとあさましくおはしましけるを閑院内裏焼けるまぎれより、うるはしく立たせ給ひたりければ、内裏の焼けたるあさましさは何ならず、この御腰のなほりたる喜びをのみぞ、上下思しける。」（内野の雪）とある。後深草院は腰が定まらなかったが閑院内裏焼失の際立ちあがった。しかし、幼少時は歩行も難しかったようである。
- 5 嵯峨での遊宴にて、後深草院の言葉として「九献過ぎて、いとわびし。御腰打ちて」（巻一 60・61頁）。「二年の人」の交情後の「小供御だに参らで、『こゝろ、あそこ打て』（巻二 83頁）。伏見での今様伝授において「御殿籠りてあるに、御腰打ちまいらせて候に」（巻二 112頁）。嵯峨御所での大宮院快気祝の宴において「御足に参れ」（巻二 134頁）など。また、この「腰打ち」の行為について、阿部泰郎氏は、「院の好色のパートナーというべき関係を象る行為が、腰打ち」といえよう。」と述べている（「腰を打つ女房―』とはずがたり』の性愛をめぐる―」『国文学―解釈と鑑賞』二〇〇五年三月）。
- 6 「後に」「所司に」など諸説あるが未詳。「お供に」の意味か。
- 7 『花鳥余情』（一条兼良）梅枝所引の吏部王記・天慶十年（九四七）三月九日条、村上天皇の朱雀院行幸の故事を踏むか、との説もある。三角洋一校注『とはずがたり たまきはる』（新

日本古典文学大系50 一九九四年 岩波書店) 参照。

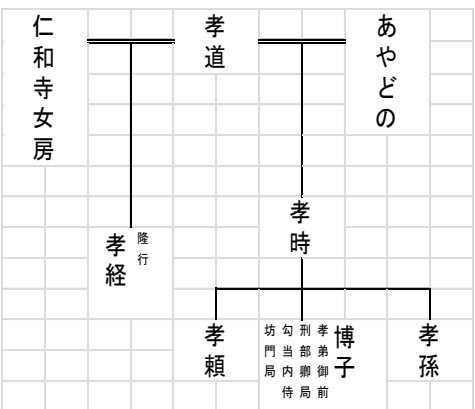
8 久保田淳校注・訳『建礼門院右京大夫集・とはずがたり』(新編日本古典文学全集 一九九九年 小学館) 解説「三 後深草院と時代背景」

9 阿部泰郎『「とはずがたり」の今日的課題―琵琶秘曲傳受をめぐるて』(島津忠夫 上條彰次 廣田哲通 編集『』とはずがたり』の諸問題』一九九六年 和泉書院)

10 文永五年三月に予定されていた後嵯峨院五十御賀は、二月七日に蒙古の使者がもたらした国書騒動のために停止された。試楽の折の時のことであろう。「くわいそ」は「会所」「楽所」「荒所」など諸説あるが未詳。

11 実兼の父。従一位太政大臣。文永四年(一二六七)十月十二日に薨じている。

12 琵琶西流の祖と言われる藤原孝道男。注14の孝時異母弟。文永六年(一二六九)頃没。享年未詳。龜山天皇の師匠として召された折、御使いの四条中納言隆行と同名であるのは畏れ多いので「孝経」と改名した話が『文机談』(第四冊「公家御師範事」)に載る。



13 この年後深草院は二十五歳であるので「巳」が適当であろう。翌年の記事に「朕は此道巳に十九年」とある。

14 藤原孝道男。孝行の異母兄。法深坊。文治五年頃(一一八九)〜文永三年(一二六六)没。

15 後深草院の琵琶秘曲伝授が滞った経緯について、『文机談』は「但しゐこんの事は、秘曲の御さたいぜんに、太相国薨じ給ふ。『孝時が存日に秘曲をばきこしめさばや』と、ないく御気色ありけるを、相国申させ給ふむねありて、むなしくてやみにけり。」(第五冊「本院御比巴事」)との記事を載せる。孝時に秘曲伝授を受ける意向であったが、公相の申し入れによって頓挫しており、そのうちに不幸にも、二人ともに亡くなってしまったらしい。

16 藤原孝時の二女。孝弟御前、勾当内侍、刑部卿局、坊門局とも呼ばれる。七歳で藤原姑子の琵琶の師となり、十二歳で祖父孝道から清調を伝授され、十七歳で父孝時から琵琶の灌頂を受ける。後嵯峨院中宮姑子に従って宮中に入り、後深草院勾当内侍となる。後深草院中宮公子に灌頂を受けた。後嵯峨院の寵を受け、覚助法親王、憚子内親王(五条院)等を生じた。憚子内親王は

後に亀山院後宮となり、姫宮を儲けた（『増鏡』老の波）。博子の事跡は、相馬万里子「楽人誌藤原博子―後深草院の琵琶の師―」（『上野学園日本音楽史料室研究年報 日本音楽史研究 第四号』二〇〇三年三月 上野学園 日本音楽史料室）に詳しい。

17 上原石上流泉の曲は『文机談』に、名月の夜、琵琶を演奏する源高明の下に仙靈廉承武が来り、授けたという逸話が載る。琵琶秘曲は石上流泉、揚真操、啄木のみ曲であったが、「これより、かの曲つたはりて、いまは四曲ともいふなり。」（第一冊「三秘体法事」「靈推参事」「靈授曲事」「靈帰仙事」とあり、秘曲は、上原石上流泉の曲を加え四曲となる。

18 後深草院が揚真操のみ孝頼から伝授を受けた経緯については、やはり『文机談』に見える。博子による伝授の事を聞いた孝頼は、自らを「いやしくも当道の嫡々也」と主張し『かの御局はこれ孝頼が姉たりといへども、文書を伝ふる事はなを孝頼が相伝也。器量秀一たれどもおほく女子にはほどこさざる口伝等あり。孝頼、この御時きち（兼置）せられなば、数巻の家譜を一時に火中になげて、忽ちに山林に居をしめん』などいきどをり申しければ、この事又刑部卿局におほせらる。」（第五冊「孝頼申入子細事」。この秘曲伝授において自分が捨て置かれるならば隠居も辞さない、という孝頼の強行な申し入れによって行われた。

19 『宸記』に見える『続古今集』の竟宴の記事では、同じく後鳥羽院の『新古今集』の例に倣い宴を行った事が見える。博子はこの時、公相と共に琵琶を奏している。

20 本文は京都大学付属図書館寄託本菊亭文庫（伝隆円自筆）と宮内庁書陵部蔵伏見宮本（伝世尊寺行俊筆）を底本とする、岩佐美代子『文机談全注釈』（二〇〇七年 笠間書院）によったが、引用箇所はすべて菊亭文庫本である。

21 相馬万里子『代々琵琶秘曲御伝受事』とその前後―持明院統天皇の琵琶―（『書陵部紀要』36 一九八四年）

22 後嵯峨院皇子円助法親王。円満院は園城寺三門跡の一。母左衛門督中納言藤原能保女。二品。天王寺別当。後深草、亀山異母兄。大宮院落飾の戎師も務めており、大宮院、亀山院の信任厚かった。

23 この時期、文永九年（一二七二）太政大臣は空位である。この一卷が何時記されたのかは明らかではないが、『宸翰榮華』は西園寺実兼のこととしている。実兼はこの時、皇太子時代の伏見天皇の春宮大夫として持明院統に心寄せ、むしろ伏見天皇即位のため努める立場であったが、後に伏見乳父京極為兼と衝突し、大覚寺統に接近。大覚寺統はこの機に実兼との関係を密にし、亀山院は実兼の娘瑛子（昭訓門院）を後宮とした。龍肅著『鎌倉時代』下（一九五七年 春秋社）。

24 河内洋輔 新田一郎『天皇と中世の武家』（天皇の歴史4巻 二〇一一年 講談社）

25 今出河院（西園寺嬉子 実兼同母妹）は九歳で入内したものの六年後、父公相の死を機に退出し、その後は宮中に戻らなかった。よって東二条院はその後、皇子誕生の期待を一身に背負って

いたのであろう。しかし、無事成人したのは姫宮遊義門院のみであった。

26 『石清水八幡宮史』崇敬編（皇室御崇敬）（一九三六年 石清水八幡社務所）

27 正確には、白河法皇と鳥羽上皇は父子ではなく、祖父と孫である。しかし鳥羽上皇の父堀河院はすでに故人であるので、父子に類するものとして例として挙げた。

28 遠藤基郎『中世王権と王朝儀礼』（二〇〇八年 東京大学出版会）第一〇章 鎌倉中後期の天皇家王権伝事―天皇家王権伝事の事件史（その三）

29 『増鏡』には「いづれの年なりしにか、新院（＝後深草院、六条殿に渡らせ給ひし比、祇園ぎをんの御興たがひの行幸ありし時、御対面のやうを、（龜山院ガ）故院（＝後嵯峨院）へたづね申されたりしにも、『われとひとしかるべき御事なれば、朝覲てうきんになぞらへらるべし』と申されける」（あすか川）とある。

30 貴人の子が初めて学習するとき行われる儀式。伏見天皇十一歳の、建治二年六月二十五日に行われた。学士藤原兼倫が書（御注孝経一卷）を読み、尚復（助手）藤原親頭がこれを復唱する。その後、諸皇がこれに続き、尚復が再びこれを唱え、公卿が続いて唱える、というものであった。

31 『とはがたり』は文永八年のこととする。

32 冷泉富小路殿はもともと西園寺実氏の殿第で、実氏から東二条院に譲られたのを内裏、院御所に使用した。よってここを産所とし、後深草院が六条院に移ったのであろう（五味文彦編『中世を考える 都市の中世』一九九二年 吉川弘文館所収、近藤成一「内裏と院御所」）。

33 注3書・巻一第五段評釈（西沢正史著）、松本寧至『女西行―とはがたりの世界』（二〇〇一年 勉誠出版）など。

34 野村育代『家族史としての女院論』（二〇〇六年 校倉書房）

35 三条内大臣藤原公親の女。従二位房子。後深草院女房で『とはがたり』には「御匣殿」として見える。久明親王、行覚法親王、章善門院の生母。

36 松本郁代「中世の『礼服御覧』と袞冕十二章―天皇即位をめぐる儀礼と王権―」（『中世王権と即位灌頂』二〇〇五年 森話社）参照。なお、即位時に四歳であった後鳥羽天皇の時は摂政藤原基通が礼服御覧を行った記録（『定長記』）が見える。また、「直盧」は、公卿の内裏宿所を指すが、平安末期頃から、摂政関白の宿所の意で用いられることが多くなる。谷山茂『明月記』の零本について（続）―滋野井家旧蔵本『明月記』雑考―（『人文研究』22巻 一九七一年二月）参照。

37 天皇が退位すること。

38 遊義門院は弘安八年（一二八五）十六歳で未婚の皇女のまま立后した。この立後の事情は明らかではないが、后腹の皇女への優遇策と考えられる。持明院統と大覚寺統の間にながしかの駆け引きがあったことが推測される。立后後も両親と同居を続けていたが、永仁二年（一二九四）

二十五歳で後宇多院後宮に入っている。経緯は不明であるが、『増鏡』には、遊義門院について「法皇（＝後深草院）の御傍におはしましたるを、中院、後宇多いかなるたよりにか、ほのかに見奉らせ給ひて、いと忍びがたく思おぼされければ、とかくたばかりて、ぬすみ奉らせ給ひて、冷泉万里小路殿におはします」（さしぐし）とあり、遊義門院を見初めた後宇多院が、自邸冷泉万里小路殿までのこうぢどのに拉致したとの逸話を載せる。

39 二条は後深草院崩御後、伏見院については、「春宮に立ち給たまひて、角殿の御所に御渡りの頃ころまでは見たてまつりしいにしへも、とにかくにあはれに悲かなしき事ことのみ色添そひて」（巻五 231二・後深草院四十九日）との感慨を記し、遊義門院に対しては、「いまだ御幼おきなく侍はべりし昔むかしは、馴なれつかうまつりしに、御覽らんじ忘れけるにや」（巻五 244六・遊義門院の石清水八幡宮御幸）と語りかけている。

40 後深草院とは対照的に、龜山院は寵深かった昭訓門院所生の恒明親王を鍾愛し、後宇多天皇に恒明親王を皇嗣とすることを遺勅（嘉元三年七月）。御領の分与には嫡流の待遇を与え、昭訓門院の兄公衡に扶持を依頼し、遠江浜松庄を下賜した。後宇多院は龜山院崩御後その遺勅を違え、後二条天皇の弟尊治親王（後醍醐天皇）を皇太子に立て、後二条天皇の嫡子邦良親王をその後嗣とした。かくして大覚寺統は三流に分裂した。

41 相馬万里子氏は、琵琶が「帝王学」として認識されていたのは後深草院以後、崇光院とその息栄仁親王までの限られた時代であるとする。相馬氏は、前に引用した『後深草院宸記』秘曲伝授記事を収める『歴代算欠日記』の祖本と見られている書陵部蔵旧伏見宮楽書『代々琵琶秘曲伝授事（健保―永徳御記部類）』が、後伏見院の宸筆原本である可能性が「かなり強い」とし、さらに『椿葉記』に花園・光明兩天皇の名がないことに着目し、琵琶が持明院統の正嫡に限られた伝統であった可能性を示唆しておられる。注 21 論文。

42 実兼の訃報を聞いた花園天皇は、その来歴に「字琵琶、達其芸、師于伏見院并太政天皇・今上等、」（琵琶を学び、其芸達す、伏見院并後伏見上皇 後醍醐天皇に太政天皇・今上等の師）（『花園天皇宸記』元亨二年九月十日条）と記した。相馬万里子氏は、後伏見院の師は実兼男公顕であるが、実兼は後伏見院の秘曲伝授に深く関わっており、「公顕は形ばかりの師であった」とする。「琵琶における西園寺実兼」（福島和夫編『中世音楽史論叢』（日本史研究叢刊 13 二〇〇一年 和泉書院） 参照。

43 注 42 論文参照。

44 豊永聡美氏は、秘曲伝授を灌頂と称するようになったのは、後白河院の沙汰によるものだとする藤原孝道の説（『琵琶灌頂次第』）に対して、「実際に後白河院が琵琶に積極的であったことを示す史料は見当たらず、本当に後白河院の沙汰により啄木伝授を灌頂と称するようになったかは定かではない」とし、「灌頂」と称することが伏見朝に定着したのは実兼の影響が大きいと述べておられる。また、実兼の狙いは秘曲伝授の儀をより厳格なものへと導き、琵琶の地位をこと

さら高貴なものに高めることにより、天皇の琵琶師の座にあった西園寺家の権勢を高めることにあった、と指摘されている。（『後鳥羽院と琵琶』五味文彦編『芸能の中世』二〇〇六年 吉川弘文館）所収）。また、伏見天皇の秘曲伝授が、東宮時代の弘安九年に啄木のみ伝授を受け、即位後の正応四年に残る三曲を伝授されるという通常とは逆の順になっている（通常は石上流泉・楊真操・上原石上流泉・啄木の順である）ことについて、阿部泰郎氏は、「この儀はすべて「院御気色」すなわち後深草院の意向によってなされたものであった。いまだ後宇多帝の在位中にて龜山院の治天下にあつて、やがての讓位を約束されてはいても、後深草院にとつては、東宮の權威を様々な面でより高めておく必要が切実に感じられたことであろう。即位を目前としての非例ともいふべき性急な伏見への啄木伝授―灌頂は、おそらくさような政治上の要請を背後に負っている。」と述べ、秘曲伝授の持つ政治的權威について言及しておられる。（注 9 論文）

45 堀河天皇崩御後、鳥羽天皇に出資していた長子は、元永一年（一一一八）頃から堀河天皇の靈と称して中宮の懷妊や皇子（崇徳天皇）の誕生を予言するなどした。翌年秋に出仕停止（『長秋記』）。長子が文字通りが堀河天皇に人生を捧げ、ついには日記攔筆後、堀河帝の靈をその身に負い、現から離脱することで堀河帝への思いを全うしたのに対して、二条は全国行脚の末に、円満の相を見せる後深草院に邂逅し、院の菩提のため五部大乘經書写完成を担う自己を描き切った。その能動性に、日記文学『とはずがたり』の中世的展開を見ることができようか。

『椿葉記』は村田正志著『證註椿葉記』（一九五四年 宝文社）

後深草院、伏見院の宸翰は『宸翰英華』（一九八八年 思文閣出版）

『とはすがたり』の特質として、『源氏物語』の影響は至要な問題である。先行研究によると、表現（語彙や修辞など）のレベルだけでも、その影響箇所は四〇箇所を超えている（注1）。「聖典」「源氏物語」を「典拠」「先例」として仰ぎ再生産しているような趣向、例えば巻二の「女楽」に代表されるような遊宴が日常化した生活空間の中で、作者はごく自然に、自らの実人生を、物語である『源氏物語』に重ね合わせている。それは、一見、二条の人生で満たされなかった欲求を物語世界の主人公に仮託する、という自己陶醉の一つの型、あるいは擬古物語の類が発想の型やストーリーまでも源氏から借り受けているのと同様の単なる時代の志向のように見えながら、『とはすがたり』の『源氏物語』摂取の方法は、戦略的である。その全貌を把握するのは容易な技ではないが、先行研究を参考にしつつ、二条が、『源氏物語』に准えて語ろうとしたものの実態に迫っていききたい。

一 『とはすがたり』における『源氏物語』摂取の研究

『とはすがたり』の『源氏物語』摂取についての論は多い。個々の、語彙や修辞、和歌の引用については、一九六六年に相次いで出版された、富倉徳次郎『とはすがたり』（注2）、中田祝夫・呉竹同文会『とはすがたり全釈』（注3）、次田香澄『とはすがたり』（日本古典全書 注4）に注釈の形である程度指摘されている。特に次田香澄氏の解説（九、作品の特質（2）リアリズムとロマンティシズム）は、『とはすがたり』の『源氏物語』を中心とした物語摂取について、初めてその意義に言及されたものである。次田氏は『とはすがたり』前篇が、伊勢・源氏・狭衣物語の内容を主要な構成要素として取り入れていることを指摘し、作者が自身の恋愛や経歴に関する事件を美しく描き出すために『源氏』その他の物語の、印象的な部分の発想に准えていると述べた。いわば『とはすがたり』前篇の、物語群の情趣を取込む「本歌取り」的な効果に注目し、『とはすがたり』の『源氏物語』摂取について研究の端緒を開いたのである。この後、構想の類似や和歌といった観点からの研究が活発化していったが（注5）、そのいわんとするところは、次田氏が述べるところの、『源氏』的世界を取り込むことによる「物語化」「情趣化」の部分的な確認であった。

その中で、福田秀一氏は、『とはすがたり』が『源氏物語』に負った、作者の構想上の欲求に体系的に踏み込んで考察した。福田氏は、『とはすがたり』における『源氏物語』の影響を総覧し、その摂取の性質を、「登場人物なり場面なりに優美・優雅さを与えている」とものと、「作者が自身をその場面の主人公もしくは主要人物の一人としており、そしてその部分が本作の構想や作者の運命を大きく支配している」ともの二つに分類し、二つのいずれかの効果を意図した場合

に作者は好んで『源氏物語』を利用したとし、『源氏物語』の撰取が、構想・主題にも深く関係していることを示した(注6)。福田氏によって『源氏物語』撰取のあり方が整理されたことにより、その後は構想・主題・執筆動機との関わりを考察した論が多く発表されるようになる(注7)。その中で清水好子氏は、『とはすがたり』は、雪の曙との娘と、有明の月との二人の息子に出生の真実を告げる「母の書」であるとの見解を示した。作中、後深草院と自分との関係を「光源氏」と「紫の上」に、有明の月(性助法親王)との関係を「柏木」と「女三宮」の関係に准えているのは、「母の書」に描かれる母の行跡が、『源氏物語』が実生活の規範とされていた、当時の宮廷貴族社会の中では、源氏物語の人々と等しいものであることが望ましかった故である、と論じた(注8)。

福田氏や清水氏によって本格的に切り開かれた、『源氏物語』撰取に関わる研究は、二条が、『源氏物語』の女主人公に自らを重ね合わせて表現する作者の内面、主張や願望、憧れといったものが構想に与えた影響を考察するか、または、女主人公へ仮託することにより、『とはすがたり』に取り込まれた宮廷貴族社会の『源氏物語』の権威、理想性を考察する、という方向で進んできたが、そこに一石を投じたのが久富木原玲氏である(注9)。久富木原氏は、自身を光源氏になぞらえた二条の姿を見出した。久富木原氏は、後深草院葬送を素足で追う二条の姿と、紫の上葬送での光源氏の悲嘆とその後の鎮魂の姿を重ね、筆者は、二条の境遇と類似する紫の上や女三宮に自らをなぞらえつつ、同時に光源氏の心性をも意識していたとする。そして、二条の、源氏の家柄(久我家)に対する強烈な自恃心と、氏神への信仰心と、『とはすがたり』巻五の冒頭部が曾祖父源通親の『高倉院厳島御幸記』を意識していることを傍証として、『とはすがたり』は、通親の高倉院崩御を哀悼した歌日記『高倉院升遐記』を襲う『後深草院升遐記』の趣をもつことを指摘し、「女源氏」としての二条論を展開した。久富木原氏の論は、これまで『源氏物語』の影響が希薄と考えられてきた後編に「光源氏」に重なる二条の姿を見出し、全編を通して「女源氏」として描かれる二条の姿を浮き彫りにした。氏の論は、二条の八幡信仰の問題を考える上でも示唆に富む(注10)。

このように、既に指摘されている『源氏物語』の「影響」の型は千差万別である。また近年に至るまで『源氏』撰取に関わる論文は矢継ぎ早に発表されている(注11)。全貌を明らかにするのは容易な業ではないが、この『源氏物語』の影響の問題の根幹には、二条への投影が明らかかな「紫の上」と「女三宮」に限らず、二条の実人生が『源氏物語』の世界を生きたと言い得る稀有なものであった、ということがある。以下、具体的に見ていきたい。

二 桐壺更衣の投影——〈後深草院／東二条院／二条〉〈桐壺帝／弘徽殿女後御／桐壺更衣〉

巻一の始めから、二条は「弘徽殿女御」に対する「桐壺更衣」を常に自己に投影することによ

り、『源氏物語』を意識する。帝（院）に愛され、その絶対的寵ゆえに迫害を受ける女性として自己を描いている。後深草院の妻妾とされた直後から、「弘徽殿女御」役として配されるのは後深草院后東二条院で、二条が後見人である父を失ってからというもの、東二条院は自らの御座所へ二条の出入りを禁じ、二条の名札を削り（巻一）、ことある毎に二条の誹謗中傷を後深草院（巻一）と大宮院（巻一・三）へ吹き込み、そして、とうとう二条を御所から追放する（巻三）、という役割を担う。一方桐壺更衣は父である大納言は既に無く、身分不相応な圧倒的帝寵に、弘徽殿女御を中心とした妃達の嫉妬による嫌がらせを受け、苦境に立たされる。皇子（光源氏）を授かるが、遂には病を得て御所を退出し亡くなる。（後深草院／東二条院／二条）と〈桐壺帝／弘徽殿女御／桐壺更衣〉との関係性の類似はストーリーのみでなく、表現のレベルにも言える。

いとはしたなきこと多かれど、かたじけなき御心ばへのたぐひなきを頼みにしてまじらひたまふ。

①桐壺 18頁

帝の際立つた愛情のみが、桐壺更衣にとってつらい宮仕えの支えであった、とするのと同音異曲の記述を、東二条院からの圧力を受けるたびに『とはずがたり』は記す。

何とやらん、犯せる罪はそれとなければ、さしてその節といふ事はなけれども、御入り立ちも放たれ、御簡も削られなどしぬれば、いとゞ世中も物憂けれども、この御方さまは、「さればとて、我さへは」などいふ御事にてはあれども、とにかくわづらはしき事あるも、あぢきなきやうにて、よろづの事には引き入がちにのみなりながら、さる方に、この御方さまには、中々あはれなる事におぼしめされたるに命をかけて、立ち出でて侍に、

（巻一 53・54頁）

その後は、いとゞ事悪しきやうなるもむつかしなから、たゞ御一所の御心ざし、なをざりならずさに、慰めてぞ侍。

（巻一 63頁）

後深草院の寵愛だけを頼りに出仕を続けていたのだ、と『とはずがたり』は繰り返す。

また、『源氏物語』では、桐壺更衣の宮仕えの様を次のように記す。

はじめよりおしなべての上宮仕したまふべき際にはあらざりき。おぼえいとやむむごとなく、

上衆めかしけれど、わりなくまつはせたまふあまりに、さるべき御遊びのをりをり、何ごとにもゆゑあることのふしぶしには、まづ参上らせたまふ、ある時には、大殿籠りすぐしてやがてさぶらはせたまひなど、あながちに御前さらずもてなさせたまひしほどに、おのづから軽き方にも見えしを

(①桐壺 19頁)

桐壺更衣は、帝寵ゆえ桐壺帝のお傍去らずに御仕えするので、自然と軽い身分のもののように見えた、と『源氏物語』にあるのを踏襲するように、『とはずがたり』は後深草院や近衛大殿などの身分ある人々に、二条の生家「村上源氏」の格式、二条の仙洞御所初参の際に北山の入道太政大臣（実氏）の猶子として出仕した由緒や、その出自に比して「女房」の身分が不足であることを語らせる（注12）。その中に、後深草院の大宮院への次のような言葉がある。

あのあが子が、幼くより生ほし立てて、候ふほどに、さる方に宮仕ひも物馴れたるさまなるにつきて、具しありき侍に、

(巻一 55頁)

また、二条の振る舞いを僭越だと批判する東二条院への返答に、後深草院は次のように述べる。

今までもかの家、女子は宮仕ひなどは望まぬ事にて候を、母、奉公の者なりとて、「その形見」など、ねんごろに申て、幼少の昔より召し置きて侍也。

(巻一 63頁)

二条は、本来は女房として宮仕えするような家の出ではないのを、母大納言典侍の形見として後深草院の方から特に請い受け、常に膝下に引きつけているのだ、と後深草院の口から説明させている。

二条と桐壺更衣の父親の官職は共に「大納言」で、双方とも早世している。そして、実父という「後見」の喪失が、桐壺更衣の場合は弘徽殿女御からの迫害と病による御所退出、二条の場合は東二条院による御所追放という結果を引き起こした。『とはずがたり』は、確実に桐壺更衣と弘徽殿女御を意識して二条と東二条院を形象している。

三 紫の上の投影——〈光源氏／紫の上／藤壺〉と〈後深草院／二条／大納言典侍〉

次に指摘すべきは、幼くして養女格として男に養われ、血縁の女性の形代として妻妾となる、

という紫の上と藤壺の物語を、二条と母大納言典侍が担っていることである。この〈光源氏／紫の上／藤壺〉と〈後深草院／二条／大納言典侍〉との構図の類似は、次田香澄氏によって古典全書の解説(注13)で言及されて以来、様々に論じられてきた。

『とはすがたり』は、後深草院との新枕の場面(巻一)に、露骨に『源氏物語』の表現を引用する。描写に関わるものは、清水好子氏が詳細に検討を加えている(注14)ので、ここではその大筋を述べるに止める。

まずは後深草院を迎えるにあたっての、雅忠の二条への薫陶、「女房は何事もこはくしからず、人のまゝなるがよき事なり。」(巻一6^頁)は、幼い紫の上に対する源氏の「女は、心やはらかなるなむよき」(①若紫25^頁)の訓えを引き写したようである。また、紫の上の祖母の喪中、源氏が紫の上の傍で宿直した一連の場面(若紫)の「馴れ顔」(①244^頁)「事あり顔」(①244・245^頁)の語彙は、後深草院と二条との新枕の場面に散見する。紫の上と源氏の、新枕の後朝の場面(葵)、「御衣ひき被きて臥したまへり」(②71^頁)という状態の紫の上に、源氏が掛けた言葉「なやましげにしたまふはいかなる御心地ぞ」「などかくいぶせき御もてなしぞ。思ひの外に心憂くこそおはしけれな。人もいかにあやしと思ふらむ」(②71^頁)。それに対して紫の上の「つゆの御答へもしたまはず」(②72^頁)という態度。その後の「年ごろ思ひきこえし本意なく、馴れまさらぬ御気色の心憂きこと」(②77^頁)と源氏が怨じ言を口にするという一連の各場面は、後深草院と二条の新枕の描写に織り込まれている。一夜目に、「夜もすがら、つゝに一言葉のお返事だに申さで」(7^頁)と二条に一晚中拒まれ通し、後朝の場面で二条にかけた言葉、「あさましく思はずなるもてなしこそ、振り分け髪がみの昔むかしの契ちぎりも、かひなき心地こころすれ。いたく人目めあやしからぬやうにもてなしこそ、よかるべけれ。余りに埋うづもれたらば、人いかゞ思はむ。」(7^頁)は、少女の頑なな態度を恨む、男の物言いが重なる。その後「おなじさまにて引き被きて寝たる」(8^頁)状態ぶいで一日過すごした二条に後深草院が掛けた「悩なやましくすらんは、何事なににかあらん。」との言葉と、後深草院の後朝の歌「あまた年としさすがに馴れし小夜衣重ねぬ袖かきに残る移り香」(8^頁)(注15)が源氏の後朝の歌、「あやなくも隔よてけるかな夜を重ねさすがに馴れし夜の衣ころも」(②71^頁)を本歌取りすることによって、『とはすがたり』と『源氏物語』の新枕の場面は重なる。

重ねて、決定的なのが、後深草院が二条を強引に御所に連れ帰る場面である。

「あな、心苦しのやうや」とて引き乗せ給たまひて、御車引き出でぬれば、かくとだに言ひ置かをで、昔物語めきて、何となり行ゆにかなどおぼえて、

鐘の音におどろくとしもなき夢の名残も悲し有明の空

二条自身が「昔物語」めいている、と述べているが、女を盗み出す数ある物語の中でも、二条が後深草院のこの行動を、

今しも、盗み出などして行かん人のやうに契り給も、をかしと言ひぬべきを、

(卷一 11頁)

と評するに至って、後深草院と二条の関係は、源氏と紫の上にびたりと重なる。この描写は、源氏が紫の上との新枕の後、新しい関係となった女君の新鮮さを表現する、

君は、こしらへわびたまひて、今はじめ盗みもて来たらむ人の心地するもいとをかしくて、

(②葵 73頁)

を踏まえている。

以上の通り、『とはずがたり』は特に後深草院と二条の関係を露骨に「源氏」と「紫の上」に負う。その表現摂取はあまりに過剰で、『とはずがたり』の世界をある程度犠牲にしているようにすら見える。清水好子氏の論のごとく、『とはずがたり』が我が子に真実を伝える『母の書』であり、そこに王朝的世界観としての『源氏物語』の権威を我が身に負う意図があったとしても(注16)、それだけでは説明しきれないほどに根深い。「母の身代わり」という立ち位置が、紫の上の「叔母の身代わり」という立ち位置に重なる、もしくは、紫の上のごとく年長の高貴な男性に鍾愛される、いたいけで無垢な自己を演出するためだけに、紫の上を我が身の上に照射しているわけではなからう。そのゆえは、御所に着いて後、後深草院が二条の叔父善勝寺隆頭へかけた言葉、

「余りに言ふかひなきみどり子のやうなる時に、うち捨てがたくて伴ひつる。しばし人に知らせじと思。後見せよ」

(卷一 11頁)

しばらくの間は二条との関係を公にはしない、という後深草院の意思を描くことによって、明らかとならう。

紫の上は、物心つく前に母は無く、母代りであった祖母とも死別して父兵部卿宮に引き取られる前夜、源氏によって拉致されて二条院に据え置かれる。世間にはその素性も明らかにされぬまま、源氏の手生けの花として成長する。裳着を機会に父娘の名乗りをあげるものの、実家には継

母を中心に家庭が築かれている。兵部卿宮は、源氏の掌中にある娘の、後見としての機能を果し得ない。「須磨」「明石」後は、苦境にあった紫の上に冷淡であったとの理由で、権力者となった源氏によって排斥される。源氏を頂点とした六条院の「後宮」とも言うべき社会で、他ならぬ源氏によって後見を奪われた形の紫の上は、後年、源氏が、朝顔の姫君（式部卿宮の姫君・前斎院）に求婚していることを人伝に耳にし、次のように独白する。

同じ筋にはものしたまへど、おぼえことに、昔よりやむごとなく聞こえたまふを、御心など移りなばはしたなくもあべいかな。年ごろの御もてなしなどは立ち並ぶ方なくさすがにならひて、人に押し消たれむことなど、人知れず思しなげかる。かき絶えなごりなきさまにはもてなしたまはずとも、いとものはかなきさまにて見馴れたまへる年ごろの睦むつび、あなづらはしき方にこそはあらめ

③朝顔 478・479頁

朝顔の姫君は、自分と同じく宮家出身ではあるが、昔から貴い方として世に重んじられてきた。源氏の愛情が移ってしまえばさぞかし体裁が悪かろう、自分は、長年源氏の側にいる気安さから軽く扱われるのだろう、と源氏の膝下を離れては寄る辺ない自分の身の上を省みて思い乱れ、「馴れゆくこそげにうときこと多かりけれ」(②480頁) 馴れ過ぎると、いかにも情けないことが多くなることよ、と源氏に対して嘆くが、源氏はこの紫の上の言葉を、単純に女の嫉妬としてしか捉えない。

そしてわが身より遥かに高貴で、父親も存命である女三宮の降嫁の際も、まず思い浮かぶのは実家のことである。

式部卿宮（注17）の大北おほの方、常にうけはしげなることどもをのたまひ出でつつ、あぢきなき大将の御事にてさへ、あやしく恨みそねみたまふなるを、かやうに聞きて、いかにいちじるく思ひあはせたまはむ

④若菜上 53・54頁

継母の大北の方が、常に私を呪わしいものとして口にも出し、鬚黒大将と玉鬢の婚姻（鬚黒大将の北の方は大北の方の娘であり、紫の上の異母姉妹）までも、紫の上にはいかんともし難いにも関わらず恨みの種としているらしい。さらに、このことを聞きつけたらどんなに喜ばしく思うことか、との猜疑に駆られ、既に自分の存在が実家から遠く隔たったものであることを再確認する。そして源氏に対しては、

あはれなる御譲りにこそはあなれ。ここには、いかなる心をおきたてまつるべきにか。めざましく、かくてはなど咎めらるまじくは、心やすくてもはべなむを、かの母女御の御方さまにても、疎からず思し数まへてむや。

(⑤若菜上 52頁)

自分ごときが女三宮に心隔て申し上げるべきことではない、女三宮方が目障りに思わなければ母方の縁に従って親しくさせていたきたい(注18)、と語り、女房達には、

かくこれかれあまたものしたまふめれど、御心になひていまめかしくすぐれたる際にもあらずと、目馴れてさうさうしく思したりつるに、この宮のかく渡りたまへるこそめやすけれ。なほ、童心の失せぬにやあらむ、我も睦びきこえてあらまほしきを、あいなく隔てあるさまに人々やとりなさむとすらむ。等しきほど、劣りざまなど思ふ人にこそ、ただならず耳たつこともおのづから出で来るわざなれ、かたじけなく心苦しき御事なめれば、いかで心おかれたてまつらじとなむ思ふ。

(④若菜上 66・67頁)

若く高貴な女三宮が源氏の妻妾の中に加わることは喜ばしい、と語らねばならない立場に追い込まれる。皇女との絶対的身分の隔たりに、この度は動揺する心を面に出すことすら許されない。女三宮と張り合いたがる女房達に対して、宮側が自分より上位にあることを論し、何とか女三宮に親しくして戴きたいと、自ら徹底的に遜ることによって、辛うじて女房の前で尊厳を保とうとする。最後には出家を切望しながらも源氏に阻まれたまま没する。紫の上の死まで続く懊悩の因は、何の分別もない「みどり子」のうちに盗み出だされたことにあった。

二条は、三日夜を待たず御所へ連れ帰られることによって、後深草院との関係は正式な披露目もなく、御手つき女房と主君の関係として始まった(注19)。そして「人に知らせじ」とする院の意向通り、女房の立場のまま、多情な院の道芝に奉仕し、常に東二条院の前に忍従を強いられ、最後には見捨てられた。紫の上は源氏の愛執よって憂き世を逃れられず、二条は放逐されることによって出家を遂げるという対照的な結末をたどるもの、愛する者に生殺与奪の権を握られるという両者の苦悩の性質は極々近い。後深草院による「盗み出し」の行為と新枕の場面に、「若紫」「葵」の巻の表現を多分に摂取することにより、紫の上と二条の物語は重層し、末尾に近づくに従って、拠り所のない女の物語としての機能を發揮していくのである。

四 遺言に導かれる娘——〈雅忠／二条〉と〈八の宮／大君〉

第三に、父の遺言に縛られ、導かれる娘としての二条が挙げられる。雅忠の遺言と、宇治十帖の八の宮の遺言の類似性を初めて指摘したのも、清水好子氏である（注20）。

雅忠は、死に際して二条に次のような遺言を残す。

君に仕へ、世に恨みなくは、つゝしみてをこたる事なかるべし。思ふによらぬ世の習ひ、もし君にも世にも恨もあり、世に住む力なくは、急ぎて真実の道に入て、我後生をも助かり、二つの親の恩をも送り、一つ蓮の縁と祈るべし。世に捨てられ、頼りなしとて、また異君にも仕へ、もしはいかなる人の家にも立ち寄りて、世に住むわざをせば、亡き後なりとも、不孝の身と思べし。夫妻の事にきては、この世のみならぬ事なれば、力なし。それも、髪をつけて好色の家に名を残しなどせむ事は、返く憂かるべし。たゞ世を捨てて後は、いかなるわざも苦しからぬ事なり。

（卷一 26頁）

一方八の宮の遺言は、次のようなものである。

わが身ひとつにあらざ、過ぎたまひにし御面伏に、軽々しき心ども使ひたまふな。おぼろけのよすがならで、人の言にうちなびき、この山里をあくがれたまふな。ただ、かう人に違ひたる契りことなる身と思しなして、ここに世を尽くしてんと思ひとりたまへ。ひたぶるに思ひしなせば、事にもあらず過ぎぬる年月なりけり。まして、女は、さる方に絶え籠りて、いちじるくいとほしげなるよそのもどきを負はざらなむなんよかるべき。

（⑤ 椎本 185頁）

清水氏は、「二条と宇治の姫君とは、おかれている条件が違うから、その分をのけてみると、言わんとする趣旨において、八の宮と二条の父はまったく同じ」とする。帝寵を失ったら出家し来世を祈り両親の菩提を弔え、在俗のまま生活のために他家を頼るな、ただし出家すれば後は構わぬ、と述べる雅忠と、宿命と思い定めて他人の誹りを受けぬように静かにこの山里で暮らせ、とする八の宮の遺言の趣旨が「まったく同じ」かどうかは議論の余地があるが、実家の身分に応じた誇り高き生き方を望まれていると娘が受け取った、という意味では共通していよう。大君は薫との婚姻を拒否し、宇治に留まり死去する。二条は出家し父の後生を弔い、修行生活を送った。

二人に共通するのは、頑ななまでに父の遺志を遵守する姿勢のみではない。雅忠の臨終を看取った二条は、眠り込んだ雅忠を起こして念仏を唱えさせようとするものの、雅忠は念仏以外の言

葉「何とならんずらむは」(巻一28^ジ)を最後に亡くなる。孝心が裏目に出て、二条は雅忠の臨終正念を乱したのである。また、雅忠の最期の言葉「どうなってしまうのか」は雅忠自身の後世への不安ではなく、後見を失った若年の身で、後宮で生きていかなばならない二条の行く末を憂う言葉とも解釈し得る。二条は、親の往生を妨げる絆しとしての自身、という罪障意識を抱えていた。一方の大君は、病の床で、夜伽の阿闍梨の夢枕に、俗躰の八の宮が立ったことを知らされる。八の宮は、娘達への恩愛ゆえに往生していないことを告白し、阿闍梨に追善供養を依頼する。大君は、父の往生を妨げている自身の業に懊惱し、いよいよ薫との婚姻を忌避し、仮に生き延びたとしても出家しようとの意思をかため、強く死を願う。(総角)。

父に愛育されたにも関わらず、自身の存在が父の往生を妨げていた、という罪業意識がさらに遺言を人生の絶対的規範としていく。大君は薫と心を通わせつつも、それを振り切るように死んでゆく。二条は出家の後、後深草院と伏見の御所で語り理解を深め合うも、その後、旧交が復活することはなく、修行の旅を重ねてゆく(巻四)。二条と大君は遺言に縛られ、また導かれる存在として、重ね合わされているのである。

五 女三宮の投影——〈後深草院／二条／有明の月〉と〈光源氏／女三宮／柏木〉

次に、「有明の月」を描写する際、〈後深草院／二条／有明の月〉の関係を〈光源氏／女三宮／柏木〉の関係に擬えていることが挙げられる。表現のレベルでこの問題を分析したのは福田秀一氏が嚆矢である(注21)。福田氏の分析が一番詳細でもあるので、以下それに従って追っていく。

二条が有明の月の子供を懐妊したことを予言した、後深草院の言葉「もしさもあらば、疑ふ所なき岩根の松をこそ」(巻三121^ジ)が、薫を抱いた源氏が、女三宮に詠みかけた、「誰が世にか種はまきしと人間はばいか岩根の松はこたへむ」(④325^ジ)の歌を引いていること。最後の逢瀬に、有明の月が二条へかけた言葉「むなしき空に立ち昇らむ煙も、猶あたりは去らじ」(巻三141^ジ)が、柏木の女三宮への贈歌「行く方なき空の煙となりぬとも思ふあたりを立ちは離れじ」(④296・297^ジ)によること。そして、二条が有明の月の末期の文を受け取る場面の『源氏物語』との類似はより顕著である。

「この世にて対面、ありしを限りとも思はざりしに、かゝる病ひに取り籠められて、はかなくなりなん命よりも、思ひ置く事どもこそ罪深けれ。見しむば玉の夢も、いかなる事にか」と書き／＼て、奥に、

身はかくて思ひ消えなむ煙だにそなたの空になびきだにせば

とあるを見る心地、いかでかをろかならむ。げに、ありしあか月を限りにやと思ふも悲しければ、

思ひ消えむ煙の末をそれとだにながらへばこそ跡をだに見め

(卷三 142・143頁)

有明の月からの文と贈歌が、女三宮との逢瀬の際に見た懐妊の予兆の夢を、乳母子の小侍従に語る柏木の言葉、「見し夢を、心ひとつに思ひあはせて、また語る人もなきが、いみじういぶせくもあるかな」(④ 295頁)を踏まえている。また、柏木の贈歌、「いまはとて燃えむ煙にむすぼほれ絶えぬ思ひのなほや残らむ」(④ 291頁)を引き歌とする。そして有明の月の死後、届けられた「御文とおぼしき物」が、「鳥の跡のやうにて、文字形もなし。」(卷三 144頁)とされるのは、柏木の「御返り、臥しながらうち休みつつ書い」た文が、「言の葉のつづきもなう、あやしき鳥の跡のやうにて」(④ 296頁)とあるのによる。『とはずがたり』が、『源氏物語』『若紫』『葵』の巻と同じレベルで「柏木」の巻の表現をあからさまに取込んでいることから、西沢正史氏は、光源氏の正妻格である「紫の上」と「女三宮」に自分を准える二条の「正妻コンプレックス」を指摘した(注 22)が、紫の上は正妻ではないし、女三宮は「出家」によって自ら妻の立場を降りた存在である。『とはずがたり』への影響といった面でみれば、この二人は、後見がない故に「出家」できずに死ぬ運命を甘受せざるを得なかった女と、後見(朱雀院)によって「出家」を果たした女という特質で際立っている。後見の有無と出家において自分と正反対の人生を歩んだ二人の登場人物に、二条は特別な興味を持っていた可能性は否定できない。しかし、「正妻」云々よりもここで着目すべきは、道ならぬ恋の途中で、女の懐妊を予兆する夢を見て死ぬ男(有明の月/柏木)と、唐突に男に踏み込まれ、絶対権力者である夫に怯えながらも男の情熱に押し流され懐妊、遺児を出産し、疎まれ、出家に至る女(二条/女三宮)という展開の類似性であろう。

六 情念による作品支配——有明の月と六条御息所

この有明の月の存在は、二条を後半生まで支配し続ける。僧籍にありながらも兄院の寵姫に強引に通じ、執着し、その情熱の赴くままに二人の遺児を残して逝くこの高僧は、最後の逢瀬で次のように二条に語る。

「憂かりし有明の別れより、にはかに雲隠れぬと聞きしにも、かこつ方なかりしまゝに、五部の大乗経を手づから書いて、をのづから水茎の跡を、一卷に一文づつを加へて書きたるは、かならず下界にて、今一度契りを結ばんの大願なり。いとうたてある心なり。この経、書写は終はりたる。供養を遂げぬは、この度一所に生まれて、供養をせむとなり。竜宮の宝蔵にあづけたてまつらば、二百余巻の経、かならずこの度の生まれに、供養を演ぶべきなり。されば我、北邸の露と消えなん後の煙に、此経を薪に積み具せんと思ふなり。」

来世でも二条と廻り合おうとする強い執着ゆえ、五部の大乘経を書写して、その供養を遂げずにいる、との有明の月の告白は、その死後も、わが身にまとい付く有明の月の幻影を見るほど、二条に強い困惑と恐怖を与える。そして出家後の二条は、「宿願」と称し、有明の月の成した五部の大乘経の営みを各地でなぞるのである。あたかも六条御息所の執着への恐怖が、女三宮の出家（柏木）、紫の上の死病（若菜下）の場面に御息所の怨霊を見せるごとく、有明の月の二条への執着は、その死後も作品を貫く重低音として機能する。

阿部泰郎氏は、この有明の月が、五部の大乘経を書写し、その善根功德を海底に沈め三悪道に回向して、後白河院に連なる皇統に仇成す大魔となった「崇徳院」と重ねられていると指摘した。そして、その崇徳院魔界転生説話と分かち難く伝承されている「西行による崇徳院鎮魂」は、『とはずがたり』において作者と有明の月との関係に姿を変えて転生している」と述べる（注23）。五部大乘経書写の宿願は、有明の月の鎮魂と、後深草院の後生安穩を祈りと結びつき、二条の旅を支え続ける。六条御息所の怨念が、作品世界を相対化し内部から崩壊させてゆくのは異なり、有明の月は、二条の修行生活の支柱となっただが、彼らの執心が、登場人物たちの行動や作品世界を長く支配するものとして機能している、といった意味で、実は強い共通性を有していると思われるのである。

七 尼の行方——二条と女三宮・浮舟

最後に、愛欲の清算として自ら仏門に入る主人公としての〈二条〉と〈女三宮・浮舟〉の関係を見る。

有明の月の死去後、二条は有明の月の遺児を出産する。その後御所に戻るものの、後深草院との関係修復ならず、御所放逐の後に出家する。先述の通り、薫を出産直後柏木の死に遭い、源氏の不興に耐え得ず出家する女三宮の流れに同様である。浮舟もまた、匂宮に踏み込まれ、その積極的な愛情表現に巻き込まれた形で宮を慕い始め、薫の不興を買い、死を願うも果たし得ず、小野の里で出家する。

しかし、その後の在り様は大きく異なる。女三宮は、源氏の庇護の下で仏事専一の生活に入り、浮舟は在俗時代の人間関係すべてを意志的に断ち切り、薫からの手紙も黙殺し、その後の生活は省筆される。二条は後深草院への慕情を始めた俗世への妄念を断ち切らんとして、出家し修行の旅に出る（巻四）。高橋ほつ枝氏は、平安から鎌倉への婚姻のあり方の変遷の観点から二条と浮舟の出家を比較し、浮舟が宿世から逃れ得た心安らかな境地を喜ぶ一方、旧知に会うことを恐れ、消極的な暮らしであるのに対して、二条の出家修行生活が『とはずがたり』の作品の到達

点を示しているとの見解を示す(注24)が、浮舟の、感情を抑制して頑なに血縁の情を断つ姿勢は、出家者としては相当に積極的といえよう。北山准后九十御賀の後、度々後深草院から遣わされた御使いに応じなかった二条の姿を彷彿とさせる。二条の漂泊の姿は、浮舟の省筆されたその後、にも見えてくる。

二条の物語は『源氏物語』に擬えつつも、後半に行くに従って『源氏物語』世界から大きく逸脱していくとし、そこに独自性を読み取ろうとする研究もある。例えば、高木周氏は、『源氏物語』を中心とする平安・鎌倉の作り物語群に自らの前半生を擬えながらも御所追放により物語世界から落伍した二条が、鶴岡八幡参詣の際に「現世の果報と引き換えに雅忠の後生善処を叶える」との八幡の託宣を想起した後、語りの基軸を物語から託宣に換え、父の後生に裏打ちされた苦難を宿世として受け入れ、修行の旅を展開したと述べる(注25)。加えて、二条の人生が暗転する起点としてよく引かれるのは、いわゆる「女楽事件」(巻二)である。亀山院を招いての後深草院主催のこの遊宴は、「若菜下」の、六条院の女楽を模し、後深草院の妻妾、女房を『源氏物語』の女君に割り振ったものであるが、祖父隆親の末娘「今参り」が主役格の「女三宮」に当てられ、二条にはそれより格段に身分が劣る「明石御方」が当てられた。さらに公衆の面前で、勅命で定められた席次を、祖父隆親の物言いによって今参りの下座に下された。この事件は渴仰の対象であり、人生の羅針盤でもあった『源氏物語』を、思い出すのも苦痛な無念の記憶に一転させた(注26)。

しかし『源氏物語』の影響は、事件後も後篇の末尾に至るまで、語彙、引き歌、などのさまざまレベルで見受けられる。特に、後篇は『源氏物語』の兄帝に対する源氏の思慕や(須磨)、葵上を失った源氏の悲嘆(葵)などを用いて後深草院への思慕や、崩御後の悲哀を描き出すことが多くなっている(注27)。源氏の心象に同化する形での引用が増加することは、後深草院葬送場面に紫の上の葬送場面を重ねて「女源氏」としての二条を読み取った久富木原玲氏の論(注9参照)と合わせて、『とはずがたり』全編を通じた『源氏物語』を検討する上で興味深い。『源氏物語』は、撰取の仕方を変質させながらも、『とはずがたり』全体に根を張っているのである。

帝の過剰な愛情ゆえに迫害され死に追い込まれ、あるいは病床で出家し彼岸の安寧を得ることを切望しながらも支配者の夫に阻まれ、あるいは暴力的に望まない子を孕むといった『源氏物語』の高貴な女の無残な生を我が身に重ね合わせながら、女君の視点で後深草院を語る場所、そして大君が在家のまま「死」を以って殉じた父の遺言を、二条は、浮舟の出家後を完補するかのとき「全国行脚」という形で展開し、有明の月の負の情念を「五部の大乗経」書写による鎮魂という形で旅の支えに転換したところに『とはずがたり』が『源氏物語』を取込んだ意味を見るべきであろう。『とはずがたり』は『源氏物語』の世界から逸脱していくものではない。後半に進

むにつれて取込み方を変質させていくのである。

『とはずがたり』は女君から見た「光源氏」たる後深草院の物語でもあり、もう一つの『源氏物語』であったと言い得る側面を確かに有しているのである。

〔注〕

- 1 福田秀一「中世文学における源氏物語の影響」(『中世文学論考』一九七五年 明治書院) 第一章。
- 2 一九六六年四月 筑摩書房。
- 3 一九六六年七月 風間書房。
- 4 一九六六年十一月 朝日新聞社。
- 5 町田綾子『とはずがたり』の構想について―『源氏物語』との比較研究(『立教大学日本文学』20号 一九六八年六月)。鈴木儀一『とはずがたり』二条の教養―引歌をめぐる―(『駒沢国文』6号 一九六八年三月)。重松祐巳「とはずがたり―引歌・本歌の補遺を中心に」(『熊本女子大学学術紀要』第26巻1号 一九七四年三月) など。
- 6 注1同書・同章参照。
- 7 高橋ほつ枝「浮舟の世界と二条の世界と―『源氏物語』から『とはずがたり』へ」(今井卓爾博士 古希記念『物語・日記文学とその周辺』一九八〇年 桜楓社)。佐藤育『問わず語り』の物語性―『源氏物語』の女性たちと二条―(『広島女学院大学国語国文学誌』第11号 一九八一年一二月)。西沢正史『とはずがたり』における『源氏物語』・水原一『とはずがたり』の虚構性をめぐって(『とはずがたり・中世女流日記文学の世界』今井卓爾・石原昭平・津本信博・西沢正史編 女流日記文学講座5 一九九〇年 勉誠社)。
- 8 「古典としての源氏物語―『とはずがたり』執筆の意味―」紫式部学会編『源氏物語および以後の物語 研究と資料』(一九七九年 武蔵野書院) など。
- 9 「日記紀行文学の諸相」(『十三・十四世紀の文学』(岩波講座 日本文学史第5巻 一九九五年 岩波書店)。「『とはずがたり』の達成―女源氏を生きる―」『源氏物語』の変貌―とはずがたり・たけくらべ・源氏新作能の世界―』(二〇〇八年 おうふう)。
- 10 第二章「那智の夢―八幡の託宣として」、第三章「夢の解釈―二条の父と母」参照。
- 11 兵頭裕己『とはずがたり』の『源氏物語』引用―イデオロギーとしての文化資源―(『国語と国文学』二〇〇〇年十一月)。三苫浩輔『とはずがたり』と『源氏物語』(『物語文学の伝承と展開』二〇〇七年 おうふう)。高木周『とはずがたり』論―父の死を生きる二条―(『国語と国文学』二〇〇七年九月)。古屋明子『とはずがたり』における『源氏物語』の罪意識の受容(『古代中世文学論考刊行会』『古代中世文学論考第23集』二〇〇九年 新典社)。堀淳一『源氏物

語』若菜下巻の女樂と「とはずがたり」―演奏されなかった「解釈」―（『源氏物語』を考へる―越境の時空』二〇一一年 武蔵野書院）など。

12 例として「四歳の年、初参の折、（雅忠ガ）『わが身、位浅く候。祖父久我太政大臣が子にて参らせ候はん』と申て、五緒の車、数相、二重織物聴り候ぬ。そのほか又、大納言の典侍は、北山の入道太政大臣の猶子とて候しかば、次みでこれも准后御猶子の儀にて、袴を着初め候し折、腰を結はせられ候し時、いづ方につけても数衣、白き袴などは許すべしといふ事、古り候ぬ。」（巻一 62^{六一}〈後深草院の東二条院への言伝〉）「地体、あの家の人くは、なのめならず家を重くせられ候。経任大納言申置きたる子細などぞ候覧。村上天皇より家久しくして、すたれぬは、たゞ久我ばかりにて候。あの傳仲綱は、久我重代の家人にて候を、岡屋の殿下、不憫に思はるゝ子細候て、『兼参せよ』と候けるに、『久我の家人なり。いかゞ有べき』と、申て候けるには、『久我大臣家は、諸家には準ずべからざれば、兼参、子細有まじ』と、身づからの文にて 仰られ候けるなど、申伝へ候。」（巻二 108^{六一}〈近衛大殿の後深草院への言葉〉）などが挙げられる。

13 注 4 書。

14 注 8 論文。

15 清水氏は注 8 書で、後深草院の後朝の歌が「紫の薄様」に書かれていたことと、若紫の巻末で、源氏が紫の上に手習いをさせる場面の「武蔵野といへばかこたれぬと紫の紙に書いたまへる」とあるのを関連付けている。

16 注 8 論文。

17 紫の上の父。元兵部卿の宮。「少女」巻に「兵部卿宮と聞こえしは、今は式部卿にて」（③ 31^{六一}）とある。朝顔の姫君の父「式部卿宮」は「朝顔巻」で死去。

18 紫の上の父（兵部卿宮・式部卿宮）と女三宮の母（故藤壺女御）は兄弟であり、女三宮にとつて紫の上は母方の従姉妹に当たる。

19 三角洋一氏は、雅忠が後深草院を邸宅に迎えたのは、女御とすることは叶わないものの、御手付き女房と見くびられることがないよう、臣下の婚姻習俗に従い後深草院を婿取り、二条の後深草院への後宮入りを果たしたとの見解を示された。三角氏は、三日目を御所で迎えたことにより、「結婚が成立」した、と述べておられる（『とはずがたり』〈古典講読シリーズ 岩波セミナーブックス 104 一九九二年 岩波書店〉）。しかし、三日夜を迎えぬまま後深草院が二条を御所に拉致したことにより、後深草院を「婿取り」とするという雅忠の目算は崩れたとも見得る場面である。

20 注 8 論文。

21 注 1・13 書。「一・三 影響箇所の吟味」通し番号②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺。

22 注 7 西沢氏論文。

23 阿部泰郎 『とはずがたり』の王権と仏法―有明の月と崇徳院―『王権の基層へ』（叢書・史層を掘る・第3巻 一九九二年 新曜社）。

24 注7 高橋氏論文。

25 注11 高木氏論文。

26 近年、堀淳一氏は注11論文で、自ら琵琶を弾き、また琵琶を弾く女性を擁する後深草院は、「源氏」とその樂統の継承者「匂宮」の裔であろうとし、二条に「明石の君」の役割を求めた。加えて後深草院の音楽生活において、強い影響力を行使していた後嵯峨院から、琵琶の才能を称され琵琶も下賜された二条に後深草院の側近くで琵琶を奏させることにより、父後嵯峨院に関する琵琶を演奏者とともに膝下に置き、自由にできる事実を龜山院の目前で披露しようとしたのが「女楽」の場であったとの見解を提示した。そして二条の出奔は、「明石の君」に擬するという待遇の不満や祖父の横車への反感ではなく、「明石の君」としての披露の機会が失われたことへの落胆が作用していたとする。後深草院が『源氏物語』の權威を政治的に利用しようとしていたとの視点が興味深く、二条と琵琶の関わりを考えるうえで示唆に富むが、わたくしは琵琶に政治性を帯びさせていない、と考える立場なので（四章参照）、採らない。

27 源氏の心象を取込んでいると見られる箇所は以下の通りである。

① 都と後深草院を想う二条（都と朱雀院を想う源氏）

・まことに二千里のほかまで尋ね来にけりとおぼゆるに（巻四 174ジ）（二千里外故人心）と誦じたまへる、例の涙もとどめられず（②須磨 202ジ）

・今宵は十五夜なりけり。雲の上の御遊びも思ひやらるゝに（巻四 186ジ）（月のいとほなやかに

さし出でたるに、今宵は十五夜なりけりとおぼし出でて、殿上の御遊び恋しく（②須磨 202ジ）

・「今こゝにあり」とはおぼえねども（巻四 186ジ）（恩賜の御衣は今此に在り）と誦じつつ、入りたまひぬ。御衣はまことに身はなたず、かたはらに置きたまへり。（②須磨 203ジ）

・波の枕をそばだてて聞くも、悲しき頃なり。（巻五 213ジ）（独り目をさまして、枕をそばだてて四方の嵐を聞きたまふに、波ただこもとに立ちくる心地して、涙落つともおぼえぬに、枕浮くばかりになりけり。（②須磨 199ジ）

② 後深草院の死を悼む二条（葵上の死を悼む源氏）

・なべて雲井もあはれにて（巻五 232ジ）（のぼりぬる煙はそれと分かねどもなべて雲居のあはれなるかな（②葵 48ジ）

・雨とやなり 給 けん、雲とやなり給けん、（巻五 232ジ）（雨となり雲とやなりにけん、今は知

らず（②葵 55ジ）

一 回収されていく伏線

最後に、『とはすがたり』の構成についての問題を見て行く。『とはすがたり』の軸となる要素の多くは、それぞれの形で作品世界を支え続けている。それが顕在化していない部分では「伏線」として機能するわけだが、伏線として配された要素は、原則として回収されるよう構成されているのである。

その最も典型的な要素は「西行」であろう。「西行」は作品が開始されて早々、登場する。

九 つの年にや、西行が修行の記といふ絵を見しに、かた／＼に深き山を描きて、前には河の流れを描きて、花の散りかゝるにゐて、ながむるとて、

風吹ば花の白浪岩越えて渡りわづらふ山川の水

と詠みたるを描きたるを見しより、うらやましく、難行苦行はかなはずとも、我も世を捨て、足にまかせて行つゝ、花のもと、露の情けをも慕ひ、紅葉の秋の散る恨みをも述べて、かゝる修行の記を書き記して、亡からん後の形見にもせばやと思しを、三従の憂へ逃れざれば、親に従ひて日を重ね、君に仕へても、今日まで憂き世に過ぎつるも、心のほかになど思より、憂き世を厭ふ心のみ深くなり行に、

(巻一 52頁)

幼少の頃「西行が修行の記」に憧れ、自分もこのような修行の記を書き遺し、亡きあとまでの存在証明としたい、と強く願いながらも、父、夫、子に従わなければならない女の身ゆえ憂世に止まらねばならない、との二条の謂いは、御所追放により、「三従」の楔から解放された後、幼き日の夢を実現する明らかな伏線である。軸としての「西行」の旅は、この後、富士、浅草、小夜の中山、伊勢、讃岐、そして後深草院崩御の場面、とことあることになぞられる。

そして作品の最末尾の「跋文」で

修行の心ざしも西行が修行の式、うら山しくおぼえて社思ひ立ちしかば、その思ひをむなしくなきじばかりに、か様のいたづら事をつゞけ置き侍こそ。

(巻五 249頁)

と、「西行」の存在が二条の人生を導いたことが確かめられる。

この「西行」に準じる機能を持つのが「父雅忠の遺言と臨終」である。「後深草院に誠意をも

ってお任せせよ。しかし、世間から見捨てられ、生活が立ち行かなくなれば直ちに出家し両親の後生を供養せよ。決して他の君主に仕えたり、他家を頼りとしたりしてはならない。色好みとの噂を立てられるな。ただ出家後はどの様に生きようと差し支えない」との、雅忠の遺言に縛られ、また支えられて二条は宮廷生活を送り、それに破れた後は出家修行の旅を繰り返すのである。また、二条は雅忠の臨終に心残りがあつた(注1)。父の後生菩提を祈り、自らの「今生の果報に代」えて、その生所を知らせてくれるよう祈請していた。

まことや、父の生所を祈請申たりし折、「今生の果報に代ゆる」とうけたまはりしかば、恨み申にてはなけれども、「袖を広げんをも嘆くべからず。また、小野小町も衣通姫が流れといへども、簀を肘にかけ、蓑を腰に巻きても、身の果てはありしかども、我ばかり物思ふ。」とや書き置きしなど思ひつゞけても、まづ御社へ参りぬ。

(巻四
175頁)

二条は父の遺言に導かれ、思いの残る臨終を埋め合わせるように、行脚、祈請、供養を続けるのである。

この二条の祈りと深く関わるのが「八幡」の存在である。源氏の氏神である八幡神への信仰は、作品中を歴然と貫く要素の一つである。後深草院との再会を果たすのも八幡であり、八幡からの靈託と思しき那智での夢想は、遊義門院との邂逅、人麻呂御影供へとつながっていったのであった。

八幡は村上源氏としての誇りの拠り所であると同時に、作品世界を展開する原動力であり続ける。

二 回収されなかった問題

このように、作品を支え推進し続ける要素がある一方、いかにも重要そうでありながら、その「行方」が語られずに終わる要素がある。

まず初めは未完成の「五部大乘経」の問題である。

そもそも二条の五部大乘経書写の試みは、松山での「さて、五部の大乘経の宿願、残り多く侍るを」(巻五 217頁)との告白によって初めて明らかにされる。(注2)

『とはずがたり』に書写の痕跡をとどめるのは華嚴経・大集経・大品般若経である。

華嚴経残り三十卷

熱田社

三十四歳

大集経二十卷

崇徳院御陵

四十五歳

大集経残り二十卷	春日社	四十七歳
大品般若経二十卷	太子廟	四十八歳
大品般若経残り二十卷	那智大社	四十八歳

法華経・涅槃経については記載がない。後深草院三回忌記事の直前「書くべき経は今一部、なを残り侍れども、今年ことしはかなはぬも心憂ければ」(巻五 245頁)とある。故実書、百科事典の類には、一部例外はあるものの華嚴、大集、大品般若、法華、涅槃の順に記載されており(注3)、二条も書かれていない華嚴経前半以外はこの順番に従い進めているので、未完なのは「涅槃経」であろう。では「法華経」はどうしたか。那智での般若経書写と後深草院三回忌の九カ月の間に仕上げ、その記事が脱落した可能性は否定できない。しかし二条はこの間も、奈良へ行ったり石清水で遊義門院と邂逅を果たしたりと慌しく活動しており、この期間に仕上げたと見るのは少し苦しい。『とはずがたり』には、これまでに三度、法華経書写の記述があるので、それに代えて省略した(注4)と見るのが妥当だろうが、記載のない華嚴経前部を含めて法華経までは終えた(注5)としても、無一文になった二条には、涅槃経書写という課題が残された状態のまま、『とはずがたり』の幕は引かれる。

同じように、いかにも重要な問題でありながら、結末や見通しが明示されないのは、後深草院の往生に関わる問題である。那智の夢で、後深草院は八幡の化身として「うち笑みて、世に御心よげなる御さまなり。」「心よき御顔にて」(巻五 240・241頁)と円満の相を見せた。しかし『とはずがたり』は大団円で語り終えることをしない。三回忌仏事の前日七月十五日の夜中、後深草院の御影が明静院殿の中に入るのを見た二条が直感したのは、「ましていかなる道に一人迷ひおはしますらん」(巻五 246頁)と黄泉路に迷う後深草院であった。成仏する後深草院像は先延ばしにされたまま『とはずがたり』は擱筆されるのである。

この二つの語られずじまいの結末は、五部大乘経書写が、二条の残りの人生をかけて果たされるべき課題であり、それによって、霊夢で予告された後深草院の往生を實現しようとすることを暗示していると考えられる。

作品中のこの二つの大きな要素「五部大乘経」「後深草院の往生」の課題は、例外的にその伏線が回収されないことによって、今後の主人公の生き様を鮮明に物語る役割を負っているのである。

三 要素の交替

次に、作品を貫くもう一つの重要な要素としての「琵琶」に注目したい。

『とはずがたり』の「琵琶」は、「村上源氏の誇り」「後深草院への思い」の象徴として、作品中

に長く根を下ろしていた。その様を簡単に振り返ってみよう。

まず「女楽」の場で、二条は自身の琵琶の来歴を次の様に語る。

琵琶は、七(なな)の歳より雅光の中納言に、初めて楽二三習ひて侍(はべり)しを、いたく心にも入(い)で
有(あり)しを、九の歳より又しばし、御所に教へさせおはしまして、三曲まではなかりしかども、
蘇合・万秋楽などはみな弾きて、御賀の折、白河殿くわいそ(注6)とかや言ひし事にも、
「十にて、御琵琶を頼りて、いたいけして弾きたり」とて、花梨木の直甲の琵琶の、紫檀の
転手したるを、赤地の錦の袋に入れて、後嵯峨院より給はりなどして、折(おり)は弾きしか
ども、いたく心にも入らで有しを、

(卷二 93 頁)

二条の琵琶の師匠は久我雅光。しかし雅光は、二条が十歳となる文永四年(一二六七)四二歳で没する。よって二条は九歳から後深草院に師事し、十歳で後嵯峨院の前で演奏し、琵琶を賜ったという自らの輝かしい経歴を披露する。しかし、この直後、外祖父隆親の愛娘「今参り」(注7)の下座へと席次を下げられる恥辱にあつた二条は、琵琶を今後一切手に取らぬとの誓とともに、この後嵯峨院恩賜の琵琶を氏神石清水八幡へ奉納する。

これよりして、長く琵琶の撥を取らじと誓ひて、後嵯峨院より賜はりてし琵琶の、八幡へ参らせしに、大納言の書きて賜びたりし文の裏に、法花経を書きて参らするとて、経の包み紙に、

この世には思切りぬる四の緒の形見や法の水茎の跡

(卷二 96・97 頁)

亡父雅忠の文に紙背写経を施し、一緒に納めている。多分に源氏の誇りを意識しているだろうこの行為は、二条が「琵琶」と「村上源氏」の家格とを、分ち難いものとして意識していたことを如実に示している。

しかし二条は、「琵琶を弾かぬ」との誓いは守り通しながらも、出家の後まで執拗な感情を「琵琶」に対して抱き続けていた。東国への途次、美濃の国赤坂の宿に宿泊した二条は、若き遊女姉妹の弾く琴・琵琶の音に、自らも琵琶を弾いていた女房時代を思い起こし、姉と見える方が、物思いを琵琶の撥に紛らせ涙勝ちな様子を見て、共感を覚えたと述べる(巻四)。また西国の旅中では、大集経二十巻を書写するに際して、次のようなことを告白する。

さて、五部の大乘経の宿願、残り多く侍るを、この国にて、又少し書きまいらせたくて、
 とかく思ひめぐらして、松山いたく遠からぬほどに、小さき庵室を尋ね出だして、道場に定
 め、懺法、正さむ花（正懺悔）など始む。長月の末の事なれば、虫の音も弱り果てて、何を
 友なふべしもおぼえず。三時の懺法を詠みて、「慙愧懺悔六根罪障」と唱へても、まづ忘
 られぬ御言の葉は心の底に残りつゝ、さてもいまだ幼かりし頃、琵琶の曲を習ひたてまつ
 りしに、給はりたりし御撥を、四の緒をば思ひ切りにしかども、御手馴れ給しも忘れ
 ねば、法座のかたはらに置きたるも、

手になれし昔の影は残らねど形見と見れば濡るゝ袖哉

（巻五 217・218頁）

四国に渡った二条は讃岐の白峰、崇徳院の靈廟に詣で松山の近くに庵をかまえた。その際、幼き日、後深草院に琵琶を習った折に賜った撥を、後深草院の手馴れの撥であるゆえ忘れられず、法座の脇に置き、院を思慕するよすがとしていたことを明らかにする。二条は、琵琶を思い切ると誓った後も、撥は手放すことなく旅にも携帯していたのである。このように、琵琶は院への思いの象徴でもあった。しかし、この後、琵琶の記事は『とはすがたり』からふつりと姿を消し、撥の行方も一切言及されることはないのである。

五部大乘経や後深草院の往生の問題と同様に、「琵琶もまた、二条が残り少ないであろう人生をかける対象だった」と考えるのは難しい。琵琶の問題は、ちようどそれと入れ替わるように、にわかになく前面に現れてくる「五部大乘経」書写の悲願および「和歌」の問題と併せて考えることで、作品内での役割が明確になると思われる。今まで「琵琶」が担ってきた役割が、他の要素にひきつがれたために、琵琶は姿を消すのではなからうか。

右に引用したように、そもそも二条の五部大乘経への試みは、松山での「さて、五部の大乘経の宿願、残り多く侍るを」（巻五 217頁）との告白によって初めて明らかにされるのだったが、その場面こそ、作中に琵琶が登場する最後でもある。琵琶の象徴する二つの思いのうち、「後深草院への思い」は五部大乘経に収斂する構造になっていると見て誤らないだろう。

四 「和歌」の顕在化

今一つの要素「和歌」について確認していこう。全巻にわたり、二条は数々の自詠歌を記している。だが、その和歌は、二条の西行憧憬が余りに臆面もないが故に、『新古今和歌集』の大歌人西行と比較されてしまい、研究史上評価されることはなかった。しかし、歌人としても著名な西園寺実兼（雪の曙）や性助法親王（有明の月）（注8）などと無難に贈答していることから、二条は相応の歌人であったことが窺える。『とはすがたり』に見る限り二条は和歌に対して相当

の誇りをもっており、それは時として二条の傷つけられた自尊心を庇う役割を担う。例えば女樂で、外祖父隆親によって座を下される屈辱に遭った二条は、局へ下がり、

数ならぬ憂き身を知れば 四つの緒もこの世の外に思ひ切りつゝ
(巻二 95頁)

と詠み置いて出奔する。『とはずがたり』は、この和歌を目にした亀山院が「いとやさしくこそ侍れ。今宵の女樂はあいなく侍るべし。この歌を給はりて帰るべし。」(巻二 96頁)と、特に後深草院に願ってこの歌を申し受けたことを、作者自らが現場に居合わせたかのように描写する。その後、後深草院に慰留されて御所に立ち戻った二条は、参上した近衛大殿(鷹司兼平)から、二条の歌を評した亀山院の言葉を聞き伝える。

傾城の能には、歌ほどの事なし。かゝる苦くしかりし中にも、この歌こそ耳にとゞまりしか。梁園八代の古風と言ひながら、いまだ若きほどに、ありがたき心づかひなり。

(巻二 108頁)

亀山院は若年の二条の歌才を賞賛して、二条が親王家に連なる血統であることを強調する。また、北山准后九十御賀和歌御会の席に、大宮院付き女房として出仕した際、東二条院より出詠を止められていた二条は、亀山院から「雅忠卿娘の歌は、など見え候はぬぞ」(巻三 162頁)と特別に問い合わせがあったことを記す。『とはずがたり』は、二条の歌人としての力量を、「亀山院」の言葉として執拗に繰り返す。

この和歌に対する自負は、『とはずがたり』末尾に至って、泉下の雅忠から薫陶を得、二条の中で明確な目標を形作る。一三〇四年(嘉元二年)、二条は雅忠の三十三回忌に葬送の地、神楽岡に参る。

さても、この度の勅撰には、洩れ給けるこそ悲しけれ。我、世にあらましかば、などか申入れざらむ。続古今よりこの方、代々の作者なりき。また、我身の昔を思ふにも、竹園八代の古風、むなしく絶えなむずるにやと悲しく、最期終焉の言葉など、数く思ひつゞけて、

古りにける名こそ惜しけれ和歌の浦に身はいたづらに海人の捨て舟

(巻五 235・236頁)

前年(嘉元元年)撰進された『新後撰和歌集』に雅忠の歌が洩れたことをかき口説いたその夜、

夢に雅忠が現われ、次のように言う。

「祖父久我の太相国は、『落ち葉が上の露の色づく』言葉を述べ、我は、『をのが越路も春の外かは』と言ひしより、代々の作者なり。外祖父兵部卿隆親は、鷲尾の臨幸に、『今日こそ花の色は添へつれ』と詠み給き。いづ方につけても、捨てらるべき身ならず。具平親王よりこの方、家久しくなるといへども、和歌の浦波絶えせず」など言ひて、立ちざまに、
なをもたゞ書きとめて見よ藻塩草人をも分かず情けある世に

(巻五 236頁)

二条の祖父久我通光、父雅忠、外祖父四条隆親と、父方母方いずれにつけても勅撰歌人を排出した家系であること、また村上源氏の祖である具平親王の名を出し、二条の家格への矜持を搔き立てる。そして最後に、「歌道に励み書き留めよ、良い歌は身分を分け隔てなく認められる情けある世なのだから」と詠い去る。父が勅撰歌人排出の「家」と「源氏」の誇りを黄泉の国から娘に託した、と見えるこの夢を受けて、二条は歌道に邁進し、雅忠に代わり自らが勅撰歌人となるべく「人丸の墓」(注9)に詣でる。

これより、ことさらこの道をたしなむ心も深くなりつゝ、このつゝに人丸の墓に七日参りて、七日といふ夜、通夜して侍りに、

契りありて竹の末葉にかけし名のむなしき節にさて残れとや

この時、一人の老翁、夢に示し給事ありき。この面影を写しとゞめ、この言の葉を記し置く。人丸講の式と名づく。「先師の心になふ所あらば、この宿願成就せん。宿願成就せば、この式を用いて、かの写しとゞむる御影の前に行なふべし」と思ひて、箱の底に入て、むなく過ぐし侍るに、又の年の三月八日、この御影を供養して、御影供といふ事を執り行なふ。(巻五 236・237頁)

七日目の通夜に——因縁あつて王家に連なる私の名が、人に知られぬままに虚しく残れとおぼしめすのか——と、神仏に掻き口説く歌を詠んだその時、二条は一人の老翁の示現を受ける。『とはずがたり』にその内容は記されていないが、二条は、柿本人麻呂の意に適えばこの「宿願」は成就するだろう、と感じ老翁の姿と言葉を記しとめて「人丸講の式」(注10)と名付けた。宿願が成就した暁には、この講式を用いて勤行しようと思ひ立つたが、虚しく時を過ぐし、翌年三月八日「御影供」(注11)を執り行う。

そして跋文では、徳治元年(一二〇六)、石清水八幡宮で遊義門院に邂逅したのも、「御影供」

と同じ三月八日だとしており、那智での霊夢を思い起こしている。

去年の三月八日、人丸の御影供をつとめたりしに、今年のおなじ月日、御幸に参り会ひたるも不思議に、見しむば玉の御面影もうつゝに思ひ合はせられて、さても、宿願の行く末いかゞなりゆかんとおぼつかなく、年月の心の信も、さすがむなしからずやと思ひつゞけて、

(巻五 248・249頁)

日付の符号に、神仏の感応を見出し、「宿願」の成就もおぼつかないとはいえ、さすがに長年の信心を神仏はみそなわしているだろう、虚しくはなからうと続けて述べる。

このように、かつて「琵琶」が象徴していた「家格意識」「後深草院への思慕」のうち、「家格意識」は明らかに「和歌」を軸に繰り広げられるようになる。その「和歌」の問題が前面に出てくる直接のきっかけは、勅撰の企画(注12)と、それに続く父雅忠の夢であった。

「後深草院への思い」が、「五部大乘経」の功を遂げ、院の菩提をとむらう祈りへと収斂されるのと同じように、「家格意識」の担い役を「和歌」に改めて、「琵琶」は作品から姿を消すのである。

三 跋文の祈り

最後に跋文の問題に触れて稿を終えたい。

深草の御かどは、御隠れの後、かこつべき御事どもも跡絶え果てたる心地して侍しに、去年の三月八日、人丸の御影供をつとめたりしに、今年のおなじ月日、御幸に参り会ひたるも不思議に、見しむば玉の御面影もうつゝに思ひ合はせられて、さても、宿願の行く末いかゞなりゆかんとおぼつかなく、年月の心の信も、さすがむなしからずやと思ひつゞけて、身のありさまを一人思ひあたるも飽かずおぼえ侍上、修行の心ざしも西行が修行の式、うら山しくおぼえて社思ひ立ちしかば、その思ひをむなしくなさじばかりに、か様のいたづら事をつゞけ置き侍こそ。後の形見とまでは、おぼえ侍ぬ。(巻五 248・249頁)

文意は以下になるろう。

後深草院の崩御の後、もはやこぼすべきこともなくなった気持ちがしていましたが、去年の三月八日、人麻呂御影供を執り行ったところ、今年と同月同日、遊義門院の石清水八幡宮御幸に謀らずも巡り合わせたのも不思議で、かつて熊野の那智で見た、遊義門院に拝謁した霊

夢の内容が現実のようにも思い合わせられ、それにつけても「宿願」の行く末がどうなっているのか気にかかり、長年の信心もさすがに無駄にはなるまいと思われて、わが身の有様を一人で思いつめているのにも飽き足らず、修行の志は西行の修行の方式をうらやましいと感じたからこそ思い立ったので、その思いを大切にしたいがため、このような無益なことを書き続けましたのです。「死後の形見」とまでは考えられません。

作者が「とはすがたり」したい後深草院に関わる事柄が、その崩御によって霧散した、それでも後深草院の三回忌まで「とはすがたり」を書き続けてきたのは以下のような理由に拠るのだ、と二条は語る。

雅忠の導きによる「人丸御影供」施行、その同月同日の遊義門院との邂逅により、あらためて感じられる那智の霊夢の信憑性。

修行の志は新古今の大歌人西行に倣ったと自ら述べることから、ここで言う「宿願」に、勅撰集入集の悲願が込められていると見るのは妥当であろう（注13）。

勅撰集入集を悲願とし始めた二条にとって、持明院統の伏見院の妹であり、大覚寺統の後宇多院皇后でもある遊義門院との邂逅は、和歌にまつわる神意の表れとしても受け止められたに違いない。となれば、後宇多院の父である龜山院に宮廷女房時代の二条の和歌と家格を賞賛させる『とはすがたり』の記述の裏に、自らを勅撰集に入集するに足る歌人であるとの自負と主張を読み取ることも不自然ではない（注14）。『とはすがたり』が勅撰集選定資料としての役割を担っているとの見解にも説得力があると思われる。

しかし、遊義門院から「五部大乘経書写」を言祝がれ、後深草院が円満具足の相を示した那智の霊夢が現実味を持った、と述べていることを重視すれば、後深草院の菩提にささげるべき五部大乘経書写の完成が「宿願」に込められていることを排除するのは困難である。

二条は『とはすがたり』を描く旅の終わりに、この二つを願う祈りに至りついたのである。

高貴な生まれ故、神意により使命を課されることへの煩悶と自負、西行に倣った我が修行の記への自尊。これらを原動力とした二条のとはすがたりは、ここに終りの時を迎える。そこに残されたのは、古代日記文学の流れに連なる、後深草院の私的側面を綴った王の実録であり、もう一つの『源氏物語』であり、八幡に選ばれし自らの、稀有な生涯の記録であった。

その「修行の記」は、幼い日の自分が夢見た通り「亡からん後の形見」として、今に読み継がれている。二条が作品の初めに置いたこの「伏線」は、今の時代にも、引き続き実現しているのである。

〔注〕

1 二条が念仏させようとして、末期の雅忠を起こしたところ、雅忠は「何とならんずらむは」(巻一 28頁)との、来世への不安とも、二条の将来を案じたとも取れる言葉を最後に亡くなってしまう。二条はこの後、雅忠の臨終を乱したとの悔恨を抱えて生きることになる。

2 二条は、東国からの帰洛途次、「宿願にて 侍 ば、まづこの社にて華嚴経の残り、今三十巻を書き果てまいらせんと思ひて」(巻四 189・190頁)、熱田社炎上の際、「去年思ひ立ちし宿願をも、果たしやすると心みに」(巻四 197頁)、伊勢大神宮よりの帰途、「宿願のさのみほど経るも本意なければ」(巻四 205頁)と述べるが、熱田社での華嚴経書写供養について述べるのみで、五部大乘経には言及しない。

3 三角洋一氏は、我が国の故実書・百科事典の類①『拾芥抄』・②『二中歴』・③『壞集』・④『伊呂波字類抄』・⑤『壺囊鈔』、史料類⑥一切経一筆書写人色定法師による「宗像大宮可奉施入五部大乘経」奥書・⑦『本朝文集』「伏見天皇奉後深草天皇周忌法会諷誦文」、文学作品⑧『源平盛衰記』・⑨⑩『古今著聞集』・⑪『増鏡』・⑫⑬『太平記』・⑭『とはすがたり』の14例を精査され、①と⑤には華嚴・大品・大集・法華・涅槃の順序もあり、これも認められていたかとする。

『とはすがたり』後篇の周辺」(高知大学学術研究報告)第23巻 一九七四年九月)参照。

4 「女楽」で御所を出奔した際に「これよりして、長く琵琶の撥を取らじと誓ひて、後嵯峨院より賜はりてし琵琶の、八幡へ参らせしに、大納言(雅忠)の書きて賜ひたりし文の裏に、法花経を書きて参らるとて、経の包み紙に」(巻二 96・97頁)とあるのと、「有明の月」逝去に際して「ありし子どもを返して、法華経を書きいたるも、(有明の月ガ)『讚仏乗の縁』とは仰せられざりし事の罪深さも、悲しく案ぜられて、年も返ぬ。」(巻三 145・146頁)、伏見の御所での後深草院との面会に「もし偽りにても 申し侍らば、我頼む一乘法華の転読二千日に及び、女法写経(如法経)一定の法式に従って経文を筆写すること。多くは法華経を言う。)のつとめ、身づから筆を取りてあまた度」(巻四 210・211頁)とあるのを指す。

5 注3の論文で、三角氏は、巻四の「女法経」を、『とはすがたり』に記述のない「華嚴経前の三十巻」と想定している。(注4参照)

6 第四章「後深草院の実像―『とはすがたり』が目指したもの」注10参照。

7 藤原識子。二条の母方の叔母。後に従一位となり、鷲尾一品と称す。第一章「宮中編の構造―玄輝門院の呼称から」四「事件の背景」参照。

8 西園寺実兼は京極派の盛衰に大きな役割を果たした。『弘安百首』『嘉元百首』『文保百首』に詠進し、『続拾遺和歌集』以下の勅撰集に多くの作品が取られている。『実兼集』という歌集があり、さらに伏見天皇の詠歌群断簡と考えられてきた「広沢切」と称される古筆切れの中に、実兼自筆の断簡が紛れていることが指摘され、実兼詠であることが確認されている(岩佐美代子「西

園寺実兼―とはがたりの作者の女兒をめぐつて―』『京極派歌人の研究』（一九七四 笠間書院）、別府節子「鎌倉時代後期の古筆切資料―初期京極派を中心に」『出光美術館紀要』九号二〇〇三年十二月）。『とはがたり』も「北山准后九十賀」歌会において実兼の歌が特に賞賛されたことを記す。性助法親王は「性助法親王家五十首」という催しを行っており家集もあつたらしい。『続古今和歌集』以下に三十七首入集。（久保田淳校注・訳『建礼門院右京大夫集・とはがたり』（新編日本古典文学全集 一九九九年 小学館）解説「五有明の月と近衛の大殿」）。

9 現天理市の和爾下神社付近にある歌塚かという。

10 「講式」は仏の事跡を述べ、徳をたたえる仏教歌謡。人丸の事跡と徳を讃えたものか。

11 院政期に始まる。元永元年（一一一八）六月十六日に藤原頼季が行ったとするものを参考に記す。人丸の図絵に「飯一杯并菓子魚鳥等」の作り物の供物を供え、「和歌宗匠」が人丸影への初献。おのおの献杯の後「人丸の讃」を講じ、次に「水風晚来」の題で和歌を講じ朗詠、の順で行われた。（『柿本影供記』『古今著聞集』第五・一七八話）。また二条の曾祖父源通親も御影供歌合を行っている。なお、『正徹物語』では、人丸の忌日を「三月十八日」として、知っている人は少ないとする。二条が三月八日に御影供を行ったのは、八日の伝承もあつたか、写本の段階で「一」が脱落したか、二条自身の誤りか定かではないが、人丸の忌日に合わせたのであろう。松本寧至『女西行 とはがたりの世界』（二〇〇一年 勉誠新書）参照。

12 後宇多天皇の『新後撰和歌集』に対して、伏見天皇も、永仁元年（一二九三）八月、二条為世・京極為兼・飛鳥井雅有・九条隆博に勅撰集撰定を諮問したが、選定作業の中心人物として天皇の意中にあつた京極為兼が、永仁四年五月、権中納言を辞して隠居し、永仁六年三月、関東に対し陰謀を企んだかどで佐渡に配流されたことにより立ち消えとなっていた。『新後撰和歌集』撰進と同年の嘉元元年（一一三三）に召還されたものの、伏見天皇の『玉葉和歌集』が総覧されたのは、二条が御影供を行ってから八年後、正和元年（一一三二）のことであつた。

13 「宿願」の解釈については、執筆動機に関わつてさまざまに論じられてきたが、初期には、五部の大乘経完成自体を指すとするもの、または五部の大乘経完成を通して祈念し続けてきた「願」を指すとするものが多く、写経の行為を指すにせよ目的を指すにせよ、五部の大乘経完成に関わる解釈がなされていたが、福田秀一氏が「通説に五部大乘経書写の宿願とするが、むしろ久我家の家運ないし歌道再興の宿願であろう」（新潮日本古典集成）との見解を示し、その後三角洋一氏が「五部の大乘経を書写供養することだけでなく、和歌の道に精進して勅撰集作者になることも含まれていよう。」（新日本古典文学大系）、久保田淳氏が、「歌の家としての久我家の名誉再興の願いか」（新編日本古典文学全集）との解釈を示され、現在では、勅撰集入集を通しての家名復古に特化するか、五部の大乘経を複合するかという二通りの読み方がなされている。（三角洋一『とはがたり』における構想と執筆意図）『とはがたり・中世女流日記文学の世界』今井

卓爾・石原昭平・津本信博・西沢正史編『女流日記文学講座5 一九九〇年 勉誠社』、青木経雄『「と
 はずがたり』私論―跋文の分析を中心に―』『日本文学研究』一九九〇年三月、松村香織『「とほ
 ずがたり』跋文「宿願」の解釈―「宿願」を想起させる三要素の分析を通して―』『日本文芸研
 究』二〇〇一年六月） 参照。

14 亀山院が嘉元元年（一二三〇）に生まれた恒明親王（母昭訓門院）を後嗣としようとし、後
 宇多院と対立した経緯あり、後宇多院の故亀山院に対する感情は必ずしも親しいものであったと
 は考えられないが、亀山院が、一度後宇多院に譲った八条院領の御願寺領を取り返して恒明に譲
 るなどして後宇多院との対立を深めたのは、没年の嘉元三年のことであり、『とはずがたり』記
 事最終年の前年の事である。二条がこの父子の軋轢について詳しく知っていた可能性は少ないと
 見てよいだろう。

『とほがたり』系図

